

六 報

第65号

国立大学協会

昭和49年8月

会 報

(第 65 号)

目 次

○ 閑谷学校——300年の伝統をもつ郷学——……………谷口澄夫(3)

A 事業報告

1 諸会議議事要録

- (1) 理事会(49. 6. 10)……………(8)
- (2) 理事会(49. 6. 19)……………(18)
- (3) 第54回総会(49. 6. 18)(第1日)……(21)
- (4) 第54回総会(49. 6. 19)(第2日)……(29)
- (5) 第21回事務連絡会議(49. 6. 21)……(33)
- (6) 第1常置委員会(49. 5. 18)……………(41)
- (7) 第1常置委員会(49. 6. 19)……………(44)
- (8) 第2常置委員会・入試期特別委員会
合同会議(49. 6. 10)……………(46)
- (9) 第2常置委員会(49. 6. 19)……………(49)
- (10) 第3常置委員会(49. 6. 19)……………(50)
- (11) 第4常置委員会(49. 5. 30)……………(51)
- (12) 第4常置委員会(49. 6. 19)……………(54)
- (13) 第5常置委員会(49. 5. 27)……………(55)
- (14) 第5常置委員会(49. 6. 19)……………(58)
- (15) 第6常置委員会(49. 5. 10)……………(59)
- (16) 第6常置委員会(49. 6. 19)……………(63)
- (17) 医学教育に関する特別委員会
(49. 6. 17)……………(66)
- (18) 研究所特別委員会(49. 5. 7)……………(70)
- (19) 教職員の厚生等に関する特別委員会
(49. 5. 29)……………(72)
- (20) 教員養成制度特別委員会(49. 5. 21)
……………(73)
- (21) 実施方法等調査専門委員会・科目別

研究専門委員会委員長ならびにコン

ピューター専門委員会の合同会議

(49. 5. 1)……………(76)

- (22) 入試改善調査委員会・実施方法等調
査専門委員会・科目別研究専門委員
会委員長ならびにコンピューター專
門委員会合同会議(49. 5. 23)……………(82)
 - (23) 試験問題実地研究の地区世話大学打
合せ会(49. 6. 10)……………(84)
 - (24) 西独学長招待準備委員会(49. 6. 11)
……………(88)
 - (25) 特別会計制度協議会(49. 5. 10)……(90)
 - 2 諸会合……………(92)
 - 3 第54回総会国立大学協会事業報告書…(93)
- ### B 要望書等
- 1 「第3次定員削減計画」に関する決議
(49. 6. 18)……………(99)
 - 2 物価高騰に伴う補正予算に関する要望
(49. 6. 19)……………(99)
 - 3 正課中における学生の災害事故対策に
ついて(要望)(49. 6. 18)……………(100)
 - 4 大学保健管理施設の増設・充実につい
て(要望)(49. 6. 18)……………(100)
 - 5 国立大学共同利用研修施設設置に関す
る要望書(49. 6. 18)……………(101)
 - 6 大学および大学院の奨学制度の拡充に
ついての要望書(49. 6. 18)……………(102)

- 7 在外研究員・外国人教員および外国人留学生に関する要望書について (49. 6. 18)…………… (102)
- 8 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について(49. 6. 19)…………… (103)
- 9 国家公務員共済組合年金について (要望) (49. 6. 19)…………… (104)
- 10 要望書等の処理について(49. 6. 25)…(105)

C 資料

- 1 浜松医科大学および宮崎医科大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部改正について(49. 6. 18)…………… (106)
- 2 入試改善調査研究報告書(中間報告)に関する趣旨および概要(49. 5. 21)… (106)
- 3 国立大学入試改善調査研究報告書(中

- 間報告) についてのアンケート(照会) (49. 5. 21)…………… (108)
- 4 昭和49年度国立大学入試改善調査研究の実施委託事業計画書…………… (110)
- 5 昭和49年度試験問題実地研究実施要項…………… (111)
- 6 大学院設置基準(49. 6. 20)…………… (114)
- 7 学位規則の一部を改正する省令 (49. 6. 20)…………… (117)

D その他

- 1 学長の異動について…………… (122)
- 2 寄贈図書…………… (122)
- 3 窓
 - 外国語学の基盤整備のために……………(98)
 - 離島教育とデータ通信…………… (121)
 - 南米でのひとつの思い出…………… (123)

閑谷学校—300年の伝統をもつ郷学—

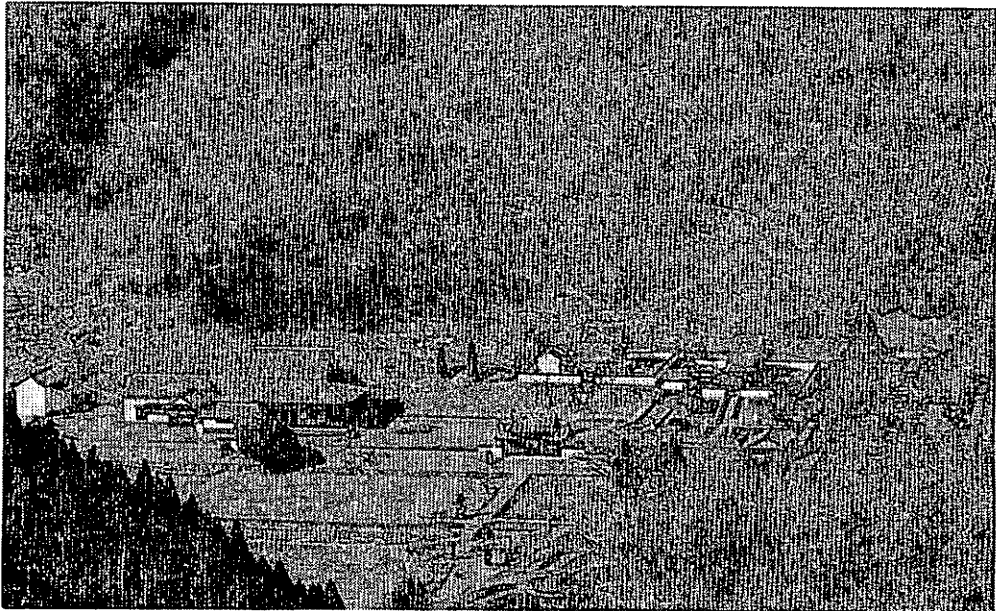
谷 口 澄 夫

新幹線の西のターミナル岡山駅から国道2号線を東へ進み、備前市の伊里中というところから左折して溪谷に沿って北上すれば、しばらくして閑谷(しづたに)新田(旧和気郡)のつきるところに、三方を山に囲まれた清楚な窪地がひらけ、ここに立地する創建当時の見事な遺構である中国式の古風な建造物の偉観に、恐らく来訪者はかたずをのむ思いにかられるであろう。これこそ、300年の伝統をもつ岡山藩営の庶民教育機関、閑谷学問所あるいは閑谷学校とよばれた郷学(ごうがく、岡山城下の藩校を国学といったのに対し、田舎にある学校の意)のほとんど完璧な遺構(国指定)である。岡山駅から約30km、車で50分程度の名蹟であるから、近時はひろく内外からの訪問者を迎えている。勿論、この学校は地方的な封建教学の拠点として設立・運営されたものであるが、この種のものでは創立が最も早い上にかずかずのユニークな性格をもっており、全国的にも特異な存在であるともいえるので、現代の学校とか教育の在り方との関連に思いをいたしながら紹介するのも意味があると思う。

31万5千石の岡山藩主池田光政は希にみる好学の大名で、幼少のころから大国の領主として治国の要諦を探求して悩み、ついに論語のいわゆる「君子之儒」の境地に到達すべきことを自覚したという。やがて彼は儒教の仁政・徳治の理念を政治の基調とするのであるが、そのためには自ら熊沢蕃山などの学者について儒学を深く修めるとともに、家中武士や領民にもその考えをおよぼそうとしたのである。いわば、当時の封建体制を維持・発展せざるために封建教学を奨励したわけであって、その限りにおいて、彼なりの政治と教学の一本化がはかられたものといえよう。

光政はまず家中武士の教育機関として、全国に魁けて寛永18年(1641)に城下近郊の花島に教場を設け、儒学(陽明学)と武芸を修業させた。その後、城内に仮学館をつくって諸生をここに移し、やがて寛文9年(1669)に本格的な藩校を新築して儒学(朱子学)の殿堂としたわけである。彼はまた、庶民の子弟に孝悌の道、孝経・小学・四書などの読書、および習字・算用などを学ばせようとして、寛文8年領内各所に123カ所の手習所を設置した。この手習所は5—6か村に1か所の割合で設けられ、通学する庶民の子弟は総数2,151人にのぼり、主として庄屋および神職・医者などが師匠をつとめた。しかも諸経費はほとんど藩庫から支出されたことなど、他にあまり類例をみない注目すべきものであった。しかし藩財政の逼迫、藩主交代を契機とする教学政策の微妙な変化、および寺院側や領民の一部にみられる反発などの諸事情から、足掛け7年後の延宝3年(1675)に至って全廃するという羽目におちいり、その備品としての書物や諸道具などは、当時すでに一応の成就をみていた閑谷学校へ統合・収納されたのである。ここに公的な唯一の庶民教育機関としての閑谷学校が登場するわけであるが、事ここに至るまでの過程に、光政の庶民教育に対する異常なほどの熱意を認めうるであろうし、また、現代における学校統合の問題と対比してみるのも興味があろう。

さて、光政はそれより前の寛文6年に、先祖の墓所候補地を検分するために、地方を巡視して和気郡閑谷（旧名は木谷村）の山郷にさしかかったとき、ここを「山水清閑にして宜しく読書講学すべき地」と称賛し、ゆくゆく学校を設立すべき地として選定したといわれる。今日でもこの地は都塵から遠くはなれ、文字通り清閑で美しい自然環境に恵まれており、交通の不便さえ忍ぶならば、学校用地としては適地であろう。寛文10年になって光政は、藩の重臣で学校奉行であった津田永忠にこの地に学校を設立するように命じ、かつ、この学校は後世にまで存続させるようにと指令した。永忠はすぐれた経世家であるとともに、土木事業に卓越した技量をそなえた人であって、早速にも閑谷の現地に転居して学校建設に身を捧げるようになった。やがて講堂・聖廟・飲室・学房などが相次いで成りさらに一段と壮麗に改築・整備が加えられて、全貌が完成したのは、着工以来実に30年を経た光政の



閑谷学校全景（岡山市，山崎治雄氏提供）

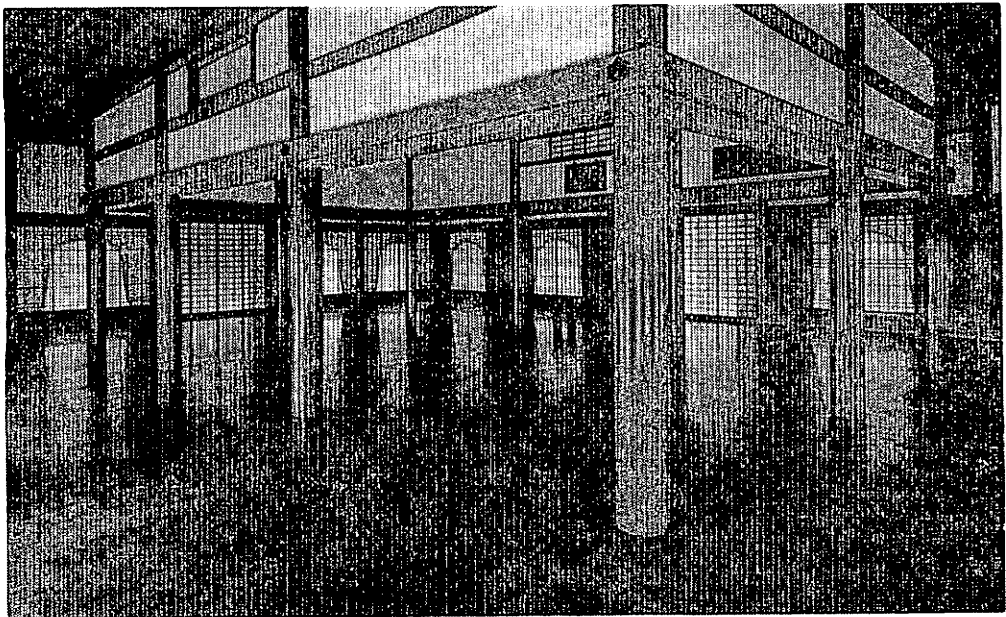
子綱政の代の元禄14年（1701）であった。その間には、学校より1kmの校地南境に2本の石門が建てられて校域が明示され、学校をとりまいて延長765mの堅牢な石塀も築かれた。かくして、その全容は儒学の殿堂にふさわしく細部にいたるまで中国風の様式をとり入れて整然とそなわり、壮美と堅固を全国にほこる偉観を呈するにいたったのである。なお、建設経費は詳かでないが、永忠が立案して施行されることになった社倉米の利息が充てられたものと思われる。

ここで注目されることは、学校を永続させるために永忠が講じた措置である。すなわち、第一は学校経営の財源の確保である。永忠は学校付近の閑谷新田など約450石の田地と約200町歩の山林を学校領に設定し、そこからの年貢米・運上銀を財源にあてる仕組みをとった。かくして閑谷学校は学校領の地主となり、学校領の農民は学校直轄の下作人となるという特異な関係が成立したわけである。第二は建造技術に精緻をつくしたということである。例えば、講堂の内室にある10本のすばらしい丸柱は割れ目が生じないように、わざわざ木の芯をはずして取っているのが木目のあり方でわかり、鴨居

や長押と柱との合わせ目には黒の漆目地を施して全くくずれをみせておらず、また、石塀の内部には割り栗石を水洗いして詰め込み、土気はいっさい除いて工事しているのかペンペン草も生えないすばらしさである。最後に、聖廟の東に創設者である光政を祀る芳烈祠(のち閑谷神社)が貞享3年(1686)に建立され、内部に光政の金銅座像が安置されたということである。このことは学校の精神的権威の確立、ひいてはその永続の至当性を主張する大きな力となったであろう。

次に、学校の機構・教育内容と方法・入学者などの様子について、岡山大学付属図書館蔵『備陽国学記録』(池田家文書)などによって大要を紹介しよう。学校運営上の機構は漸次に整備されたものであるが、藩の学校奉行の支配監督の下で閑谷の現地に在住する職員は、諸生(大生・小生)の教育を直接担当する教官と、経営事務を主に担当する事務職員とからなり、前者には教授役1—2人および読書師・習字師(手習師・水習師)およそ10人ばかりが置かれ、後者には最上席の見届役2—3人の下に、蔵方・山林方・書物方・筆紙墨方・校厨賄方・作事方・日雇方・山廻り・番人などが置かれていた。ただし、教官と事務職員とは相互に兼務した場合もあり、また、諸生の優秀な者が選ばれて読書師に雇われることもあった。なお、藩財政の緊縮方針に沿って早くも宝永5年(1708)には下級職員の削減が行われており、江戸後期になればしばしば古格・先例にかかわらず思い切った節減が厳命されている。

閑谷学校の学統は、藩校同様に正統派の朱子学であったことは当然である。重要な行事としては毎正月の読初めと8月の釈菜との両儀があって、いずれも藩校から学校奉行が outward して執行された。諸生の教育をみると、全員にまず課せられたのは習字と孝経・小学・四書五経の素読であり、ついで左伝・国語・史記・漢書などの中国の史書にもおよんだ。習字と読書は休日である5・10の日を除いて



講堂内部(岡山市, 山崎治雄氏提供)

毎日4ツ時(午前9時)から9ツ半時(午後1時)まで行なわれ、このうち、1・6の日の4ツ時か

らは教授役による四書の講義が講堂でなされ、その後で習字と読書が課せられるというぐあいであった。近村からの通いの諸生はこれで下校するのが普通であったが、学房に寄宿している諸生は、前記の一般的な日課のほかに、午後4時から6時までの休憩時間を除いて、午前7時から午後10時までの間は寸暇なく勉強するように定められていた。その他、勉学に熱心な諸生の向学心を満たすために、1の日の夜には教授役や読書師の宅へ諸生3—4人ずつ招いて、課外としての読書会がもたれたようである。

手習所が全廃されて閑谷学校が公的な唯一の庶民教育機関となった結果、一般庶民の子弟の就学はかなりの制約をうけることになり、いきおい比較的に上層庶民の子弟の入学者が主体となったが、家中武士の子弟および他領の者も入学していたようである。庶民の子弟で入学を希望する者は、家主の名判と村役人の奥書のある入学願書を閑谷学校の見届役および教授役あてに提出し、藩の学校奉行の認可を得た上で入学することになっており、家中武士の子弟の場合もこれに準じた手続をとった。しかし他領者の場合は、岡山藩内の由緒ある者（ほとんど閑谷新田の村役人）に原則として1か年を限って身元引請人になってもらい、引請人から同様に入学願書を出して認可をうける仕組みになっていた。諸生の数は明確ではないが、幕末には約30人と限定していたようである。しかし明治元年の史料によると、庶民の子弟39人（うち和気郡内からの通学生9人）のほか藩士やその子弟が14人で合計53人を数え、すべてが藩内の入学生であった。そして庶民の子弟の内訳をみると、村役人級の子弟が14人、医者の子弟が8人、残りが一般農民などの子弟であった。他領からは近隣の播磨とくに赤穂郡からの入学者が目立ち、讃岐・備中・美作などの諸国からも入学していた。これらの他領入学で注目されるのは、大鳥圭介（赤穂の医者の子、のち学習院長・枢密顧問官などを歴任）や西周（石州津和野藩医の子、明治期の著名な哲学者）などである。

入学者のうち近村の自宅通学者のほかは学房（寄宿舎）に入った。学房の1部屋には大生・小生をまぜて4—5人を収容し、大生の1人が室長になって取締った。寄宿生の飯米は自弁であり、他領入学者は別に塩増料として1日につき白米1合をも納めることになっていた。なお、諸生は習字用の諸道具や材料類を支給され、学業に格別精進した者は金子や書物などを賞賜されることがあったが、反面、在學生は学則や示達などによって、学業や行儀作法などきびしく督促されたわけである。

閑谷学校も創立から明治維新までの200年間には、両度におよぶ閉鎖の危機を切り抜けるなど紆余曲折があった。しかし総体的には、嘉永4年（1851）本校を視察した横井小楠をして、江戸の聖堂以外には天下にこのような壮嚴な学校はあるまい、といわしめるほどに施設・機構がすぐれており、その名声はつとに全国的にひろまったようである。高山彦九郎・菅茶山・頼山陽・大塩中斎なども参観しており江戸後期には伊予松山藩主・丹後田辺藩主・因幡鳥取藩主などから、学校の大要についての照会が寄せられているのもその証左である。

明治3年の藩制一新に際して、本校は閉鎖されて岡山学校（藩校）に併合され、翌4年の廢藩置県では岡山学校も廢止されて普通学校の名称で新発足することになった。閑谷の学校領のうち学田は下作人に付与されて民有地となり、学林は明治政府の所有となり（明治40年池田家に返還）、学校の地所および建造物は区内共有を経て明治10年旧藩主池田家に譲渡された。しかし、明治6年旧藩主の財政

援助を得て旧藩士らの手によって学校の再興がはかられ、備中に旧松山藩の儒臣山田方谷を迎えて閑谷精舎として再開されたが、同10年には休校となった。ついで同17年に保費会の手によって閑谷費として再開され、中西毅一（薇山）が費長となって漢学教授を中核とする異色の学校として新発足することとなり、勤儉・正直・信実を三つの宝として多数の有為な人材を輩出していった。このように、明治初年以後は民間有志の努力によって私立学校としての変遷をたどったが、大正10年県立移管となって閑谷中学校、昭和23年県立閑谷高等学校、翌24年高等学校の再編成で県立和気高等学校閑谷校舎（生徒数約450人）、同39年になると入学希望者が24人に激減したので閑谷校舎はついに閉鎖されることになり、和気高等学校は和気閑谷高等学校と改称して、閑谷学校の伝統を継承した学校であるという意味を明らかにした。ついで翌40年に閑谷の地に岡山県青少年教育センター閑谷学校が設置され、特別史蹟としての閑谷学校の環境と伝統を保護するとともに、集団生活を通じて県下青少年の健全育成の場として活用されることになった。

以上のべたように、庶民教育機関としての閑谷学校300年の歴史を回顧すれば、江戸時代の200年間は全国有数の藩営の郷学として、封建教学の地方的な特色のあるセンターとして、わが国学校教育史とくに庶民教育史の上でまことに刮目すべきものであったと評価されるであろう。そして明治から大正にかけては、漢学教育に重きをおく私立学校として異彩をはなち、県立移管後も伝統を生かした人間教育の場として、命脈を保ちながら今日におよんでいるわけである。まさに、創設者の遺志を継承して現代に活かしているというべきであろうか。

（筆者 岡山大学長）

事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭和49年6月10日(月) 13.00~15.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 林 会長

岡本, 相磯副会長

丹羽, 白淵, 加藤, 石原, 川上, 大山,

都留, 清水, 桜場, 芦田(淳), 井上,

小島, 芦田(謙), 山岡, 池田, 黒田,

外山各理事

谷田(第2), 広根(第3), 後藤(第

5) 各常置委員会委員長

博田, 戸田各監事

林会長主宰のもとに開会。

会長より開会の挨拶があったのち、丁子事務局次長より配付資料の説明があり、前回(4月22日)の議事要録の朗読は省略して直ちに議事に入った。

議事

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 岩手大学の大学葬ならびに南原初代会長の逝去について

岩手大学植村学長が去る4月13日逝去され、5月9日に大学葬が行われた。協会としては花輪を供え、弘前大学長に会長弔辞の代読をお願いした。

また、去る5月19日当協会初代会長南原繁先生が逝去されたので、取敢えず弔電を送り、5月25日の告別式に参列した。

謹んでご冥福を祈りたい。

(2) 自民党文教関係議員との懇談会について
去る4月26日自民党よりの要請により、

自民党文教関係議員との懇談会が行われた。当協会より相磯副会長ならびに谷田第2常置委員長が出席され、今後の高等教育の在り方および入試改善等に関し種々意見交換ならびに懇談が行われた。後刻両学長よりもご報告をお願いしたい。

(3) 日教組との会見について

去る6月7日日教組大学部会との会見が行われた。これは毎年国大協総会前に日教組から総会への要望事項伝達のため開かれているもので、当協会より相磯副会長ならびに谷田(第2)、都留(第6)の両常置委員長が出席され、要望をきき懇談を行った。これについても後刻出席された各学長からその状況をご報告願いたい。

(4) 特別会計制度協議会の開催について

去る5月10日予算概算編成前の定例の特別会計制度協議会が開催され、昭和50年度概算編成方針に関し文部省側と種々意見交換を行った。

(5) 西独学長招待の日程等について

西独学長招待については、先方よりの回答が遅れていたが、先般漸く日程ならびに来日者の名簿が資料4のとおり決定された旨回答があったのでご報告する。

(6) 大学運営協議会研究部会について

宮島東京教育大学長の退任後欠員となっていた第2研究部会長は、飯島広島大学長

にご依頼することになったのでご報告する。

(7) 各種委員会委員等について

文部省から私に対し前年度に引き続き高等教育懇談会の委員として参加してほしい旨、また相磯副会長に対し放送大学(仮称)創設準備調査会の委員として協力願いたい旨申し出があったのでご報告する。

(8) 当協会に対する要望書について

前回理事会以後当協会に対する要望書等の提出は資料11のとおりであり、関係委員会に回付したのでご了承願いたい。

(9) 自民党文教懇談会の報告について

先程ご報告した4月26日の自民党文教関係議員との懇談会の模様について出席された方々からご報告を願いたい。

これについて相磯副会長より次のとおり報告があった。

去る4月26日谷田第2常置委員長と私の2人が自民党本部を訪れ、自民党の西岡文教部会長、坂田文教制度調査会長、藤波文部政務次官および塩崎文教委員会理事の4人と文教関係の問題について懇談した。文教部会と文教制度調査会では中教審答申以後文教政策の具体的方針の検討を続けてきたが、このほど高等教育改革案をまとめたので、これについての国立大学側の意見をききたいということであった。私達の方は、国大協側として出席したが個人的意見であるという前提で意見交換を行った。

まず、当面問題になっている大学運営臨時措置法については、自民党文教部会としては自動延長というのが常識的な線ではないかと考えているということであった。

次に高等教育の今後のあり方について、

大学進学率上昇の中で大学の量を機械的に拡大するだけでは意味がなく、むしろ質的向上と大学格差を是正することが先決である旨が述べられた。そして、その方針に従い今後10年間の文教政策の展望の中で、前期5年間は、現在文部省が予算上の措置を講じて始めている国立の医科大学、教員養成大学院大学、技術科学大学院の整備は別として国、公私立を含め一切の大学の新設と学部、学科の増設を原則として認可しない(改組の場合などは例外的に認める)。後期の5年間も、地方ブロック別に調査し不足している専門分野を補充する以外は前期5年と同じ方針で新設は抑制し、専ら既存の大学を整備充実し、学術水準の向上を図る。その方策の一つとして旧7帝大を大学院大学に昇格するなど考える。その他、大学の入学時期を9月とすること(卒業は諸般の社会事情から3月とする)、これに伴う修学期間の年数の問題、大学の卒業要件を厳しくすること、留年は病気などを除き1年間とすること、などの考えが述べられた。

これに対し、われわれの方では、今後10年間学部、学科の増設を認めないことは困る、医科大学の新設は教官が不足している現状で乱立されることは問題であり教員の計画的養成が必要である、地方大学の整備充実の後期5年間でなく前期、後期を通してやるべきである、理科系偏重でなく人文系の拡充も図るべきである、などの意見を述べ、また留年の制限、卒業要件を厳格にすることなどについては大学が自主的に考えるべき問題であり、9月新学期制については日本の社会制度の中で可能かどうかの問題がある、などの意見を述べた。あと

は入試関係の問題であるので谷田委員長よりご報告を願いたい。

ついで谷田委員長より入試関係問題の懇談の様相について次のとおり報告があった。

大学入試の改革については、先程も報告があったように基本方針として入学を容易にし卒業を厳しくする、入学者を多くして在学期間は短く絞る、という考え方が出されている。当面の入試方法の改善については、国大協で調査研究している共通第一次試験についてはこれを評価すると共に、それを踏まえて更に国立私立全大学を含めた全国統一の資格試験を考え、第二次試験はこの資格試験合格者に対し各大学が専攻学部、学科に応じた科目の試験と面接試験ならびに小論文を課し、これらと高校内申書との総合評価で合格者を決めるという構想を持っている。なお、入試は2回チャンスをもたせるため第一次では20～30%の定員を留保して第二次募集を行うことを考えている。

以上のような構想に対し、われわれは国大協の入試改善調査研究は国立大学の共通第一次試験の研究のみであってこれを拡大して考えていないこと、またこの共通第一次試験は大学入試の一部であって、いわゆる資格試験ではないこと、などを説明しておいた。

このあと相磯副会長より次のとおり述べられ報告を終った。

全体の感じとしては、この自民党の改革案は、高等教育懇談会の進学率上昇を前提として大学の拡大を図るという構想とは反対のもので、量的拡大は抑制して専ら質的

向上を図ろうとするものである。しかし、いろいろな点を考えているので各方面の意見もきき、その上でまとめてできれば次の通常国会に法案を提出したいというのが文教部会の考えのようである。

以上の報告に対し、2、3の質疑や意見が述べられ、この件の報告を終った。

10) 日教組との会見の報告について

会長より、この会見に出席された方々からその模様をご報告願いたいと述べられ、これについて相磯副会長より次のような状況報告があった。

去る6月7日に開かれたこの日教組との会見は、毎年国大協の総会が開かれる前に日教組側から総会に対する要望提出ということで開かれているものである。当日は日教組から畠山大学部長以下7～8名が出席し、当協会からは谷田第2常置委員長、都留第6常置委員長と私の3人が出席して、その要望事項を伺い約1時間懇談した。今回提出された要望の内容は、例年のものと大差はなく次のような事項であった。①大学予算の大幅増額、②定員削減の廃止と教職員の増員等、③大学教職員の待遇改善、④大学に対する権力統制の排除、⑤入試制度の改善、⑥大学教職員の労働条件の改善の6項目であり、国大協としてもこれらの問題を取り上げて積極的に働きかけてほしいということであった。なお、要望書は改めて提出したいとのことであった。

以上で会務報告を終り、続いて協議に移った。

II 協 議

(1) 浜松医科大学および宮崎医科大学の当協会加入とその関連事項について

① 両大学の当協会加入について

会長より、目下開会中の第72国会において創設が決った浜松医科大学および宮崎医科大学より当協会加入の申し出があるので承認してよろしいかと諮られ、異議なく承認された。

なお、両大学の入試期（Ⅰ期校、Ⅱ期校の所属）決定に関して相磯副会長（入試期特別委員会委員長）より次のような提言があった。

Ⅰ期校、Ⅱ期校の選択は当該大学の希望によって決めるよう要望したい。これまでの決め方にあいまいな点があるので当該大学がその希望を通すよう国大協から伝えてはどうか。

これについて谷田第2常置委員長より次のような説明があった。

昨年の筑波大学と旭川医科大学の場合は、当該大学からこのことについての事務的連絡があり、この申し入れを第2常置委員会で受け文部省にこの由を通じたが、実際には当該大学と文部省との協議で決定され、国大協はその結果をきいたという経過になっている。

この件について会長より、この入試期の問題については両大学にその希望を主張するよう伝えることにする旨が述べられ、更に両大学の当協会加入の件は来たる第54回総会に附議することになるのでご了承いただきたいと述べられた。

② 浜松医科大学および宮崎医科大学の国立大学協会加入に伴い「理事及び監事総会互選要領」その他関係規則の一部改正について

会長より、両大学の加入承認に伴い、

当協会の関係規則を改正する必要があるので、資料5についてお諮りしたいと述べられた。ついで鶴田事務局長より資料5の朗読ならびにこれについての補足説明があり、原案どおり承認されたので、これを第54回総会に提出することとした。

(2) 特別委員会委員の交代について

会長より、学長の交代に伴う特別委員会委員の交代を資料7のとおり選任してよろしいかと諮られ、異議なく承認された。

(3) 教員委員の選任について

会長より、去る3月末定年退官された常置委員会等の教員委員の補充について資料7のとおり選任してよろしいかと諮られ、また大学運営協議会の臨時委員の選任についても便宜上本日の会議を大学運営協議会に切替え、資料7のとおりご承認願えれば幸いであると述べられ、いずれも異議なく承認された。

(4) 試験問題実地研究実施要項について

会長より、入試改善調査委員会の試験問題実地研究の実施について、その実施要項が資料8のとおり同委員会で決定されたので委員長よりこの件についてご報告願いたいと述べられ、これについて岡本副会長（入試改善調査委員会委員長）より次のとおり報告があった。

昭和48年度の入試改善調査研究の報告書（中間報告）を過日各大学にお送りした。そして、この報告書について各大学より意見を求めるため、過般全国5地区で報告書ならびにアンケートについての説明会を催した。本年度の入試改善調査の研究題目としては前年度の調査研究の継続のほか、主

な事業計画として試験問題実地研究——本番の共通第一次試験の場合と同じような業務運営を小規模な形でテストするもの——の実施を計画した。これは全国7地区で各500名の高校生(3年生)を対象として行うもので、これの実施のため各地区に世話大学を設定し、そのあっせんにより設置される地区試験実施委員会にこれの実施業務をお願いするものである。本日午前中、この世話大学の方々にお集り頂き、これの実施の協力をお願いと実施上の具体的な問題についての協議を行い、承諾が得られた。

この地区試験実施委員会は5名の教官と1名の事務担当責任者の6名をもって構成されるが、この委員の選出については世話大学およびその近辺の大学のお世話になることが多いと思われるのでよろしくご協力のほどをお願いしたい。この実地研究の詳細は本日の世話大学の打合会で各学長、事務局長、入学主幹等列席の下で検討したが、更に具体的な点については7月中旬開催予定の地区試験実施委員長会議で検討することになっている。

以上の報告に対して、今度の実地研究の狙い所は学生側にあるのか或いは大学側の方にあるのか、との質問があり、これについて岡本委員長より次のとおり述べられた。

この実地研究の狙いは、共通第一次試験の実施方法の細かい検討のためである。共通第一次試験は多数の受験生を対象とするためコンピューター処理方式で実施することになるが、このコンピューターシステムで行うには入試の業務の全般に亘り実地に

運営してみる必要がある。それによって、問題点を見出し、今後の検討を進めて行くということである。

これについて加藤理事(実施方法等調査専門委員会委員長)からも更に次のとおり説明があった。

実施する側として大量処理というのは技術的に複雑な面があり、その研究をするのが実地研究の狙いである。受験生にはマークシートの使用法の評価という面もあるが主眼は実施に伴う技術的な研究である。

その他2、3の意見交換があり、この試験問題実地研究の実施を了承した。

(5) 大学における研究所に関する調査研究報告書について

会長より、研究所特別委員会においては、このほど「大学における研究所に関する調査研究」をとりまとめ成案(資料9)を得られたので、委員長からこれについてご説明を願いたいと述べられ、これについて加藤理事(研究所特別委員会委員長)より次のとおり説明があった。

懸案となっていた研究所に関する調査研究報告書がこのほど出来上った。これが出来上るまでの経過を一応ご説明すると、過去2年半にわたり調査研究が行われ、その間本委員会が7回、専門委員会が9回開かれた。第一次原案を昨年各大学にアンケートしたところ90%近くは概ね賛成の意見であったが、種々アドバイスや疑義なども寄せられたので、それを基に小委員会で数回検討を重ね、5月7日の親委員会で最終的な審議を行い成案を確定した。内容に関して述べると、全国国立大学に75の附置研究所があるが、その内容は多岐であるので、

さしあたりこれらの現状分析を行い将来の問題点を指摘するという方針でまとめ、研究所の改革問題は将来に残した。大学における研究所についての調査研究は初めてのものであるが、この時点で出すことにしたのでよろしくご了承願いたい。

これについて会長より、この調査研究報告書を総会に諮ったうえ公表することにしたと述べられ、了承された。

(6) 教育系大学、学部における大学院問題（案）に関するアンケートについて

会長より、このたび教員養成制度特別委員会において「教育系大学・学部における大学院問題（案）」が資料10のとおりまとめ、同委員会からこれを各大学に送って意見を求めたい旨の申し出があったのでお諮りしたい。委員長に代り同委員会委員である戸田監事よりご説明願いたい、と述べられた。

これについて戸田監事より次のとおり説明があった。

本特別委員会では昭和47年11月「教員養成制度に関する調査研究報告書」を発表したが、次の作業として3つの研究課題を取り上げ、その1つである「教育系大学・学部における大学院問題」の調査研究がこのほどまとまった。この報告書（案）は小委員会での検討結果をふまえ、去る5月21日の本委員会では審議のうえ成案を得たものである。それで、本日の理事会でこれをご了承頂いたうえ各大学に意見照会をしたいのでよろしくお願いたい。

なお、本委員会では取り上げている他の2つの課題は①教育系大学・学部における設置基準、②一般大学における教員養成の問

題、であって、それぞれ集中的に審議し逐次まとめることにしているのでお含みおき願いたい。

この報告に関して、教育学部の設置基準の問題については教大協でもこれをまとめつつあるので、それとの調整も考えて併行的に進めることを考慮されたい旨の発言があり、これに対し戸田監事より、そのことは委員長によく伝えることにする旨の回答があり、この報告書（案）を各大学に意見照会することについては異議なく承認された。

(7) 委員長報告と協議

都留第6常置委員長が早退される関係でまず第6常置関係の報告から始めることにした。

1) 第6常置委員会関係

都留委員長より教官等の待遇改善案に関して次のとおり報告があった。

本委員会の給与問題小委員会で作成した「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書（案）」の扱いについて、この案を検討するため第1常置と第6常置の合同小委員会を設けることを前回（4月22日）の理事会に提案したが了承が得られなかったため、これの今後の扱いについて去る5月10日に常置委員会を開いて審議した。その結果、この報告書（案）に対する各大学の意見を考慮に入れつつ第6常置の権能を越えないように小委員会での案を練り直し、制度問題に係る事項はオープンエンドにして関係委員会等の検討に委ねるという方針となった。この方針に基づいて去る5月31日に小委員会を開き、問題の振り分けをした

文書を作成したので、これを今度の総会時に開催される常置委員会に諮ったうえ、理事会に提出することにした。

以上の報告のあと、加藤理事より、最近の物価上昇に伴い大学予算が窮迫状態にあるが、このような事態に対し当面予算的な緊急処置を講じるよう文部省に要望することを第6常置として考えられぬか、と提議があった。

これに対し都留委員長より、本日その要望を出すことが決定されれば次回の第6常置にかけることにしたい、と述べられ、会長よりこれの検討方を委員長に依頼された。

2) 第1常置委員会関係

加藤委員長より次のとおり報告があった。

本年3月末宮島委員長が退任されたあとを受けて私が委員長に就任した。そのような事情もあって本委員会は暫らく開かれていなかったが、去る5月18日に委員会を開催した。この委員会は文部省(大学課)からの要請があって開かれたもので、大学院設置基準案要綱について了解を求めるための説明が行われた。この大学院設置基準については、昨年4月に大学設置審議会大学基準分科会の「大学院および学位制度の改善について」(中間報告)が出され、これについて本委員会ではその内容を検討し、この中間報告に対する「見解」を昨年10月に発表した。大学院設置審議会では、この国大協の見解や各大学の意見等を参考にして「中間報告」を練り直し、本年3月に最終答申を行った。今回の大学院設置基準

案要綱は、その答申に準拠してこれを規程化したもので、大学院の設置と運営についての基準を示したものとなっている。この基準案要綱では、前回の「中間報告」に若干の修正が施され、例えば、博士課程、修士課程の性格の定義が変わりまたその修業年限についての規定も修正が加えられている。その他「中間報告」と変わった点や問題点等についての説明があり、これについて意見交換を行ったがこの設置基準要綱は6月中旬に省令として公布される予定となっており、こちらの意見を取り入れる余裕がない点は遺憾に思われる。

3) 第4常置委員会関係

池田委員長より第4常置関係の各種要望書に関して次のとおり報告があった。

第1の「正課中における学生の災害事故対策に関する要望書」については、昨年秋(48.10.31)の理事会で承認を得、12月開催の第53回総会にこれを提出した今回提出しようという要望書も内容は大体前回のもと同様のものである。この要望については殆どの大学が早期実現を望んでいる。文部省ではこれを促進するため調査費を要求し、本年度予算でこの調査費が認められた。それで、これを進めるために文部省は災害事故の実態調査を行ったが、これは先般(47.11~48.2)国大協で実施した調査と似たようなもので、その調査結果もほぼ同じようなものようである。そして、この調査の次の段階として各方面の関係者で構成する調査委員会のようなものをつくり、そこで具体策を煮つめて行くことにしている。

以上のような状況であるが、これを積極的に推進するために本年度も昨年度に次いで要望書を出したいので総会提出をご承認願いたい。(承認)

第2は「大学保健管理施設の増設・充実にする要望書」である。これについても文部省学生課と打合せたが、本年度も継続して要望書を出すことにしたい。保健管理センターは今年度5大学に新設されることになっており、設置の方は着々進みつつあるが、更にこれの促進を図りたい。一方、既設の保健管理センターの整備充実——所長に教授定員をつけることなどについては、これまで文部省は既設施設の充実は、設置の方が一段落してから着手するという態度であったが、本年度新たに教授定員が3大学につき、11大学において助教授が教授に振替えられ、今後毎年何大学かに教授定員がつく状況にある。そのような状況にあるので昨年の要望書の前文を若干修正し、整備充実を一層推進するよう要望したいと考えている。

以上の説明に関連して次のような問題の提起があった。

このたび文部省から保健管理センターを医師法による診療所にする手続をとるように言ってきているが、医学部のない大学の保健管理センターの状態ではその機能を果たし得ないし、また地域社会との関係が生じ厄介なことになる恐れがある。この問題について第4常置では検討をされているであろうか。

この問題について種々論議が交されたが、結局この問題については第4常置委

員長がその事情を調べるということになり、要望書提出の件については異議なく承認された。

ついで残りの2つの要望書について委員長より引続き次のとおり報告があった。

第3は「国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書」である。この共同利用研修施設については、現在全国7カ所(北海道1, 東北1, 関東2, 中部1, 中国1, 九州1)にこれが設置されており、本年度九州か鳥取のどちらかに1カ所新設される予定である。当初は、この共同利用研修施設の設置は難航したが、最近随分スピードアップされてきた。しかし、全国各地に少なくとも2カ所設置するというこれまでの方針に従って一層の促進を図りたいので、本年度も要望書を提出することをご承認願いたい。(承認)

最後は「大学および大学院の奨学制度に関する要望書」である。これは先般全国大学院生協議会から、大学院生の研究条件改善のための要望があるので第4常置委員長である私に会見したいとの申込みがあったことに端を発したものである。私はこの院生協の会見申込みについては時間的都合がつかなかったことと、他方国大協の常置委員会が他団体と交渉関係をもつことが適当かどうかの疑義もあったので、会見は断わり文書の提出を求めた。この院生協の要望書には多方面にわたる事項が記されており、これをどこで取扱うかの問題もあるが、その中の奨学金の問題——受給者の増員、受給額の増

額については、最近の異常な物価上昇による研究上、生活上の困難が察知されるのでこれについては緊急な措置が必要と考え大学院生のみならず学部学生を含めた形で奨学制度の拡充に関する要望書を提出することとした。この奨学制度に関する要望書は過去2回(44年度、45年度)提出した事例があり、その際の要望書を参考にして別紙のような要望書を作成したので、これの提出についてご承認を得たい。(承認)

ここで会長が所用のため中座され、代って相磯副会長が議長を代行し議事を継続した。

4) 第5常置委員会関係

後藤委員長より国際交流促進のための要望書その他の事項について次のとおり報告があった。

資料16の「在外研究員・外国人教員および外国人留学生に関する要望書」は、今度の第54回総会にかけて関係方面に要望したいので、過般(5月27日)の委員会で作成したものである。この在外研究員、外国人教員等の問題に関しては昨年10月各大学にアンケートし、12月末に回答を貰った。このアンケートについての集計は一応終ったが、一部の設問に定義のあいまいさがあるため、この項目に関する数字に不正確な点があるので、これについては後日文部省のデータとクロスチェックをして正確を期したいと考えている。今回の要望書はこの調査結果に基づき緊急なものを取り上げたもので次の3つの部門に分れている。

①は在外研究員に関するもので、過般

のアンケート調査の結果では、この研究期間が短いことと、派遣人員が少ないことの2点が特に指摘されていた。それで、在外研究員の増員と在外研究期間の延長について要望したいと考える。

②は外国人教員に関するもので、調査の結果では増員の希望と宿舍の整備について要望が多かった。増員については、現在の教員数(361名)とほぼ同数の人員を更にふやしてほしいという結果が出ており、宿舍については、現在大学の世話になっている者は約38%に過ぎないという実情であるので、外国人教員の増員とその宿舍の増設を要望することにした。

③は外国人留学生に関するもので、ここでは主に宿舍の確保が問題となっている。留学生の宿舍の現状は、2,150名の外国人留学生のうち公的な宿泊施設を利用している者は553名(25%)で、この553名のうち大学所属宿舍を利用している者はその3分の1の176名に過ぎない。このような極めて不備な実情であるので留学生のための公的宿泊施設の整備を緊急に講ずるよう要望したい。

以上の3点に関して要望したいと考えているのでご承認を願いたい。(承認)

次に前回の理事会で報告された西独コンスタンツ大学のパイゼルト教授からのドイツ文化情報センター設立についての協力依頼のことであるが、この依頼に対する回答文を過日の委員会で審議し、別紙のような返信をまとめこれを同教授宛に送ったのでご了承頂きたい。

5) 図書館特別委員会関係

谷口委員長に代り谷田委員より次のとおり報告があった。

委員長から伝言があったのでお伝えしたい。本委員会では「大学図書館の振興についての予算に関する要望書」を毎年出しているが、今年も前年同様要望書を出したいということで目下準備中である。できれば今度の総会に間に合うように作成したいとのことであるので、よろしくご了承願いたい。

6) 入試期特別委員会関係

相磯委員長より先般（4月23日）実施した入試期の一本化に関するアンケートについての各大学の回答状況に関し次のとおり報告があった。

この入試期問題のアンケート結果については、まず入試期特別委員会と第2常置委員会の合同会議で検討を行い、その上で理事会に報告するのが筋道であるがアンケートの回収状況の関係もあって理事会前に合同会議を開くことができなかった。それで、このあと総会までに理事会が開けないとすると、総会にこれをどのように提案したらよいかの問題がある。

まずアンケート結果について述べると回答の方は現在まだ5大学が未回答となっており、回答のあった73大学についての結果は次のとおりとなっている。

大学として賛成のもの54大学（Ⅰ期校18，Ⅱ期校36）

大学として反対のもの7大学（Ⅰ期校4，Ⅱ期校3）

学部別にまとめたもの8大学

どちらとも決めかねているもの4大学
大体以上のような状況で、大勢は一本

化の方向にあるといえる。なお、全部回答が集まったところで委員会において更に詳細に集計分析をするが、一応上述のような結果に対しどのような判断を下したらよいか。理事会の考えを伺えれば幸いである。反対は約20%程度であるが、これですぐ一本化を進めることはできないであろうか。反対の理由の主なものは今すぐ受験のチャンスを1回にすることは問題があるというようなことであって1回では困るという理由は少ない。そのほか、入試のことをもっと根本的に検討すべきであるとの意見もある。また、この一本化を実施するとなると、文部省の関係とかいろいろ実施上の問題があるがこの調査結果をどうとりまとめたらよいかご意見を伺いたい。

これに対して①入試期一本化と共通第一次試験との関係、②高校側の意見との関係、③現在の2回制のデメリットの点（学力の高いものに過度に有利でその他の者に不利である点）、④自民党文教部会の全国統一資格試験構想との関連、その他種々論議が交されたのち、これをどのように処理して総会に提出するかの問題が討議されたが、これについてはこの理事会の終了後に開かれる入試期特別委員会と第2常置委員会の合同会議の結論を俟つことにした。

7) 教職員の厚生等に関する特別委員会関係

池田委員長より「国家公務員共済組合年金に関する要望書」について次のとおり報告があった。

昨年12月の第53回総会の時と同時期に

開かれた国立大学事務局長会議で、国立大学教職員退職者の共済組合年金に関する要望書が出された。しかし、事務局長会議の名でこれを要望するよりも国大協の名で要望する方が適当であろうということになり、その旨の申し入れがあったので、去る5月29日の本特別委員会で諮った結果、資料25のような要望書を提出するという結論となった。この内容は①国家公務員共済組合の年金額を一般職の国家公務員給与法の改正に従って直ちにそのペースを改正すること、②年金額の算定基準となるべき俸給を過去1年間における掛金の標準となった俸給の平均月額とするよう改正すること、の2点となっている。

なお、②については今国会で法律改正が行なわれたが、これを早急に実施されるよう要望したものである。

なお、この要望書については①事務局長会議の要望を国大協として取り上げる点、②現職以外の者に対する要望である点、など特殊事情が認められるが、国立大学教職員の人材確保の見地からこの要望を提出したいのでよろしくご了承を得たい。(承認)

以上で本日の議事を終り閉会した。

(2) 理事会議事要録

日時 昭和49年6月19日(水) 12.00~13.00
場所 九段会館菊の間
出席者 林 会長
相磯副会長
丹羽、白淵、加藤、石原、川上、大山
都留、清水、桜場、芦田(淳)、釜洞、

井上、小島、芦田(譲)、山岡、池田、
黒田、外山各理事
谷田(第2)、広根(第3)、後藤(第5)、各常置委員会委員長
博田、戸田各監事

林会長主宰のもとに開会。

初めに会長より、本日の会議は1時間の短時間であり、協議事項も予定よりふえたので、能率的に議事を進めるようお願いしたいと述べられた。

議 事

1. 第6常置委員会「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」の今後の取扱いについて

このことについて都留理事(第6常置委員長)より次のとおり提案があった。

お手許の配布資料<国大協第6常置委員会「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」の今後の取扱いについての要望>についてご説明したい。この要望の趣旨は、第6常置委員会の給与問題小委員会がまとめた上述の報告書(案)を各大学に回付して意見を求めたところ、この報告書(案)に含まれている制度改革に関する問題(職階制、任期制、教授銓衡制度等)は制度問題を担当する委員会で審議すべきであるとの意見が多かったので、過日(5月10日)の第6常置委員会でこのことを審議した結果、この報告書(案)の内容を第6常置担当の事項と他の委員会の所管に属する事項に振り分けて、制度関係の問題は関係委員会に審議を依頼するということになった。それで、この方針に基づいて本資料を作成し、関係委員会での審議を要望したい事項として、①職階制の簡素化、②再任を認める任期制、③教授銓衡制度の3点をあげた。

この要望書を本日午前中に開催された第6常置に諮ったところ若干の訂正があった。それは①3ページ下段の5行を削除する。②5ページ下段のⅢ以下の部分は「付属文書」として別紙とする。③それに伴いⅢの番号はⅠに改め、以下ⅣはⅡに、ⅤはⅢにそれぞれ改める、の3点である。なお、この付属文書とした部分は、本日の第6常置ではその内容を審議対象とせず、給与問題小委員会の責任においてまとめたものを関係委員会での審議の際の参考に供するという趣旨で要望書に添付することを了承したものである。それで、その旨を付属文書の前書として付記したうえ要望書と共にこれを関係委員会に送りたいので、関係委員会においては上述の趣旨を了解され、自主的判断に基づく検討を行なわれるようお願いしたい。

以上の要望に対し加藤理事（第1常置委員長）より、第6常置の教官等の待遇改善報告書（案）のことについては本日の第1常置委員会でも懇談し、来る7月15日開催の委員会で審議することになっている旨の発言があり、理事会においても本提案を了承した。

2. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

このことについて都留理事より次のとおり説明があった。

本日の第6常置委員会でこの件を審議したが大体例年出しているものの内容で差支えなからうということになった。ただ、前回の要望後一部実現をみた事項もあるので（指定職の甲、乙の区別撤廃）、その辺の表現を若干改める必要がある。それと過去2回の要望書に掲げていた第1項の「国立大学教官等の待遇改善に関する調査会における調査・研究を促進すること」については、この調査・研究が遅れているのはもっ

ぱら国大協側の事情によるものであるので、この項の要望は今回は削除することとしたい。以上の点だけを変更してあとはそのままとし、例年の3項目について要望することとしたい。なお、この要望書の正式の文案がまだできていないので、午後の総会では趣旨説明だけをして文案は一任ということに取計らいたいので、この点のご了承も得たい。

以上の提議に対し格別の異議もなく、本件を了承した。

3. 物価高騰に伴う補正予算に関する要望について

このことについて都留理事より本日の第6常置委員会で審議作成された別紙要望書（案）について説明があり、異議なく承認された。なお文中の国立大学の本年度当初の基準的予算の拡大率を「平均8パーセント」と記した部分は「平均約8パーセント」ということに訂正した。

4. 国立大学の入試期に関するアンケート調査について

このことについて相磯副会長（入試期特別委員会委員長）より次のとおり報告があった。

この件については昨日の総会で一応の報告をしたが、各大学の回答が遅れた関係もあって合同委員会（第2常置委員会と入試期特別委員会との）の議を経て理事会に諮るという手続がとれなかったので、本日の理事会に正式報告をしよう承認を得たい。本席に配布した資料は「入試期問題に関する合同委員会の見解」となっているが、「見解」は「報告書（案）」というように訂正願いたい。

この報告書（案）には最初に国立大学の入試期問題についての国大協における検討経過が記されており、ついで今回の入試期一本化に関す

る調査結果の概要と、一本化に反対する反対理由が紹介されている。この調査の結果によると大多数の大学は一本化支持とみられ、一本化に反対する主な反対理由は「一本化に踏みきるだけの必然性が認められない」というものである。なお、この報告書（案）の最後のくだりに今後一本化を推進する場合のことに一言触れているが、この点については本日午前中の第2常置委員会で審議がなされたので谷田第2常置委員長の方からご報告を願いたい。

これについて谷田委員長より、この箇所については原案の「2回受験の機会を与えるという意見などを考慮し云々」とあるのは一本化に逆行する印象もあるので削除した方がよいとの意見であった旨の報告があった。

以上の報告のあと、この報告書の扱いなどについて次のような意見交換があった。

- 今の説明では入試期問題に関する「報告」ということであるが、前回の総会では何らかの見解を出すということであったと思う。この報告で前回総会の宿題に対する答えになるのか。
- 「報告書」ということだが、どこに対する報告書なのか。国大協総会への報告か、それとも文部省に対する報告か。
- この報告の取扱いについては本日の総会で話りたいと考えている。
- 「今後一本化を推進する場合は慎重にその措置を講ずる必要がある」と結んであるがその「措置」とはどのようなことを想定しているのか。
- 合同委員会としてはこの入試期の問題についてこれ以上の作業はできない。この報告書で大多数の大学が一本化に賛成であることと反対の場合の理由も述べられているので、こ

れを総会に報告し、文部省に尋ねられた場合もそのまま渡せばよいのではないか。「慎重に措置」のことも文部省の入試改善会議の方で具体的な検討もしているの、国大協としてはこの辺の方向を示すことでよいのではないか。

概ね以上のような意見交換があったのち、会長より、前回総会で一本化推進の方向が出されてこの作業が進められてきたので、この調査結果をそのまま総会にも報告し、また文部省にも伝えるということではよいのではないかと結論が述べられた。

ついで、今回の調査完了に伴い入試期特別委員会の任務は終了したことになるのかどうかについて論議されたが、この問題については暫く成行きをみたくえ次の総会までに結論を出すこととした。

5. その他

(1) 第6常置委員会財政問題小委員会の設置について

このことについて都留理事より次のとおり報告があり、了承された。

第6常置委員会は大学財政の問題を担当している関係から、昨年6月の総会時の常置委員会で今後大学財政の問題（積算基準施設基準、国家予算と文教予算の関係、物価指数と文教予算の関係等）を検討課題として取り上げて行くことが提起され、本日午前の常置委員会でこの問題の検討のため財政問題小委員会を設置することを諮ったところ了承されたので理事会のご了承を得たい。特に最近では医科大学の増設に伴い国立大学の定員や予算についての影響が大きいことなどの状況もあり、これらの問題も含めて大学財政の問題も検討したいと考え

ている。

(2) 新設大学拡充特別委員会について

このことについて加藤理事より次のような提言があった。

第1常置委員会では大学間の格差是正の問題を取扱ってきたが、学科目制と講座制との格差の問題について今までの経過を調べたうえでその問題点を整理し、これの検討を新設大学拡充特別委員会の方にお願ひしたいと思うが、この特別委員会の現状はどうなっているのか伺いたい。

これについて事務局よりこの特別委員会のその後の状況などの説明があったのち、この委員会の名称の適否やその役割等については次回の理事会で検討することになった。

(3) 第54回総会議事要録(第1日)

日時 昭和49年6月18日(火) 10.00~17.00

場所 九段会館芙蓉の館

出席者 各国立大学長

会長から、開会の挨拶があったのち、議事変更について諮られ、異議がなかったので、議事の一部を変更して本年度創設された浜松医科大学と宮崎医科大学の当協会加入について諮られ、両大学の加入が全会一致で承認された。ついで吉利浜松医科大学長および勝木宮崎医科大学長の紹介があった。

会長から、本日は帯広畜産大学からは、大原学長に代わり大江教授が、旭川医科大学からは山田学長に代わり黒田教授が、京都大学からは岡本学長に代わり林教授が、大阪外国語大学からは牧学長に代わり白木教授が、広島大学からは飯島学長に代わり荻野教授がそれぞれ代理出席された旨の紹介があった。

1. 前回総会以後における学長の交代について

会長から、前回総会以後における学長の交代について次のとおり紹介があった。

| 大学名 | 前学長 | 新学長 |
|----------|------------|-------|
| 岩手大学 | 植村定治郎 | 加藤久弥 |
| 東京教育大学 | 宮島龍興 | 大山信郎 |
| 三重大学 | 榑原慎吾(事務取扱) | 三上美樹 |
| 京都大学 | 前田敏男 | 岡本道雄 |
| 九州芸術工科大学 | 小池新二 | 太田博太郎 |

2. 委員長等の交代について

会長から、前回総会以後における委員会委員長、大学運営協議会研究部会長および常置委員会教員委員の交代について次のとおり報告があった。

| 委員会 | 前任者 | 新任者 |
|----------------|-----------|----------|
| 第1常置委員会委員長 | 宮島東京教育大学長 | 加藤東北大学長 |
| 大学運営協議会第2研究部会長 | 宮島東京教育大学長 | 飯島広島大学長 |
| 第1常置委員会教員委員 | 桑原作次(埼玉大) | 平田栄(埼玉大) |

3. 会議資料について

事務局から、今回総会の資料について説明があった。

4. 日程について

会長から、今回総会の日程については、さき開催された理事会で協議した結果、別紙(資料3)により運営することになった旨の説明があり、了承された。

I 会務報告

会長からそれぞれ次のとおり報告があった。

1. 岩手大学植村学長と南原初代会長の逝去について

植村岩手大学長がさる4月13日逝去され、5月9日に大学葬が行われた。また、5月19日には南原初代会長が逝去されたので当協会からそ

れぞれ弔意を表した。

2. 前回総会で決議された要望書の処理について

(1) 昭和49年度予算に関する要望書については、去る12月18日、会長と都留第6常置委員会委員長が大蔵省相沢事務次官および文部省村山事務次官に面談して要望した(会報63号60頁)。

(2) 国立大学における教育研究に必要な石油、電力等確保に関する要望書については、去る12月19日相磯副会長と岡本埼玉大学長が、文部省村山事務次官、安嶋管理局长、木田大学学術局长および通産省資源エネルギー庁各関係官を歴訪し要望した(会報63号60頁)。

3. 文部大臣との懇談会について

去る1月31日、奥野文部大臣をはじめ、政務・事務両次官、大学学術局长、官房長等と会長、両副会長、在京の理事が出席して、当面の大学問題、主として「大学の運営に関する臨時措置法」の期限切れ後の措置について意見交換を行った。

4. 自民党文教関係議員との懇談会について

去る4月26日、自民党からの要請により、自民党文教関係議員との懇談会が行われた。当協会からは、相磯副会長および谷田第2常置委員会委員長が出席して、今後の高等教育のあり方および入試改善に関し、種々意見の交換が行われた。

(引続いて相磯副会長より懇談会の概況報告があった)。

5. 特別会計制度協議会の開催について

去る1月31日、予算案決定後の定例の特別会計制度協議会を開催し、文部省側から昭和49年度予算案について説明をきき、これを中心に会計制度上の諸問題について協議した。さらに5

月10日には、予算概算編成前の定例会議を開催し、昭和50年度概算編成方針に関して文部省側と意見の交換を行った。

6. 西独学長の招待について

前回総会で報告した、西独学長の招待については、去る1月30日付をもって国立大学協会会長から西独学長会議あてに招待状を送った。これに対し、先般先方より日程と来日者名について回答があったので、目下当協会内に設けられた西独学長招待準備委員会が中心になって関係方面と協議を進めている。関係各大学のご協力をお願いしたい。

7. 日教組大学部会との会見について

去る6月7日、日教組からの申し出により相磯副会長、谷田第2常置委員会委員長、都留第6常置委員会委員長が、日教組畠山大学部長その他幹部と会見し、国大協総会に対する日教組からの要望事項を聴取したほか入試改善、教官等待遇改善その他大学の当面する諸問題について意見を交換した。

(引続いて相磯副会長より会見の様態について報告があった)。

II 議事

1. 浜松医科大学および宮崎医科大学の国立大学協会加入に伴う理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部改正について

事務局长から、本年6月7日に浜松医科大学と宮崎医科大学が創設され、当協会に加入することになったので、「理事及び監事総会互選要領」「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」「大学運営協議会規程」の一部をそれぞれ改正するものである旨の説明があり、原案どおり承認された。

2. 昭和48年度国立大学協会歳入歳出追加予算

について

事務局長から、昭和48年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)(会報64号52頁)について説明があり、異議なく承認された。

3. 昭和48年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、昭和48年度国立大学協会歳入歳出決算(案)および財産目録(会報64号53頁)について説明があったのち、博田、戸田両監事から適正に決算されていた旨監査の結果について報告があり、異議なく承認された。

4. 昭和49年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から、昭和49年度国立大学協会歳入歳出予算(案)(会報64号56頁)について説明があり、異議なく承認された。

なお事務局長から、前々回の総会で、予算書の歳入に計上される前年度繰越金の記載方法について意見があったが、その後事務局長会議等で検討し、理事会の了承も得て従前どおりとした旨の補足説明があり、了承された。

5. 国立大学協会会費額決定の経過について

会長から、前回総会の際、和歌山大学長より、当協会の会費の徴収方法について現行の会費基本額、学部数による負担額、前々年度の決算額による負担額の三本建による基準を決算額による負担額一本にしてほしいとの要望が出されたので、事務局で検討した結果について報告願いたい旨の発言があったのち、事務局長から次のような説明があった。

前回総会の意見については、理事会で検討するという事になったが、この会費の問題については各大学の事務局長の了解を得てほしい旨の申合せがなされているので、事務連絡会議に諮ったところ、事務局長の幹事会に一任された

ので、幹事会で検討願った。その結果、①国立大学協会の会費の算定に際しては、現行の三本建が適当である。②前々年度の決算額による負担額と学部数による負担額を50%宛とする原則を崩さない方がよい。③決算額による比率を増すことは、文部省の了解が得にくいため実現がむずかしい、などの意見があったので、3月1日の理事会にその旨報告した。その結果、当協会会費の徴収方法は、現行のままとすることで了承を得た。なお、大学附置研究所も会費徴収の対象にしてはどうかとの意見もあったが、これについては研究所の規模に差がありすぎることで、研究所を附置している大学の負担が大きくなりすぎることで、文部省の了解を得にくいことなどの理由で見送られた。

以上の説明に対し和歌山大学長より、この件については了承はするが次回総会に詳細な数字を提示してほしい旨の要望があった。

6. 「第三次定員削減計画」について

会長から、行政管理庁から文部省に対して第三次定員削減措置について、従来の方法を若干修正するが6月中に閣議決定し、7月中に実施したい旨の連絡があった。当協会としては定員削減については過去2次にわたってこれを実施しないよう要望等を行ってきたが、著しい実効がないことにかんがみ、今回は本総会の決議として各方面に提出したいと思う旨の提案があり、その決議案の呈示があった。

これに対して、過去2度にわたる定員削減措置によって大学の要員はすでに限界に達していること。教官のみならず事務系職員の削減は困ることを強調されたいこと。決議文に大学の窮状を訴えるための趣意書を添付されたいこと等の意見が出され、それらの意見に基づく修正が施されて決議文が採択された。

(正午から午後1時まで休憩)

7. 各委員会報告と協議について

各委員会委員長から、大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会 (加藤委員長)

第1常置委員会は委員長の交代等の事情で暫らく停滞していたが、去る5月18日に委員会を開催した。この委員会は文部省の要請によって開かれたもので、大学設置審議会の「大学院および学位制度の改善について(答申)」に基づき文部省が作成した大学院設置基準案要綱および学位規則改正案要綱について文部省の説明をきき、意見交換を行った。なお、大学院設置基準については、6月20日に省令が公布される見通しであるが、この設置基準案要綱では本委員会が昨年10月発表した「大学院および学位制度の改善について」

(中間報告)に対する見解の意向もかなり取り入れられ修正が行われている。主な点は、①修士課程、博士課程の性格が中間報告より修正されたこと。②大学院大学構想はとらないが、学部基礎を置かない研究科を設けられること。したがって、これを運用することにより連合大学院を設置することが可能である。③学生定員については、従来1講座当り修士課程2名、博士課程1名であったが、これに拘泥しないこと。④修業年限については、博士課程は5年を原則とするが3年以上でも学位が取得できること。⑤大学院に教授会を置くことは運用で実行できること、これは連合大学院等が設けられた場合に効力があると思われる。

(2) 第2常置委員会 (谷田委員長)

①本委員会は、国立大学入試期一本化の問題を入試期特別委員会と合同で検討したが、

この問題は、後刻、特別委員会の方から報告願いたい。

②さらに身障者の大学進学問題については、各大学に実態の調査をお願いし、71大学から回答をいただいたので、現在、専門委員会を中心に検討を進めているが、現段階で特に報告すべきことはない。

(3) 第3常置委員会 (広根委員長)

課外活動中における学生の災害事故対策の問題について昨年各大学にアンケートをお願いしたが、その調査結果に基づいて、顧問教官の役割の問題、課外活動中における事故についての大学の具体的責任・医療費の問題等について分析し、これの処置や問題点について検討を続けているが、具体的結論はまだ出ていない。なお、課外活動育成の趣旨から課外活動費の大幅増額と顧問教官の旅費の増額を図りたいので、これを当協会の予算要望書に盛り込むよう配慮をお願いしたい。

(4) 第4常置委員会 (池田委員長)

昨年に引き続き本年度も次の事項について関係各方面に要望したい。

① 正課中における学生の災害事故対策について

このことについては昨年要望書を提出したが、本年度文部省に調査費が計上され、文部省でも実態調査を行い、本委員会とほぼ同様な結果が得られている。さらに、文部省は調査委員会を設け、ここで具体案を煮つめることにしており実現の方向に向っているため、これを一層促進する意味で本年度も要望するものである。

② 大学保健管理施設の増設・充実について

保健管理センターはすでに60大学に設置され、本年度には10大学に所長の教授定員

振替えが実現したが、今後さらに教授定員の配置の推進と施設の整備拡充、経常費の増額および要員の増員等について要望するものである。

③ 国立大学共同利用研修施設設置について
このことについては、昭和47年度来かなりの速度で実現しつつあり、現在の7カ所のほか本年度にも1カ所設置の予定であるが、今後さらに実現方を要望するものである。

④ 大学および大学院の奨学制度の拡充について

このことについては全国大学院生協会からの要望もあり、最近の異常ともいえる物価上昇にかんがみ、学部および大学院学生に対する奨学金貸与額の大幅増額と奨学生の増員を要望するものである。

(5) 第5常置委員会（後藤委員長）

国際交流促進のための資料として各大学に、外国人教員、在外研究員ならびに留学生に関するアンケートをお願いして回答をいただいたので、その回答について検討した。その結果に基づき外国人教員の増員と宿泊施設の充実・確保、在外研究員の増員と留学期間の延長、外国人留学生の宿舎の確保を中心に要望書を提出したい。

西独コンスタンツ大学のパイゼルト教授から、日独学術交流について文化情報センターの設置など問題提起があったので、当協会としてもこれに協力する旨の回答をした。

(6) 第6常置委員会（都留委員長）

① 教官の待遇改善案については、各大学にこれを回付したところ、40余大学から意見の提出があった。そこで、4月22日、給与問題小委員会を開いて問題点の整理と今後

の進め方について検討した。その結果、①関連する第1常置委員会との間に合同の小委員会を設けてこの問題を煮つめたい旨の提案を理事会にしたが保留となった。②助手の扱いについては多くの問題を含んでいるが、とりあえず実態の把握が先決であると考えて、各大学にアンケート調査したいということで理事会の了承を得た。③助手に関するアンケートについては、すでにかんがりの大学から回答が寄せられているので、現在、分析を開始している。

さらに、この問題の進め方として、この教官待遇改善案について他の委員会に移す方が妥当な制度的な問題と本委員会の所管に属する問題とに分類・整理しているので、この資料を明日の委員会に諮ったうえ理事会に提出し、制度的な問題は担当委員会等に検討方を依頼したいと考えている。なお、教官の待遇改善問題については、文部省に調査会が設置されているが、これは、当協会の結論待ちということになっているので、早くこれを推進できるようにしたいと思っている。

② 5月10日、昭和50年度予算概算要求の方針について文部省と協議したが、その際教官当積算校費等基準的経費については問題が多いので、今後検討する必要があるとのことであったので、この基準経費の建て方について再検討したいと考えている。

③ 予算に関する要望書は、文部省等の意向も参酌して、例年予算編成前の10月頃提出しているが、本年度予算についても要望書の文案、提出時期について、会長と委員長に一任願いたい。

(7) 医学教育特別委員会（清水委員長）

医学教育に関する調査研究報告書（要項素案）を先般医学部を有する各大学に送付して意見を聞いたところ、多くの意見が寄せられた。それで去る5月18日に小委員会を開いてその意見を項目ごとに整理し昨日の委員会でこれを検討し、現在までに学部卒業までの問題についてはほぼ検討を終ったが、今後は卒業後の問題、病院に関する問題等について検討し最終報告書をまとめた。一方、医学教育に関する他の機関の審議状況等ともならみ合わせて作業を進めたいので、今後約1年位の期間が必要と思われる。

(8) 図書館特別委員会（谷口委員長）

昭和49年度図書館予算については、若干の改善がみられたが、引き続き図書館に関する昭和50年度概算要求に対する要望書を提出したい。その趣旨は、図書館予算の増額、要員の確保、施設の近代化、図書館情報学センターの設置、図書館学の国際的協力等についてである。8月中に委員会を開いてこの要望書をまとめたが、文案、提出時期等については会長と委員長に一任されたい。

また、大学図書館の改革に関する第2次調査研究報告書の作成については、昨年の実情調査に基づいて検討をしており、次回総会には成案を提示できると思うので、図書館運営の改善の資料として、また、概算要求の際の資料として活用していただきたい。

(9) 研究所特別委員会（加藤委員長）

「大学における研究所に関する調査研究報告書」については、過去2年にわたって各大学の意見を取り入れて検討を進めてきたが、5月7日の特別委員会で成案を得た。その趣旨は全国の大学に75の研究所が附置されているが、研究所ごとに多様性があるため、まず

現状分析を行い将来の問題点を指摘することを目的として、わが国の研究体制における研究所の意義、附置研究所と学部との協力、大学院教育に対する附置研究所の在り方、研究交流の意義と方法、研究所の機能向上のための重点項目などを取り上げたものである。

(10) 入試期特別委員会（相磯委員長）

国立大学の入試期の問題については昨年12月の総会で報告したが、その際Ⅰ期、Ⅱ期を一本化せよとの要望が多かった。それで本委員会としては今回の総会までの間に各大学の意向をきいて、まとまった意見を出すことを約束した。

その後、第2常置委員会との合同会議でその問題の進め方を協議し、小委員会において一本化の長所、問題点について突っこんだ検討をし、資料を作った。それを添えて再度各大学にアンケートをお願いしたが、その結果は、78大学すべての大学から回答を得、そのうち56大学が賛成、4大学が賛成の意見の強い大学で合わせると77%が賛成であった。また、反対は9大学、賛否半々の大学が4大学、反対の強い大学が5大学であった。反対意見の主な理由は、受験生に国立大学受験の機会を二度与えるべきであり、一本化にふみ切る必然性に乏しいことと、このような制度の改正は慎重に行うべきであるとするものなどであった。なお、この結果に基づいて一本化を進めるにしても、これの実施の時期をいつにするか、国立大学共通第一次試験をどのように関連づけるか、1回の受験に対する受験生の不安感をどのように解消するか等本委員会の範囲を超える問題も多い。それで、このアンケート結果の忠実な報告を明日の理事会に報告して了解を得たうえで明日の総会で今後の措

置について更にお諮りしたいと考えている。

(11) 教職員の厚生等に関する特別委員会（池田委員長）

国家公務員の退職年金（長期給付）の金額の改定措置は改善されつつあるが、激変する物価に対応できない実情なのでこれを公務員給与の改訂と同時に改定されたいこと、および退職年金の算定基準が退職前3年の平均給与となっているが、昨今の異常な公務員給与の上昇に伴い退職前1年間の平均給与とされたいことの2点について要望書を提出したい。この2項目は教職員の福利厚生審議会でも出されており、後者については今国会で通過をみたが、これの早急な実施を要望する趣旨で出すことにした。なお、この要望は、事務局長会議の決議として国大協から要望を出してほしい旨提出されたものであり、また問題の内容が現職者に関するものでないなどの問題点があったが、国立大学の人材確保と関わりのある問題ということで理事会の了承も得られたのでよろしくご審議願いたい。

(12) 教員養成制度特別委員会（戸田委員）

本委員会は、昭和47年11月に教員養成制度に関する調査研究報告書を発表した。その後、①教育系大学・学部における大学院の問題 ②教育系大学・学部における設置基準の問題、③教育系以外の大学・学部における教員養成の問題の3つの課題について検討することになり、当面は「大学院問題」から検討に着手し、小委員会での検討結果をふまえ、去る5月21日の本委員会で審議のうえ成案を得た。それで、これを中間報告として各大学に照会しその意見を伺い、そのうえでさらに最終案をまとめたたいのでご協力をお願いしたい。なお、他の2つの研究課題についても逐

次取りまとめて行く方針であるのでご了承頂きたい。

以上の各報告ののち、第4常置委員会の「正課中における学生の災害事故対策について」「大学保健管理施設の増設・充実について」「国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書」「大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書」、第5常置委員会の「在外研究員・外国人教員および外国人留学生に関する要望書」、教職員の厚生等に関する特別委員会の「国家公務員共済組合金について」の各要望書が提案どおり承認され、第6常置委員会の「昭和50年度概算要求の方針について」、図書館特別委員会の「大学図書館の振興についての昭和50年度予算について」の両要望書については文案の作成、提出時期等を会長および当該委員長に一任された。さらに、研究所特別委員会の「大学における研究所に関する調査研究報告書」については、異議なく提案どおり採択された。

8. 入試改善調査委員会報告について

岡本委員長から、大略次のような経過報告があった。

国立大学入学試験の改善については、昭和45年12月、第2常置委員会から国立大学共通第一次試験について調査検討することが各国立大学にアンケートされ、その結果、昭和46年3月入試調査特別委員会が設置された。入試調査特別委員会は、国立大学共通第一次試験についての基本構想、利用方法、共通第一次試験の成績を用いることの利点、今後の方策等について昭和47年9月に中間的にまとめを行った。その段階で各大学にアンケートをお願いした結果、賛成および更に詳細な内容を求める意見が多数であったため、さらにこの問題を検討するために、昭和48年に研究委託費の配賦を受けて、入試改

善調査委員会が発足した。この入試改善調査委員会のもとには、実施方法等調査専門委員会、科目別研究専門委員会、コンピューター専門委員会を設けて検討を続けた結果、本年3月「国立大学入試改善調査研究報告書——中間報告」をまとめたが、この報告書は、実施方法、実施教科等数多くの問題点を含んでいるので、今後の検討資料とするため、みたびアンケートをお願いしたいので、ご協力願いたい。なお、この中間報告の内容ならびにこれに対するアンケートの趣旨については、全国の5地区に会場を設定して本委員会委員が出向いて地区内各大学の関係者に対する説明会を開いた。この際の質疑応答での意見ならびにこれから寄せられるアンケートの回答をも参考にしつつ本年度も更に調査研究を継続するが、そのほか主な試みとして「試験問題実地研究」を行うことにしている。これは共通第一次試験を実施する場合の全般の業務の運営を小規模な形で実験するものであり、全国7地区で500名宛の高校生を対象に11月、23、24日の両日実施するものである。これの実施主体は実施方法等調査専門委員会であり各地区の世話大学に設けられる試験実施委員会の協力を得て行う。なお、この全国共通第一次試験の調査研究の詳細については湊委員から説明して頂くことにする。

ついで、入試改善調査委員会の湊委員から、共通第一次試験の趣旨、構想、更に実施のための組織、受験時期、方法、事務処理特に採点方法と試験問題作成との関係、実施のスケジュール、試験問題実地研究調査の問題ならびに今後の問題点等について詳細な説明があり、更に本年度試験問題実地研究調査を行うために、実施担当委員会、実地研究の教科・科目、試験期日、実施地区と受験者数、各地区の世話大学と実施

主体、試験実施委員会等について別紙要項案を作りこれにより実施したい旨の説明があった。

なお、実地研究の各地区の世話大学は、次のとおりである。

| | |
|---------|-------|
| 北海道地区 | 北海道大学 |
| 東北地区 | 東北大学 |
| 関東甲信越地区 | 東京大学 |
| 中部地区 | 名古屋大学 |
| 近畿地区 | 京都大学 |
| 中国四国地区 | 広島大学 |
| 九州地区 | 九州大学 |

以上の説明に対して、共通第一次試験の社会的なメリット特に高校以下の教育に与える影響、コンピューターを利用した場合の試験問題作成上の限界、2回試験実施による各大学の事務量の増大に伴う対応策、共通第一次試験と第二次試験との関係、全国一斉に行うための秘密保持の問題、試験の教科・科目の範囲の問題等について意見の交換が行われた。

このあと、この問題に関連して事務局長より、入試改善調査研究に関する昭和48年度決算および49年度予算についての説明ならびに本年度の事業計画書の紹介があった。

9. 当面する諸問題について

会長から、大学の当面する諸問題についてご意見を伺いたい旨の提案があり、これに対し、大学の運営に関する臨時措置法は本年8月に期限切れとなるが、自民党、文部大臣等の意向もあるので、この際当協会としてもあらかじめ対応策を考えておく必要があるのではないかとこの意見があり、この問題について活発な意見が述べられたのち、新しい事態が生じたときには緊急理事会を開催するなど、必要な措置を講ずることになった。

10. 次回総会日程について

事務局長から、次回総会を11月13日（水）、14日（木）の両日に、事務連絡会議を15日（金）に開催したい旨が述べられ、了承された。

（４） 第54回総会議事要録（第2日）

日時 昭和49年6月19日（水）13.00～16.00

場所 九段会館 芙蓉の間

出席者 各国立大学長

会長から、本日午前中に開かれた各常置委員会について、ご報告ならびにご協議があればお願いしたい。なお、都留第6常置委員会委員長が緊急な用務のため中座しなければならぬので最初に第6常置委員会の報告からお願いしたい旨述べられ各委員長から次のとおり報告があった。

1. 各常置委員会報告と協議

（1） 第6常置委員会（都留委員長）

第6常置委員会では、次の2つの要望書を提出するので、国立大学協会の要望として採択されるよう協議をお願いしたい。

① 国立大学教官等の待遇改善に関する要望

例年行っている国立大学教官等の待遇改善に関する要望を今年も要望するわけであるが、昨年提出した要望書の第1項目に「国立大学教官等の待遇改善に関する調査会における調査研究を促進すること」を挙げていたが、この項目を今回は削ることとした。その理由は、文部省では国大協の要請により2年前に調査会を設置したが、この調査会の審議が遅れている最大の理由は国大協の待遇改善案ができていないためなので、国大協として文部省に調査研究方の促進を要求することは筋が通らないと思われるからである。

以上のほかは特に大きな変更はなく、緊急に待遇改善を要する事項として例年取り上げ

ている次の3点の実現方を要望することにした。

① 中堅及び若手教官の待遇改善

② 指定職の範囲を拡大し、その定数を大幅に増加すること。

これは本年度少し拡大され、指定職俸給表甲、乙の区別がなくなった。昨年度の要望がある程度今年実現したので、このことを考慮に入れてさらに大幅に拡充することを要望するように若干表現を改めたい。

③ 研究、教育補助職員の給与を大幅に改善すること。これは昨年度と同じでこのための別だての俸給表を定めることを強く要望する。

以上の3点にしばって待遇改善の要望書としたい。なお、この要望書の文案と提出時期については会長と委員長にご一任願いたい。

② 物価高騰に伴う補正予算に関する要望

物価高騰のため、平均約8%の増加であった国立大学の本年度当初の基準的予算は、実質的には昨年度にくらべ2割ないし3割の削減に等しくなると思われる。このままでは、日常的な教育研究活動に支障をきたすことが避けられないと思われるので、政府は国立大学特別会計について、物価高騰に伴う補正予算を組むための検討を始め適切な措置をとられるよう要望する。

つぎに会長から、第6常置委員会の要望を国立大学協会の要望として異議がなければ採択することにしたい旨述べられ、異議なく承認された。

このあと、委員長から、第6常置委員会の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書（案）」の検討を関係委員会等に依頼したい

旨の要望が述べられた。

(2) 第1常置委員会(加藤委員長)

大学院問題については、大学院設置基準が6月20日公布される運びとなったことにより一応決着がついたと考えているので、本委員会では今後次の点を取りあげて検討していきたい。

- ① 大学間における格差の問題(例えば講座制と学科目制における教官当積算校費の格差、教官対学生数の問題等)をあらためて整理し、問題のありかを明瞭にしたうえ、これを新設大学拡充特別委員会の方に引継ぎたい。
- ② 各大学の間で問題になっている技官系職員の待遇問題について(技官系の身分の問題即ち大学職員は大別すると教官系と事務系に分かれ、いわゆる技官系職員が身分上事務系の中に含まれている点に問題があること)具体的に検討をすすめたい。
- ③ 定員問題について、現在定員削減が問題になっているが、大学の管理、組織の上で定員がどのような位置付けを持つべきか、また本委員会としてこれにどのようにかかわっていくかなどの検討をすすめたい。
- ④ 第6常置委員会から、関係委員会での検討を要望されている教官の職階制、任期制、銓衡制度等の問題について今後の委員会で審議をすすめたい。

(3) 第2常置委員会(谷田委員長)

- ① 本委員会では、入試期問題に関する合同委員会(第2常置委員会と入試期特別委員会との合同委員会)の見解について最終的な意見を交換しこの見解を確認した。このことについては、後刻入試期特別委員会委員長の方から報告していただく。
- ② 身障者の大学受入れの問題について、先般実施した各大学へのアンケートの結果を目下

整理しているので、ひきつづき身障者の大学受入れの問題について、当面の問題として検討をすすめていきたい。内容についてはまだ報告の段階にない。

(4) 第3常置委員会(広根委員長)

- ① 昨年課外活動中における災害事故に関するアンケートをお願いした。これは課外活動中の災害事故に関して、その医療費の処置、顧問教官の立場、大学の対応の仕方等の問題を究明しようとするものであるが、このアンケートの回答の中で顧問教官の旅費等を含めて課外活動費が不足しているので大幅に増額してほしいとの意見が強かったので、午前中の委員会でその問題について議論した。その結果、課外活動費があまりに少ないため種々の課外活動が阻害されている面が少なくないので、今後具体的にどのような方法でどこに要求していくべきかきまこまかに検討をすすめる必要があることを確認した。

なお、これに関連し、教育財政上からみれば、課外活動費より重要なものがあるとの発言がかつてあったがこれとの関連はどうかとの質問があり、これに対し課外活動は教官と学生とのコミュニケーションを促進する上に大きな効果を持ち、これを教育上相当に評価してよいので、財政的な裏付けをすることは必要であるとの意見が述べられた。

- ② 大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期の問題については、大学8団体による就職問題懇談会がこれから始まるわけであるが、昨年の大学8団体による就職問題懇談会における“7月1日前には就職事務は行わないこと、求人側に対する卒業予定者の推薦は10月1日以降を目途とする”との申し合せが、いわゆる青田刈りの規制としてある程度の実

効をあげているので、青田刈りを防ぐ方向でいままでの方針をつらぬいて就職問題懇談会にのぞみたい。

(5) 第4常置委員会（池田委員長）

昨日の総会で承認を得た4つの要望書のうち、次の2つの要望書について今後文部省と作業をすすめていくうえでの問題点を討議した。

① “大学保健管理施設の増設・充実について”保健管理センターの実情について情報を交換し、その他の問題点について検討した。

② “正課中における学生の災害事故対策について”討議し、この問題に関する調査委員会が文部省にできて具体的な作業をすすめていくうえで予想される問題点、いわゆる正課の範囲、対象学生の範囲等についてあらかじめ意見を交換した。

③ あらたに第4常置委員会として取りあげ討議をすすめていく事項として、学寮の問題、サークル活動の部室の問題が提起されたが、第3常置委員会とも関連があるし、特に学寮の問題については、数年前第3常置との合同委員会で案を総会に提出したが、取りあげられなかったいきさつもあるので、その問題のすすめ方や現在すすめる時期にきているかどうかを、第3常置委員会とも連絡をとって検討したい。

なお、このことについて、第3常置委員長から、同趣旨の発言があった。

つぎに学寮の問題について、文部省の2・18通達の撤廃、特に学寮炊夫の事故対策について常置委員会の方で検討願いたい旨発言があったが、これに対し委員長から委員会で審議したわけではないので個人的見解であることわりのうえ、つぎのように述べられた。

前に総会に報告して取り上げられなかった

いきさつから考えて、本委員会で、2・18通達だけをとりあげてこれをどうするか論議は行うべきでないし、行わないだろう。もしとりあげるとすれば学寮の問題を全体としてどのように考え、どうするかというわくの中でとりあげることになる。

このことについて第3常置委員長から、第4常置委員長と同趣旨の発言があり、第3常置委員会でもこの問題を取りあげるかどうか検討したい旨が述べられた。

(6) 第5常置委員会（後藤委員長）

昨日報告した外国人教員・在外研究員及び外国人留学生に関する実態調査の結果について次の問題点を討議した。

① 外国人教員の制度（外国人教員を国家公務員と同等の待遇にすること）については先般のアンケートでは現行の制度が良いとするものが75%であった。この点現行制度が良いなら、残すとしても、日本に長期滞留して教員をつとめたいと希望している人については、給与体系上位置づけを行い、諸外国と同様に日本の大学の教授、助教授等にする道を開くことを検討する必要がある。その場合には、外国人教員特例法を設けることも検討する必要がある。

② 長期の在外研究員の在外研究期間を延長することについては昨日の要望にとりあげているが、延長の期間については現行の10ヵ月を12ヵ月に、更に専門分野によっては、これを1年半に延長するのが適当と思われる。

③ 昨年から文部省で行われている学生の相互交流の制度については、これまで博士課程の交流の道が開かれていないので、博士課程でもこの道が開かれるよう検討すべきだろう。以上の点について検討を進めたい。

(7) 入試期特別委員会（相磯委員長）

昨日の委員会で入試期一本化のアンケートの結果を口頭で報告したが、本日の理事会に第2常置委員会と本委員会の「入試期問題に関する合同委員会の報告書（案）」を提出し承認を得た。その大要は、「国立大学の入試期の改善は、多年の懸案であり、昭和43年以来検討を続けてきた。I期校II期校を再配分する組替え2回制案についてはアンケート調査の結果、過半数が得られず、昭和47年の総会において否決された。また、現行制度の2回制と1回制いずれをとるかについての昭和48年の第2常置委員会との合同調査でも明確な結論が出せなかった。本年4月入試期一本化について再度アンケート調査を行なった結果、入試期一本化に賛成または賛成の意向の強い大学が78大学中60大学（77%）に達し、国立大学の大多数が入試期一本化の方向を支持していると結論することができよう。しかし、今後一本化を推進する場合は、慎重にその措置を講ずる必要がある。」というものである。

ついで会長から、この国立大学の入試期の問題については、前回の総会で一本化を推進すべきであるとの意見が強かった。理事会ではこの合同委員会よりの報告を受けたので、これを総会としてどう処置するか、また文部省に対してどう回答するかなどの取扱い上の問題を相談したが、結局この報告にみられる事実は事実であるので、国大協としてはこの報告を受け、これを採択したということにしたい、と述べられ、了承された。

2. 当面する諸問題について

会長から、自由討議を行いたい旨述べ、各委員から次のような意見があった。

① 第6常置委員会から第1常置委員会に「教

官等の待遇改善に関する報告書(案)」に関して、教官の職階制、任期制等の問題を検討してほしい旨依頼があったが、この報告書では教官の待遇改善を職階制の改正等を前提として一本化して考えている。しかし、教官の待遇改善に何故職階制等の改正が必要なのか、職階制の改正がなければ待遇改善は実現しないのか、その辺が議論してないのでその点をまず検討することが必要と思う。

② 「入試期問題に関する合同委員会の報告書（案）」の中で、「国立大学の大多数が入試期一本化の方向を支持していると結論することができよう。」としながら、その後「しかし、今後一本化を推進する場合は慎重にその措置を講ずる必要がある。」と述べている意味について意見交換があり、次のような意見が述べられた。

① 但書きの意味は、入試期一本化を進めるについて、受験の機会が1回になるのは不利との心情や高校の進学指導に与える影響、制度改正に伴い生ずる問題、共通一次試験等との関連を配慮し、準備を慎重にして一本化を実施せよとの趣旨である。

② 国立大学の大多数は入試期一本化に賛成しており、但書きは少数意見である。多数意見をふまえて入試期一本化を促進するよう関係方面へも説明されたい。現在、高校の進学指導は1期校にあわせて準備されており、生徒の長所を引き出す進学指導が行われるためにも入試期一本化を実現してほしい。

③ 国大協では、種々要望決議を作成し、関係方面へ提出しているが、要望し放しの感がある。要望書を提出した後も事後措置を十分行って要望の実現をはかってほしいとの意見が

あり、会長及び事務局長から個々に報告はしていないが保健センターや共同利用研修施設の要望等かなり効果をあげていることもある。今後も要望等が実現するよう事後措置に努力し、また要望の結果もお知らせするように考慮したい旨説明があった。

- ④ 毎年、冬山等で各大学山岳部の学生が遭難し、多数の死者を出しているが国費からは対策費が出ないので山岳部担当教官は苦慮している。危険な山岳部の活動全般について国大協で取り上げて審議してほしい。
- ⑤ 第3次定員削減計画について、決議を行ったが、実効のない場合、どのように対応するか考えておくべきであるとの意見があり、会長から決議の趣旨が実現されるよう交渉を行い万全の努力をしたい旨説明があった。
- ⑥ 共通第一次試験について、実施の方向で事が進んでいるようであるが、かなりの人員と予算を要するこの試験にどれ程の長所が期待しうるか。共通第一次試験の成否は、これに対する各大学の態度如何によるが、かつての進学適性検査の轍を踏むことはないか。客観テストでは本人の資質を見抜けず、熟慮する性質を失わせるおそれがあるが、コンピューター利用による制約ある試験がこの傾向を一層助長しないか。また良い問題作成が可能か、共通第一次試験が高校教育の正常化に寄与するかどうか検討してほしい、などの意見があり、これに対し委員長等から共通第一次試験の長短は、大学、受験者、社会全般の立場から判断されるべきで現行制度の欠点と比較し長短を論ずべきであると思う。コンピューターによる制約はあっても良い問題作成は可能であり、入学試験は教育のはじめとして重要な問題であり、かなりの労力をかけてよい。試行

の方向で検討を進めることはすでに了承を得ていると思うのでその方向で検討して行きたい。本格的に実施するかどうかはその後結論すべきことであるなどの意見が述べられた。

以上で自由討議を終り、2日間に亘る総会を閉会した。

(5) 第21回事務連絡会議議事要録

日 時 昭和49年6月21日(金)10.00~16.00

場 所 九段会館 芙蓉の間

出席者 各国立大学事務局長

午後事務連絡のため文部省より、井内大学局長、木田学術国際局長、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長出席

鶴田事務局長司会のもとに開会。

1. 会長挨拶

開会にあたり林会長より、①予算関係については物価上昇の折り決められた予算だけでなく補正予算を組んで頂きたいことの要望②第3次定員削減の問題については、文部省から連絡があったので、総会においては「決議」という強い形で発表したこと。等種々審議や意見の交換を行った旨の挨拶があった。

2. 鶴田事務局長挨拶

ついで、鶴田事務局長より、この会議が総会直後に開催することになった経緯および会議の目的が主として総会の概要報告である旨の説明があり、また前回の事務連絡会議において提議があった事務局長の総会出席、事務連絡会議の運営の問題については、幹事会および理事会に諮ったところ、現行の方式のままとし、事務連絡会議の運営についてはもっと自由討議の時間を設けるようにしたらどうかということになった旨の挨拶があった。

3. 続いて事務局より、会議日程及び配付資料

の説明があったのち議事に入った。

I 会務報告

丁子事務局次長より総会における会務報告について次のように説明があった。

(1) 議事順序の変更について

今回の総会運営の関係上、議事の順序を変更し、本年度新たに設立された浜松医科大学および宮崎医科大学の当協会加入について諮られ、異議なく承認された。

(2) 学長新任ならびに学長交代について資料(4)により次のとおり報告があった。

| 大学名 | 旧 | 新 |
|----------|--------|--------|
| 岩手大学 | 植村定治郎 | 加藤久弥 |
| 東京教育大学 | 宮島龍興 | 大山信郎 |
| 浜松医科大学 | | 吉利和 |
| 三重大学 | 榊原慎吾 | 三上美樹 |
| | (事務取扱) | |
| 京都大学 | 前田敏男 | 岡本道雄 |
| 九州芸術工科大学 | 小池新二 | 太田博太郎 |
| 宮崎医科大学 | | 勝本司馬之助 |

(3) 委員長・部会長ならびに常置委員会教員委員の交代について資料(5)により次のとおり報告があった。

① 委員長・部会長の交代について

| 委員長 | 旧 | 新 |
|---------|-----------|---------|
| 第1常置委員会 | 宮島東京教育大学長 | 加藤東北大学長 |
| 大学運営協議会 | 宮島東京教育大学長 | 飯島広島大学長 |
| 第2研究部会 | 宮島東京教育大学長 | 飯島広島大学長 |

② 常置委員会教員委員の交代について

| | 旧 | 新 |
|---------|---------------|--------------|
| 第1常置委員会 | 桑原作次 (埼玉大) | 平田栄 (埼玉大) |

(4) 岩手大学植村学長と南原初代会長の逝去について

岩手大学植村学長が去る4月13日逝去され

て同5月9日大学葬が行なわれ、また去る5月19日には当協会初代会長南原繁先生が逝去されたので当協会からそれぞれ弔意を表した。

(5) 第53回総会の際決議された要望書の処理について

① 昭和49年度予算に関する要望書

去る12月12日同13日開催の第53回総会において決議された昭和49年度予算に関する要望書については、去る12月18日会長、都留第6常置委員長が同道して大蔵省相沢事務次官ならびに文部省村山事務次官に面談し要望した。(会報第63号60頁)

② 国立大学における教育研究に必要な石油、電力等確保に関する要望書について

同じく第53回総会の際、関係方面に提出することを決議された国立大学における教育研究に必要な石油、電力等確保に関する要望書については、去る12月19日相磯副会長と岡本埼玉大学長が、文部省村山事務次官、安嶋管理局長、木田大学学術局長ならびに通産省資源エネルギー庁各関係官を歴訪し要望懇請した。(会報第63号60頁)

以上の要望書の提出については、去る12月21日付文書をもって各国立大学長宛ご報告したが、改めて追認した。

(6) 文部大臣との懇談会について

当面する大学問題について懇談するため、去る1月31日奥野文部大臣をはじめ、政務、事務両次官、大学学術局長、官房長等の幹部と国大協会長、両副会長、在京理事等が出席して、主として大学運営臨時措置法の処理の問題について意見交換を行なった。

(7) 自民党文教関係議員との懇談会について

去る4月26日自民党よりの要請により、自民党文教関係議員との懇談会が行なわれた。

当協会より相磯副会長ならびに谷田第2常置委員長が出席され、今後の高等教育の在り方および入試改善等に関し、種々意見交換ならびに懇談が行なわれた。

(8) 特別会計制度協議会の開催について

① 去る1月31日予算案決定後の定例の特別会計制度協議会を開催し、文部省側より昭和49年度予算案について詳細な説明を聞き、これを中心に会計制度上の諸問題について協議した。

② また去る5月10日予算概算編成前の定例の会議を開催し、昭和50年度概算編成方針に関し文部省側と種々意見の交換を行なった。

(9) 西独学長招待について

前総会の際報告した西独学長招待の件について、去る1月30日付国大協会長名をもって西独学長会議宛招待状を送った。これに対し先般漸く先方より日程ならびに来日者の名簿(資料6)について回答があったので、国大協内に設けられた西独学長招待準備委員会が主になって目下関係方面と協議を進めているが関係各大学のご協力をお願いする。

また、各大学におかれても、このことにより日独教育文化の国際交流の実をおさめられるようご理解とご協力をお願いしたい。

(10) 日教組大学部会との会見について

去る6月7日、日教組よりの申し出により、相磯副会長、谷田第2、都留第6両常置委員長が、日教組畠山大学部長その他の幹部と会見し、入試改善、教官等待遇改善その他大学の当面する諸問題について意見を交換した。

(11) 事業報告について

第54回総会国立大学協会事業報告書(資料7)にもとづき

① 諸会合(82回)

② その他の会合(10回)

③ 要望書その他諸活動(16件)

など主な事業報告が行なわれた。

II 議事概要報告

(1) 浜松医科大学および宮崎医科大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部改正について

事務局長より資料(8)により説明があり、異議なく承認された。

(2) 昭和48年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局長より資料(9)により説明があり、異議なく承認された。

(3) 昭和48年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

事務局長より資料(10)により説明があり、異議なく承認された。

(4) 昭和49年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長より資料(11)により説明があり、異議なく承認された。

(5) 国立大学協会会費決定の経過

事務局長より資料(12)により次のとおり説明があった。

前回総会の際、和歌山大学長より現在の会費は①会費基本額②学部数による会費額③決算額による会費額の3本建になっているが②の「学部数による会費額はやめて決算額による会費額一本にしてほしい」という提案があったが、前回の総会ではこの件は理事会付託となった。なお、会費の件については事務局長の意見を徴するという慣例からこの件を前回の事務連絡会議にも提案したが、幹事会に任せることになり、検討した結果、①現行の

3 本建の会費基準は合理的でありくずす必要はないのではないか。②学部数による会費額と決算額による会費額をそれぞれ50%宛とするこれまでの建前をくずす結果になる。③文部省は現行基準の抜本的改正に難色を示している。等の理由から現行のままの方が適当であるということになり、理事会でもこの結論が了承され、今回の総会においてもこれが了承された。

また、これに関連して研究所から会費を徴収してはどうかとの意見については、①大学によってかなり小さい研究所もあり、また共同利用研究所等もありむずかしい問題であること。②研究所を多く抱えている大学に過重な負担がかかること。③文部省が研究所を入れることについては難色を示していること。等の理由により適当でないということになった。なお、今後会費値上げを必要とする際には学部数による会費額を上げるのが最も妥当な方法であろうということであった。

(6) 各委員会の委員長報告と協議

各委員会の報告事項については、各委員長より概略の説明があり、また要望書の提出については、それぞれ審議の結果、採択された旨報告があった。

——委員長報告の主なもの——

◎ 常置委員会

(第1常置委員会)

- 大学院設置基準について
- 学位規則の一部を改正する省令について
それぞれ文部省より説明を受け、意見を述べた。

(第2常置委員会)

- 身障者の大学進学問題について
目下アンケート調査に基づき、検討中

ある。

- 入試期一本化について（入試期特別委員会と合同）

(第3常置委員会)

- 課外活動中における学生の災害事故について

目下アンケート調査に基づきその対策の作業について検討中である。

(第4常置委員会)

- 正課中における学生の災害事故対策・大学保健管理施設の増設充実・共同利用研修施設の設置・大学および大学院の奨学制度の拡充の各要望書についてそれぞれ提出方について報告し、了承された。

(第5常置委員会)

- 在外研究員・外国人教員および外国人留学生に関する要望書について

提出方について報告し、了承された。

- 東京ドイツ会館における国際学術機関の問題

(第6常置委員会)

- 昭和50年度予算概算編成方針について
- 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

◎ 特別委員会

(研究所特別委員会)

- 大学における研究所に関する調査研究報告書について
今般成案が出来、公表することを了承された。

(教職員の厚生等に関する特別委員会)

- 国家公務員共済組合金に関する要望書について

事務局長会議からの要望により、特別委員会で検討し、提出方について報告し、了

承された。

(教員養成制度特別委員会)

- 教員養成系における大学院の問題について

このことについては、理事会の了承をえて、これの原案について、各大学にアンケートをお願いした。

(医学教育に関する特別委員会)

- 医学教育改革に関する調査研究報告書(素案)について

現在特別委員会において検討中である。

(図書館特別委員会)

- 図書館改革に関する第2次調査研究報告書(案)について

現在特別委員会において検討中である。

(入試期特別委員会)

- 国立大学入試期一本化について

総会において、委員長よりアンケートの結果について口頭で報告があった。

なお、新聞発表においては、調査結果の実状を文部省に報告し、十分意見をくんで頂きたい旨をお願いすることになっている旨説明した。

- (7) 第55回総会日程について

資料29について説明があり、異議なく了承された。

- (8) 「第3次定員削減計画」に関する決議について

行政管理庁より文部省に第3次定員削減の通知文があったので、国大協としては緊急に(案)をたてて総会に提出し、非常に強い形の「決議」ということで文部省、行政管理庁に要望した(資料27)。この削減計画は6月中に閣議決定され、7月中旬頃に具体的計画が立てられる予定である。

- (9) 物価高騰に伴う補正予算に関する要望について

会長の挨拶にもあったように、諸物価高騰の折、大学における研究教育に著しい影響があるので、文部省において補正予算の措置を講ずるよう要望することにし了承された。

以上の報告に対し、国大協と自民党文教関係議員の懇談会についてその内容の概要を聞かせて欲しい旨の質問があり、これに対し丁子事務局次長より説明があった。(理事会議事要録参照)

以上で午前中の会議を終了。

◎ 文部省連絡事項

- 井内大学局長 人事異動で大学局長に就任した旨の挨拶があり、次いで①機構改革の趣旨と内容、②第3次定員削減の問題、③大学運営臨時措置法について、④予算編成が非常に厳しいこと、⑤週休二日制が50年度からの実施が何らの形で答申があること等について説明があった。

- 佐野高等教育計画課長 別紙「昭和49年度文部省組織改正図新旧対照表」により、その組織の異動について説明があった。

- 大崎大学課長 別紙「大学院設置基準」、「学位規則の一部を改正する省令」により次のように説明があった。

医学、歯学の問題は現在検討中である。

なお、この省令は50年4月1日施行し、近く各大学長宛施行通達を送付し、留意点を通知する予定である。それによって修了要件が変わることで大部分の学則に若干の手直しが必要であると思うが50年4月1日までに学則の主要な整理をして頂きたい。

- 木田学術国際局長 人事異動で学術国際局長に就任した旨の挨拶があった後次のよ

うに述べられた。

大学学術局長就任の3年半の間に大学教育改革方向は一步前進したがこれからである。これまでは教育面で大学拡大の面に努力してきたが、拡大に伴う質的低下の懸念もある。学術研究の領域については、課題のある所、能力のある所に重点をおいて行きたい。教育と学術研究の接点になるのは大学院であるので、大学院については先細りの大学院でなく、重点的大学院の設置を考えたい。次に実務面のことであるが、科学研究費の運用については、これを積算校費の不足を補うものという考え方は逐次弱めて行きたい。科研費は補助金であって校費ではない。個人的研究者に対する補助金であるから、物を買うより旅費、賃金等の研究活動に使うようにしてほしい。いろいろな種類の金が研究費として入ってくることは大学の本質に反しない限り差支えないと思う。ただ他の補助機関の方に教官の目が向いてしまうことは問題である。その限界を考えてほしい。

(文部省退席)

——午後2時に事務連絡会議を再開——

(10) 昭和48年度入試改善調査について

① 入試改善調査研究報告書(中間報告)に関する趣旨および概要について

別紙資料(13)により、説明があった。

② 国立大学入試改善調査研究報告書(中間報告)についてのアンケート(照会)について

別紙資料(14)により説明し、協力方を願った。

③ 昭和48年度入試改善調査費の決算について

事務局長より別紙資料(15)により説明があり、異議なく了承された。

(11) 昭和49年度入試改善調査について

① 昭和49年度国立大学入試改善調査研究の実施委託事業計画書について

事務局長より、別紙資料(16)により説明し了承された。

② 昭和49年度見積書(総括表)について

これは文部省の見積書内訳である旨別紙により説明があった。

③ 昭和49年度試験問題実地研究実施要項(案)について

事務局長より、別紙資料(18)により説明があつて、了承された。

以上で今回の総会における会務報告、協議事項に関する報告を終った。

(12) 国立大学長会議(文部省招集)の概要について

事務局長より、前日の学長会議の模様について概略次のとおり説明があった。

○ 文部大臣 別紙「大臣挨拶」の他に「大学の運営に関する臨時措置法」については、どうしても法的措置が必要であること、新立法も考えているなど私見が述べられた。

○ 事務次官 第3次定員削減について努力する。

○ 大学局長 ① 高等教育の拡充が必要であること。② 予算、定員削減問題についても努力すること。③ 大学の入試について、定員までぜひ入れて欲しいこと。④ 医学教育については新設の大学はさることながら、既設の医学部の充実も行ないたいこと。⑤ 医療技術短大を充実し、看護婦等の教官の養成に力を注ぎたいこと。⑥ 短大の設置基準については現在検討中であ

ること。⑦教員養成関係については、幼稚園、小学校、特殊教育について考慮したいと考えていること。この他に育英制度の充実、保健管理センターの充実、共同利用研修施設の増設、教職員の待遇改善、その他週休二日制についても考え方を述べた。

- 木田学術国際局長 科学研究費の運用について述べた。

(討議の内容)

- 「大学の運営に関する臨時措置法」が立法化されたので、大学が平静になったのではなく、大学の努力によるところが大きい。(多数の大学側)
- 学内で闘争等が行なわれている間は是非とも法的規制が必要である。また新立法も考えている。(大旨)

その他種々の点について討議があった。

また、鶴田事務局長より事務局長会議の要望等があれば、国大協にお寄せいただき、それを受けて委員会に諮りたいと考えている旨の要請があった。

(12) 自由討議

先ず事務局長より、「第3次定員削減計画に関する決議」の作案経過について説明があり、今後は文部省とも連絡し、理事会で相談して進めたい旨の取扱いについての考え方が述べられた。これに対し次のような質疑応答があった。(○印は質問、△印は回答)

- 第3次定員削減についての決議文の審議状況や手続の詳細について伺いたい。

△ 総会の前々日に情報をきいたので会長と相談し、原案を作り総会に提出した。これに対し種々意見が出されたので、意見を述べられた学長に集まって頂いて修正案を作り、総会に諮って決定した。

- 従来は「要望」であったのを今回は「決議」としたが、決議とした場合の爾後の措置はどうするか。

△ 早い時期に強い形で出した方がよいという考えから「決議」ということにした。その方が効果があると思われる。今後文部省とも連絡し、行政管理庁にも強く要請し、最善の努力を尽すが、それで駄目なら止むを得ない。

- 先程の自民党文教関係議員との懇談会の報告の中に大学の入学時期を9月にするという話があったが、4月から9月までの5ヵ月間のブランクをどうするかという説明があったか。

△ 9月入学は外国には例があるが、ブランクの期間のことについての説明はなかった。

- 共通第一試験の教科、科目は5教科12科目となっているが、どういう根拠からそのように定めたのか。高校教育の正常化というなら高校での8教科にすべきとの考え方もあり、また大学によっては現在3教科で試験を実施しているところもある。それを特に5教科12科目と決めた過程についてききたい。

△ 事務局の立場として答え得る問題ではないが、現行の国立大学の受験科目の基準に依ったものと思われる。試験の教科、科目については今後の検討課題にもなっている。

- 第3次定員削減に対する決議については現在の段階では行政管理庁に要請するだけか。また、大学運営臨時措置法についての他の学長の意見を詳しくききたい。国大協としてはこの問題にどう対処するつもりか。

△ 定員削減の問題については、昨日文部省で1時間ほど話し合い、また、行政管理庁でも事務次官、行政管理局長等に対し詳細説明し、強く要請した。なお、一昨日の記者会見でも強調しておいた。大学運営臨時措置法の問題については、大学側としては、臨時措置法ができたため大学紛争が収まったというような考え方は困る、紛争収拾は大学側の努力によるものであるとの考えであり、新しい法律ができることは却って紛争を惹起し、逆効果であると考えている。

○ 第3次定員削減は大学にとって深刻な問題である。事務局長としての個人的苦勞以外に大学の存亡に関わる問題である。「決議」は有力な作用があるかも知れないが、それだけでよいのか。もっと自主的な考えで最大限の行動をしてほしい。

△ 第3次定員削減は大学にとって致命的であるので「決議」とした。決議が通らない場合面目が潰れるということもあるが最大の努力をすれば、その効果はあると思う。その具体的方法については会長、在京理事等で相談しなければならないが、兎に角最後の努力をしなければならないと考えている。

○ ただ協議や要望だけではこの問題の解決にはならない。具体的な提案をしなければ駄目である。総定員法の枠内では解決できないので、どうしたらよいのか具体的提案が必要である。大学の仕事は他の行政事務とは違いマンツーマンの仕事が多いので、他の機関のように省力化、機械化ということが簡単にできない。手足がなくては仕事ができないので定員削減されれば賃金職員

を採用せざるを得なくなる。抜本策としては大学の教職員は一般職からはずして特別職とし、総定員法の枠外とするという制度的改善を図らないと問題は解決しない。

△ なぜ特別職にしなければならないか、その根拠がむずかしい。教育研究機関の特殊性については強く表現し、詳しく伝えている。総定員法の枠外にしたらとの意見もあるが、枠外でも定員削減をやらない訳ではない。

○ 具体的に大学の特殊性はどこにあるのか。教官は削減率が低く、欠員もあるので直接実害は少ないが、事務職員の方はそうはいかない。大学は他の官庁より定員削減が大きく響くということは概括的にはいえるが、大学の特殊性、総定員法の枠外にするという根拠がどこにあるかとなると仲々むずかしい。事務局長会議でもこれの決め手がない。大学にある特殊な職種は教官だけである。しかし、この問題は放ってはおけない。国大協としても政党方面に働きかけることなど考えられないか。

△ 具体的方法は会長、在京理事等と相談したい。

○ 西独学長招待のことであるが、いろいろなルートからの話が伝わって混乱する。どの部分を誰がやるのかははっきりしてほしい。

△ 近畿地区は奈良教育大学の井上学長が中心になって進めているので、連絡してやってほしい。

○ 共通第一次試験の調査研究のための実地研究はやらなければならないのか。

△ 11月の2日間の連休を利用して実施する計画であるので協力願いたい。

- 連休に教職員を動員することは仲々むずかしい。
- 第3次定員削減には断固反対する。われわれの要求が通らず最悪の事態になった場合には、会計法、財政法等を改正して仕事量を減らすなどのことを考えてくれないと職員組合に対応できない。今まで曲りなりにも説得してきたがもう限界に達している。仕事量を減らす以外、もはや削減には応じられない。そうならないよう強い姿勢で対処されることを期待するが、それが駄目になった場合には事務量の軽減を条件としてほしい。
- 同感である。職員組合に対しては削減阻止に大学側は何をしたかを話さなければならない。何らかの善後処置、肉づけするような具体的措置を考えてやってほしい。格段の尽力をお願いしたい。
- △ この問題はむずかしい。「決議」ということも国大協としては前例のないことである。仕事量を減らすという考えも尤もだが行政管理庁に対しては他の省庁も同じことをいう。それで大学側としては教育研究組織の特殊性を強調し、これに教官のみならず事務職員も含めて削減しないよう要望することにしている。
- 特殊性ということになるといずれもそれぞれあって仲々むずかしい。大学の特殊性を考えたが、仲々決め手がない。ただ、言えることは、大学の研究は将来の文化、経済、科学の水準を向上し、日本の発展の基礎を築くものであるということである。その点は強調してよい。そのような哲学を国民全体に周知させることが大事である。
- 「決議」は多とするが、実際の見通しを

立て、あとの善後処置のことも考えなければならぬ。できれば政治折衝なども考えてほしい。「決議」が効力がないと、そのはね返りがあるので万全な処置を考えてほしい。

△ 大学の特殊性については昨日文部当局とも話し合った。教育研究は無限の範囲をもつもので国際的意義をも持つものである。行政管理庁でも教官の特殊性は認めており、削減率も配慮されている。文部省としては事務職員の問題のことも分っている。ただ、それをどう理由づけるかがむずかしい。

○ 物価高騰に伴う補正予算の要望に対する反応はどうか。

△ 文部省としては断言はしていないができるだけ何とかしたい意向のようである。

本日の討議は非常に活発で結構であったが、具体的なことを教えて頂けると有難い。この自由討議での意見は会長にも伝え、できるだけ努力したい。

以上で定刻に達したため閉会した。

(6) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和49年5月18日(土) 10.00~13.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

平田、北村、藤岡、林、山田、円藤、

黒田、外山各委員

下沢、白田、渡部、安盛、高田各専門

委員

(文部省) 大崎大学課長 外1名

加藤委員長主宰のもとに開会。

議事に入る前に委員長より、宮島(前)委員長が退任されたので、その後任として、去る3

月から第1常置委員長に就任したのでよろしく
お願いしたいと挨拶があった。

議 事

1. 大学院設置基準案要綱について

初めに委員長より、本日は大学院の設置基準
につき文部省からの説明を伺い、それについて
の理解を深める意味で意見交換を行いたいと述
べられた。

つづいて大崎大学課長から、大学院の問題に
ついては昨年、大学設置審議会の中間報告が出
される前にこの委員会に説明し、それに対する
国大協の意見も伺い、それらを基に検討を重ね
てまとめられたものが別紙「大学院設置基準案
要綱」であると前置きして、これを読みながら
詳細な説明があった。

これに対し主につぎのことについて意見の交
換が行なわれた。なお、意見交換が行なわれる
前に、去る3月30日日本学術会議におけるこの
問題についてのシンポジウムの際本委員会専
門委員として出席された渡部専門委員から、こ
の案と国大協のこれまでの審議の関係について
報告があった。

課程 中間報告の段階では1年制の修士課
程、3年制の博士課程ということを考えられ
ていたがこれは国大協の要望を取り入れて削
除されたことであると思う。

○ 組織 研究科委員会を組織するときに、研
究所と学位審査権の問題につきどのように考
えられているのか、国大協として問題点を指
摘しておきたい。

○ 教員組織 大学院専任の教官・事務官を並
立する場合には運用の面で学部と大学院が一
体となって一つの大学を運営できるように初
めから人員・予算などを文部省も充分考慮し
ておく必要があるのではないか。

○ 修士のいわゆる◎教員の資格というのが、
以前の文章では「修士課程の目的が高度の職
業教育を行う」というようにとられがちな表
現であった。それと今回の「特定の専門分野
について高度の技術・技能を有する者」とい
うことが結びつくことになって、これが一般
化されると運用上まずい問題が起る可能性が
ある。このことについては特に、大学院をも
たない大学から学問研究を主にする修士課程
を設けたい気運があって、それぞれの大学に
おいて固有に持っている能力を活かすのに弊
害になると解されるおそれがある。というよ
うな強い意見が出されているので運用上にお
いても誤解されることのないように配慮を願
いたい。

○ 学位制度の新設について、国大協は学術博
士を設けることに反対しているわけではない
が、これについては各大学の共通の理解がで
きてから発足されるよう慎重に願いたい。

○ 博士課程については、前期2年後期3年の
課程に区分しまたは区分を設けずに編成する
とあるが、これは各大学が運用面において相
異することになるおそれがある。

○ 現在の大学院においては、修士2年の上に
博士3年が被さっているので、学生の扱いは
修士に入るときはオープンシステムで進学扱
いになっているが、博士に進むときはクロ
ーズされて余裕があれば進学できる形になっ
ている。この基準案では後期に進むときにも
進学扱いになるのか。

○ 進学の意味が何かということである。この
辺の問題は大学の取り扱いとして区分の仕方
を完全に区分するかどうか議論としては残
る。現在の大学院の扱いも、省令の上に新旧
両者を書き分けることになるかどうか論議を

詰める必要がある。

- 同じ研究科の中に5年制の課程と2年・3年に区分した課程とを併存する形がとれるのであろうか。
- これは具体的計画に即する問題として、大学においても検討しなければならない課題であろう。
- 大学設置審議会の答申には、独立大学院、連合大学院があったが、この要綱では削られている。その意味は明らかでない。
- 独立大学院、連合大学院のいずれについてもまだ十分な論議が詰められていない。この要綱の中でもどのような新しい構想ができるか議論の余地は残されている。
- 研究科と学部等の関係のところであるが、大学院を維持・運営するについては、学部から独立した大学院固有の事務組織は当然置くべきであることを充分理解され、そのことを明確に法文化されたい。
- 同じところで、複数の学部、研究所を基礎としてとあるが、これは基礎が複数から成る場合に限定される意味であらうか。
- 大学院が、学部の完全な二階に置かれている場合は事務組織を学部から分離しなくとも学部事務の中に、大学院の規模に応じた大学院係を置く方が運営もスムーズに運ぶことができる場合もある。大学院の独立の制度、態様に応じて事務組織を設けるものとするという意味であって、法令用語としては置かなければならないということと同義である。
- 現存する修士課程を将来は博士課程に昇格させることは、独立大学院、連合大学院を考える裏面において否定されているのではなからうか。修士課程しか置かれていない大学では、他の大学の博士課程にはクローズされて

進めない現実があるので、真に優秀な若い研究者を救済するためには自分の大学に博士課程を設けざるをえないことになる。

- 制度としてはそのことには何も触れていない。ただそれを政策としてどうするかは慎重にならざるをえない重要問題である。
- 国大協としては、若干の問題はあるが、実現の可能性が速やかに承認されるよう強い要望があるという意味表明はしているが、文部省からはまだ確かな回答がえられないということである。
- 基本的に、修士課程については今後も設置を要望していく考え方がよいが、博士課程については戦後一貫してとってきた考え方を無原則に放てきすることはできない。先行きの見通しを立てないで急速に方向転換することはできないが、しかしまた現状を絶対未来にわたって固定することも問題である。その調和点をどこに見出すかは国立大学に対する施策を考えるうえでは、ある意味においては重要な問題である。
- 独立大学院は、現在の学校教育法の中では無理であるというように聞くが、そのことはかなりの賛成はあるから学校教育法を改正してから考えるということか、または賛成か不賛成かの見当がまだつかないということであらうか。
- 独立大学院は制度的に置けるようにしようということについてはとくに異論はない。今後の国会情勢その他の状況を勘案して検討を進めることになる。ただ技術科学大学院の話が進んでいるから、それとの兼ね合いでどのような位置づけにするかのことから論議を詰めなければならない問題である。
- 大学院の運営関係で教授会はどのように考

えられているのであろうか。

- 学校教育法に大学には教授会を置くことができるのである、これを運用面において学部に限定せず研究所、大学院にも教授会を置くことができると解釈している。
- この「大学院設置基準案要綱」は5月末の基準分科会総会に附議し、とくに根本的な修正がなければ6月の中旬には公布することになる。

以上のような意見交換が行われたのち、委員長から、この委員会としては今日はじめて内容を伺った。さらに検討を重ねればまだ多くの意見があることと思うが、せめて本日述べられた幾つかの意見は充分尊重され汲みとられるよう重ねて要望すると述べられた。(大学課長退席)

2. その他

- (1) 委員長から、教官待遇の問題に関連して、第6常置委員会が各大学ないしは関係者の意見を整理し、関係の各委員会に審議を依頼することになるようだ。したがって制度に関する問題は第1常置委員会に回議する意向のようである。いずれ審議をお願いすることになるからご承知願いたいと述べられた。
- (2) 先程の「大学院設置基準案要綱」については、個々の大学が勝手に決めるということではなく、この委員会として意見をまとめて正式に要望すべきではなかろうか。という意見が交された。

(7) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和49年6月19日(水) 10.00~12.00

場所 九段会館 芙蓉の間

出席者 加藤委員長

実方、林(竹)、平田、大山、北村、
藤岡、林(金)、山田、戸田、香山、

谷口、円藤、黒田、外山各委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

加藤委員長より、前回までに審議された事項について、次のように報告された。

前回まで、宮島委員長のもとで審議されてきた大学設置基準及び大学院制度問題に関しては、大学設置基準は既に改正されており、また大学院制度についても、6月20日に大学院設置基準(文部省令)が公布される運びとなり、過去一年間の懸案は一応の区切りがついた。その他には、第6常置委員会の審議事項と関連した問題は残っているが、この委員会独自の前回からの継続テーマはないといえるので、本日は今後の検討事項等についてフリー・トーキングにしたいと思う。

委員長の報告に続いて、概ね次のような意見が交された。

1. 大学間格差問題について

- 新設大学拡充特別委員会が、ここ数年来開店休業の状態にあるので、この委員会で審議してきた大学間格差問題を、引き継いではどうか。
- 学科目制と講座制の問題をとりあげてはどうか。
- 学科目制と講座制の問題は、大学間格差問題に含まれる問題であり、その問題は、新設大学拡充特別委員会で検討してもらいたい。
- 格差問題を新設大学拡充特別委員会に渡す前に、データのまとめが必要なので、次の委員会で専門委員と委員からなる小委員会を設け、問題点をまとめて引き渡すということにしたい。

2. 第6常置委員会よりの要望事項について

- この常置委員会は、制度の根本的問題に

立入るのではなく、現在の枠内で問題を検討するのが目的ではないか。

- その問題に関しては、昭和48年11月7日の第1常置委員会の議事録を参照されたい。
- 問題を直ちに第1常置委員会で検討するのは適当でなく、また、この委員会独自で検討し、結論の出せる問題ではない。
- この委員会は、問題を包括的に検討することにしてはどうか。

3. 技官の待遇問題について

- 大学には、大別して教官系と事務系の職員がおり、事務系の中に純粹の事務系職員と技官がいる。技官は、行政職(一)の俸給表の適用をうけるので、4等級までしか昇れない。それを解決するために、助手あるいは講師にしている。そのような便宜的な措置をとるのでなく、これを研究職として上まで昇れる官職体系を作ってもよいのではないかと思う。ただ、その場合には、大学の管理運営の問題として、評議会、教授会との関係があり、待遇・教育面で解決できても、この点で問題を残すのではないかと懸念される。
- 教務職員は、教官でもなく、又事務官でもない。管理者は、形式的には事務系の係長であり、事実上は教室の教官である。
- 最後は、助教授位まで上げられるようにしてはどうか。
- 事務官では高校卒でも一応局長までなれる建前になっているが、大学卒で技官に入ってしまうと、4等級で止まってしまう。
- 新しい職階制度を創設することがよい。その場合、教官系、事務官系、研究官系の三本立になるが、研究官系の大学における

管理・運営上の面が問題となる。

4. 新構想大学について

- 既存の大学の教員養成学部が形骸化されるような新教員養成大学の設置は困る。
- 技術科学大学院構想の見通しが曖昧である。
- 定員削減の問題にしても、例えば技術科学大学院の創設に係わりあうというように、新構想大学の誕生が既存大学へ圧迫になるようではいけない。
- 新構想大学問題のどの部分がどのようにこの委員会に係わるのか。

5. 定員削減問題について

- 定員削減問題は、教官と行政職とを分けて考えるべきであるが、国大協としては、実態を正確に把握して、それに対応すべく具体的なデータをそろえておく必要があるのではないか。
- 定員削減に関連して事務の簡素化の問題もあるので、どれだけ事務簡素化ができるのか、実態を調査したらどうか。
- 私立大学においては、規模に比べて、事務職員は少ないという例をみると定員削減は可能なのではないか。
- この問題を、第1常置委員会の議題とするか。一番関係の深いのは、この委員会であるが。

以上のような意見が述べられたのち、最後に、今後議題としてとり挙げる事項は①大学間格差問題（講座制、学科目制問題を含む）に関して内容をまとめてから、他の委員会で検討してもらうこと。②第6常置委員会から渡される議題の検討③技官の待遇の問題、の3点であることを確認し、新構想大学と既存大学との関係、および定員問題（管理・運営組織）について

ては、議題としてとりあげるかどうかを今後検討することが了承された。

(8) 入試期特別委員会・第2常置委員会合同会議議事要録

日時 昭和49年6月10日(月) 16.00~18.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 (入試期特別委員会) 相磯委員長
白淵, 加藤, 小山, 北村, 清水, 丸井
佐野, 岡本, 増尾, 井上, 山岡, 芦田
池田, 黒田各委員

(第2常置委員会) 谷田委員長

山田, 松本, 高橋, 小島, 中林各委員
肥田野, 安倍, 小西各専門委員

相磯入試期特別委員会, 谷田第2常置委員会
の両委員長主宰のもとに開会。

議事

◎ 国立大学入試期の一本化について

これについて初めに相磯委員長から、アンケートをもって各大学に意見を求めたところ、まだ若干の未回答の大学もあるが、大部分の大学から熱心なご検討の結果の回答が寄せられた。それに基づき別紙資料のとおり一応の集計をしたので、その概略を丸井委員から説明願いたいと提言があったのち、丸井委員より資料「入試期一本化に関するアンケート回答調」につきその概略の説明があった。

これに対しおおむねつぎのような意見交換が行われた。

○ 前回のアンケート調査の結果と今回の調査結果の移り変わりであるが、一般的な傾向としては、学内の意見統一ができていく大学はほぼ今回も同じような回答であった。つぎに一本化反対から今回賛成になったとみられる大学は5大学で、前回は大学一本に決めること

ができず学部別に回答された大学で今回賛成として回答された大学が7~8大学である。なお一本化賛成から反対に変わった大学はなかったとみられる。

○ アンケートの結果をどのようにまとめるかということであるが、本来ならこの合同委員会で検討したうえで理事会の承認をえて総会に報告するということになるのであるが、時間の関係で順序が逆になった、先程開かれた理事会において概略のことを報告し、総会にはどのような形の報告をするかのことにつき意見を伺ったところ、理事会ではこの合同委員会に一任するという意向であったので、これの取り扱いについて協議しなければならない。

○ このアンケート調査の各大学での取り扱いにつき、2~3の大学の様子を、側面から聞くところによって推測すれば、賛成の○が多かったことがそのまま各大学の統一した意見を反映しているともいえないが、国大協としてはこの調査結果をふまえたうえでまとめることはできないものであろうか。

○ 理事会においては、これだけ賛成が多いから一本化を打出すことができるのではないかという意見、共通テストの成り行きに関連させるさせないの意見、高校側の意見も聞くべきだという意見、なお慎重に進めるべきであるという意見などがあった。

○ これ以上の意見の一致はありえない。国大協の大勢がこのような形になったからには、賛成多数の意見に従ってまとめるべきであろう。高校側の意見を聞くなどのことは文部省がやればよいことである。こころで国大協が態度を明らかにしないと、新聞報道にもあったように、私学も含めての一斉試験をやると

というような政治の流れに押されるようなことになるおそれすらある。

- 国大協は大勢が明らかになったら、ある意味においては国立大学の方向を推進すべきであって、全大学の賛成がなければ実行しないということでは国大協の責任は果たせないのではないかと思う。
- 仮に国大協が一本化賛成となった場合、その実施の時期は何時になるのか。また共通一次試験との関係はどのようなことになるのであろうか。
- 実施までの手続は文部省が責任をもってやることであるから明らかではない。また共通一次試験は、文部省は51年実施を期待しながら検討を進めているが、国大協の結論は51年実施となって出るかどうかは疑問である。文部省は入試期一本化は共通一次試験と切り離して51年から実施を要請することも考えられる。
- 2回のチャンスがなくなるということが、一本化反対の大きな理由になっているが、現行の2回制が真の意味での2回のチャンスを与えていることになるのかどうか検討の余地がある。いまの2回制がかならずしも2回のチャンスを与えることにはならないことが明らかになれば、高校側の（全部のまとまった意見はありえないが）賛成も得られるのではなかろうか。
- 未回答を除き、約80%の賛成ないしは賛成してもよいという回答が得られたとみられる。これは国大協のアンケートとしては上位の出来ばえである。これをどういう形で外部に出すかはなお慎重を要するが、国大協の大勢は一本化の方向になったということは言うのではなかろうか。これをこのままの形

で国大協の内部だけで扱っておくことはないと思う。

- つぎに高校側のことであるが、多数の意見は初めの考えとはかなり変わってきているものとみられる。過日、入試改善会議の小川会長がこの会議に出席され説明があったように若干の補正手段が講ぜられるならば、賛成してもよいという意向であるというようなことであつた。一本化移行の際には若干の補正手段を検討する余地は残すとして、国大協の方向づけとしては、もはや大多数は一本化賛成であるという見解は打ち出してもよいと思う。
- 共通一次試験との関連はないといっても、外に対してはこれと平行的に一本化が実現することは望ましいことであると思う。つぎに出願の際に第一志望と第二志望を書かせることにすれば、それにより2回のチャンスを与えることになるといえることになろうし、そこまで手を尽せば文句も少なくなるのではなかろうか。
- 共通一次試験についての説明会が各地区において開かれたが、その際のテーマではないがⅠ期・Ⅱ期と共通一次の関係ということが一本化を促進せよという意味から取りあげられていた。説明会に集った出席者はそれぞれの大学における入試の責任者である。各大学の入試について強い関心をもっておられる責任者の集りの場においても、入試期一本化賛成の意見が述べられたということがいえると思う。
- いまの議論の焦点は、結局国大協は全会員の何%の賛成があれば決めることができるかということに帰着する問題になる。国大協が物事の取り決めをする基準はどこにあるのかということである。

- 勿論、満場一致はありえない。国大協はこれまでに、このような重要問題についての統一意見をまとめるときに、この意見が多数だからこれに賛成だというような多数決の原理による決め方はしない。しかし国大協の大多数の意見はこのような意見であったというような決め方であれば、多数の支配による決め方とはニュアンスが異なり容認されると思う。
- 一本化するといっても、これをある年度から強行し、全大学を一斉に一期に移行しなければならないものではない。現行の2回制がよいといっている大学まで拘束することはないと思う。けだし何等かの事情で時期をはずして、後で入試をやった方が優れた学生を選べるということであれば、一本化が定着するまでは、それを妨げることはないと思う。
- 昨年の総会で、次回までにこの委員会が結論を出すということでここまで延ばしてきた。もしこの委員会がこのまま結論を出さないでおれば、6月の総会においては多数決によらざるをえない破目になるおそれすらある。
- 国大協がある見解を発表するときは、委員会の十分な検討を経たうえでのことでなければならぬ。つぎに委員会において慎重な検討を重ねた後、アンケート調査をとったところこのような結果であったということであれば、そのとおりまとめてよいと思う。国大協が実施するかどうかのことで決めることはない。一本化を実施するかどうかは文部省が、国大協の見解、高校側の意向、その他の意見を総合して決めることであると思う。
- 国大協としては、専門家による小委員会などを設け慎重な検討を重ねたうえ、各大学の意向をアンケート調査したところ大多数の大

学は、国立大学の入試は一本化した方がよいということであった。というようにこれまでの審議の経過を報告すればそれでよいのである。これを実施するかどうかは国大協が決めることではない。それは文部省が国大協の報告に基づき責任をもって決めることである。文部省からさらに実施の時期、その方法等につき、国大協で検討してもらいたいと申し入れがあれば、それを受けて実施の具体策につき検討すればよいのである。

- この問題の起りは、文部省から入試期一本化について国大協ではどのように考えるかという照会があった。それに対し前回のアンケートの段階では、まだ取りまとめた回答をするところまでは至っていなかった。そこで漠然と口頭による返答にとどめ正式の回答にはなっていなかった。今回はそれを前進させたものとして文書による正式の回答をするということになるのであろう。
- 文部省に対する回答の形式であるが、それは国大協がこれまで積み重ねてきた検討の結果と、それにアンケート調査に現れた少数意見をつけ、資料も添付して回答することにしてはどうであろうか。
- 回答の形としては検討の経過を報告することでよいと思うが、回答を出すからには、これが入試に関する問題の改善になるということ国大協がある程度認めたいという回答になるといえるかどうかである。資料は改善になるということを十分に物語り力説しているわけであるから、その評価はさまざまであるが、ともかく国大協としては改善になると信ずるからこそ一本化に多くの大学の賛成があったということではなければならない。
- 賛成、不賛成の数字を報告することは問題

はないが、具体的な大学名まで出すのは適当ではない。

- 議決はしない。議決まですると国大協は、文部省や社会一般の反対があっても決めたからには実施せざるをえない破目に落ち入ることになるおそれがある。あくまで国大協で検討した結果を報告することであるが、それを誤りなく評価してもらえるような報告の形が問題である。つぎに総会の後で記者会見があるが、その際にどの程度のことを発表するかということがある。
- 文書にする場合、数字の傾斜に密着した言葉で表現しておかないと反対論が厳しくなることが予想される。つまり作為的でなく素直に賛成、反対双方をうまくとり入れ、いずれからも納得される文書であれば容認されると思う。

概ね以上のような意見交換が行われたのち委員長から、アンケートの集計に忠実な文書を作成し、理事会、総会の承認をえて文部省に回答することにし、記者会見にはさらに慎重に簡潔な文書をもとにして発表することにしてはいかがであろうかと提言があった。

これについて、その原案作成を両委員長および専門委員会に一任することにした。

(9) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和49年6月19日(水) 10.00~12.00

場所 九段会館 芙蓉の間

出席者 谷田委員長

山田, 松本, 松永, 加藤, 奥野, 川上
小山, 清水, 高橋, 曾沢, 小島, 中村
金城各委員

相磯入試期特別委員会委員長

谷田委員長主宰のもとに開会。

議事

1. 入試期一本化問題について

この問題について谷田委員長から、次のような説明があった。

本年4月参考資料を附して各国立大学に入試期一本化について再度アンケート調査を行った結果を6月14日開催の小委員会で分析し、入試期特別委員会、第2常置委員会名で「入試期問題に関する合同委員会の見解」(以下「見解」という)を作成した。

なお、「見解」に具体的な回答数についての表を添付し、理事会に報告し承認願うため、配布資料の「見解」について協議願いたい。

ついで各委員の間で「見解」について、次のような意見の交換があった。

(ア) 共通第一次試験とⅠ期、Ⅱ期校一本化問題とを関連させて論じている向もあるが、共通第一次試験とⅠ期、Ⅱ期校一本化とは別問題ではないのか。

なお、共通第一次試験の実施については、高校側および高等学校長協会などを含めて強い反対の意見があることを聞いている、

(イ) 入試期一本化についての78国立大学のアンケート回答は「60大学(Ⅰ期21, Ⅱ期39)が一本化に賛成。9大学(Ⅰ期6, Ⅱ期3)が反対。残り9大学のうち、4大学は賛否の学部が同数。5大学が反対学部の方向が強い」という結果となっているので、「見解」文中2ページの下から3行目「しかし、今後一本化を推進する場合は、2回受験の機会を与えるという意見なども考慮し、慎重にその措置を講ずる必要があらう」を削除してもよいのではないか。

(ウ) この「見解」については、小委員会にお任せしたことであるが、むしろ慎重であるとい

う意味であれば、2ページ下から3行目「2回受験の機会を与えるという意見なども考慮し、」を削除したほうがよいのではないか。

(イ) 国立大学協会としては、文部省から入試期一本化問題について可能かどうかを聞かれているので、入試期一本化に関するアンケートを各国立大学に求めたが、大学側とすれば、高等学校側への影響あるいは、社会的な反響を考慮して回答しているものと思われる。

ついで、相磯入試期特別委員会委員長から文部省としては、国立大学協会にⅠ期、Ⅱ期校の入試期一本化についての見解を求め、その結果国立大学協会としての見解が一本化に賛成であれば、実施の方向に進めるということであるので、「見解」文中の表現については慎重に扱いたい旨が述べられたのち、各委員協議の結果、「入試期問題に関する合同委員会の見解」2ページ下から3行目「2回受験の機会を与えるという意見なども考慮し、」を削除することに決定した。

2. 全国共通第一次試験について

谷田委員長から、次のような報告があった。

全国7地区において、「国立大学入試改善調査研究報告書（中間報告）およびこれに対するアンケートについての説明会」を開催したが、各地区ごとに問題点が異なっている。49年度は11月23、24日の両日全国7地区において約3500人の高校3年生を対象に試験問題実地研究を行う。

なお、今後の問題点については専門委員会で検討を重ねたい。

3. 第2常置委員会の今後の検討事項について

このことについて谷田委員長から、今日社会的に大きな問題となっている身体障害者の大学側の受け入れ問題について更に検討を進めて行

きたい旨述べられ、了承された。

(10) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和49年6月19日（水）10.00～12.00

場 所 九段会館 芙蓉の間

出席者 広根委員長

船山、岡本、博田、加藤、豊田、砂崎平、安達、北村、山本、許斐、永松各委員

広根委員長主宰のもとに開会。

先ず委員長より、49年度に入ってから今回の常置委員会を開催するまで1月18日小委員会、2月25日小委員会、4月22日常置委員会の3回会合が行われたことと、課外活動中における学生の災害事故について各大学から寄せられたアンケートの検討経過の報告が行われた。ついで4月22日の常置委員会で取り上げられた6つの要点のうち①②③⑤（上記アンケートに直接関係ある事項）については7月に入ってまとめたので今回は次の諸事項について協議願いたいと述べられた。

(ア) 就職推せん時期の申し合せについて

(イ) 課外活動費の大幅アップと顧問教官の旅費を増額すること。（6要点のうちの④）

(ウ) 顧問教官等の経費が少額なので国大協の予算の要望書を作成する際にこれの増額のことを取り上げて貰うと共に総会においてもこれの推進方を要望すること。（6要点のうちの⑥）

議 事

1. 大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期について

このことについて委員長より次のとおり述べられ了承された。例年大学8団体の名で「大学卒業予定者の就職に関する申し合わせ」を行っ

ており今年もこれから就職問題懇談会をまた始めるが、この主なねらいは大学教育を阻害する青田刈を止めさせることにあり、だいぶ成績を上げているので今後も従前どおりの方針ですすめて行くことにしたい。

2. 課外活動費の大幅アップと顧問教官の旅費の増額について

このことについて次のような意見交換があった。

現在までにわかっていることは、アンケートで出たものの中間報告であるが、全国的な事実として課外活動費が少ないことと顧問教官の旅費が少ないことがはっきりしている。課外活動と言うものは、たとえば合宿に参加すると学生は自然のかたちで課外活動にとけこむことができる。顧問教官が学生と活動するのに経費を増額すればおのずから学生たちが活動しやすくなりコミュニケーションがスムーズになると考えられる。

課外活動の内容は最近うつり変ってきたのではないかと考えられる。この位置づけが問題である。教官と学生とのコミュニケーションの問題や課外活動中に生ずる災害事故対策等を一貫して検討してよいと思われる。

このあと委員長より、以上の事を今後の課題として国大協の予算の要望書を作成する際に取り上げて頂く。なお総会においても前向きな姿勢で問題を取り上げたいと述べられた。

(11) 第4常置委員会議事要録

日 時 昭和49年5月30日(木) 13.00~15.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 池田委員長

白淵, 福原, 福井, 鈴木, 林, 三上,

宮田, 山岡各委員

井上臨時委員

池田委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶があり、続いて新たに本委員会委員に就任された三上三重大学長の紹介があった。

ついで前回(48.10.11)の議事要録の朗読があり、これを承認した。

[議 事]

◎ 第4常置委員会関係要望書について

初めに委員長より次のとおり述べられた。

本日は、前回の議事要録にも述べられている正課中における学生の災害事故対策の問題と、その他第4常置委員会から提出する要望事項を中心に協議を行ないたい。なお、委員会からの要望書を総会に提出して承認を求めるには理事会における事前承認が必要であり、この理事会は来たる6月10日に予定されているので、本日の会議で要望書の件をまとめ上げたいと考えている。まず順序として正課中における災害事故対策の問題から審議を始めることとしたい。

(1) 正課中における学生の災害事故対策について

委員長よりこの問題の経過について次のとおり報告があった。

昨日文部省を訪れ、学生課からこの問題のその後の経過をきいたところ、本年度予算に100万円の調査費がついたとのことで、文部省では目下これに関する的確な資料を収集している最中であつた。この文部省の調査は、国大協が一昨年行なったのと同じようなもので、その結果も国大協の場合と大体似たようなものであるようである。

今一つのことは、今回調査費がついたので、文部省としてはなるべく早い時期にこの

問題についての調査委員会方式のものをつくり、本年度中に具体的方向を詰めて行きたいということであった。

それで、本委員会として現段階で何か特別な行動をした方がよいかどうかたずねたが、学生課としては既に国大協から要望書も出されているのでこれを受けて努力して行くことにし、調査委員会が発足した際には協力してほしいとのことであった。そのようなことで、現段階ではこの問題は文部省にグタをあずけることでよさそうであるが、本委員会としては昨年に引続き要望書を出して更にバックアップしたいという意を伝えておいた。

この問題についてのその後の経過は以上のとおりであるが、そのほかこの問題に関連する事項の一つ報告しておきたい。昨年7月各大学に「学生の災害事故対策の進め方について」のアンケートをしたが、その後広島大学長より追加ということでこの問題の進め方について次のような意見が寄せられた。その内容は3点あって、①「正課中」ということの幅を広く解釈して実現するようにしてほしい。②「学生の範囲」に聴講生、留学生等も加えるようにしてほしい。③なるべく早急に具体化を進めてほしい。というもので、これらは調査委員会ができた段階でも考慮できるものと思われるので、一応報告だけに止めておきたい。

以上の経過報告に続き更に委員長より、今回提出する要望書の内容は前年度とほぼ同様のものでよいと思われるが、調査費もついたのでその点を考慮し多少表現を変えてはどうか、と諮られた。

この提議に基づき、昨年度の要望書を基に文案の検討を行ない、その結果、主として前

文の部分に修正を施し、別紙のような成案を得た。

(2) 大学保健管理施設の増加、充実について

このことについて、委員長より次のとおり説明があった。

この大学保健管理施設に関する要望書は例年提出しているものである。昨日文部省でできたところでは、保健管理センターは本年度は5大学に設置されるとのことで、現在既に59大学に設置されているので設置の面ではわれわれの要望は着々実現されつつある。しかし、これの内容充実の点——教授定員の配置などについては、文部省はこれまでまず施設の設置が先決で、これが一段落してから充実を図るという建前をとっていたため殆ど成果がなかった。ところが本年度において新たに教授定員が3大学に付き、また助教授定員の教授定員への振替が11大学について行なわれた。これは本委員会の要望が実った証左で喜ばしいことであり、今後この点をさらに推進して行きたいと考える。

以上の説明ののち要望書の内容について、昨年度の要望書を基に文案の検討を行ない、その結果、標題の大学保健管理施設の「増加」とあるのを「増設」と改めるほか若干の字句修正を施し、別紙のとおり成案を得た。

(3) 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書について

このことについて、委員長より次のとおり説明があった。

この共同利用研修施設の設置については昭和47年度以降要望を続けてきたが、昨日文部省で確かめたところ、共同利用研修施設は現在のところ北海道1、東北1、関東2、金沢

1, 広島1, 九州1の7カ所に設置されており, その他に土地だけ確保できているもの(島原か大山かのいずれかに決まる)が1カ所ある。このように漸次設置が進みつつあるが, 国大協としては各地区に少なくとも2カ所設置することを希望しているので, 更に強力に推進して行きたいと考えている。

以上の説明ののち要望書の内容について, 昨年度の要望書を基に文案の検討を行ない, 一部字句修正をして別紙のと通りの成案を得た。

以上で第4常置委員会から従来提出していた要望事項に関する本年度の要望書の作成を終り, 次の新規要望事項について審議した。

(4) 奨学制度の拡充についての要望書について

このことについて, 委員長より次のとおり説明があった。

昨年12月の総会で, 全国大学院生協議会から要望があったオーバードクター問題を国大協で処理することに関して論議があった。その時, この問題を第4常置委員会で処理してはどうかとの意見があったが, 私は, このオーバードクター問題全体としては第4常置で取扱うのが適当かどうか疑義があるので, いきなり持込まれるのは困る旨を述べ, この問題は結局理事会で処理することになった。

以上のような経緯があったが, 最近また, この院生協から, 大学院問題について文部省, 育英会等に要望したい事項があるので, 第4常置関係の事項について委員長と会談したいとの申入れがあり, その旨の連絡を事務局から受けた。私としてはたまたま時間的都合の悪いこともあったが, 筋道として, 国大協の常置委員会が他団体等と交渉関係をもつ

ことに疑義を感じたので, 要望があるなら文書で提出してほしい旨回答した。その要望の内容は別紙のようなもので, 大学院生の教育研究生活の改善についてのいろいろな予算面に関係する問題であった。その中一番大きな問題は, この激しいインフレ下で大学院生の生活が困窮を来しているので, 奨学金の増額その他の措置を講じてほしいということである。この問題は大学院生, 学部学生共通の問題でもっともなことと思われる。

奨学金に関する要望は, この委員会としては昭和44年に一度要望書を出したことがあり, 翌45年には大学院生の奨学金の増額があった。それで45年にも学部学生の奨学金増額の要望書を出した。そのような経緯があるが, その時の要望書に記した要望理由をみると, ちょうど現在の条件に当てはまるようなものになっている。それで, 今回要望書を出すとするれば, そのままの形でも差支えないようにも思われる。ついては, この要望書を出した方がよいか, また出すとするればこのような理由づけでよいかについてご意見を承りたい。なお, 要望書を出すとするれば大学院生, 学部学生共通のものとして要望することにしたい。

以上の提議に対し, 要望書を出すことを了承したあと, その文案について44年度提出の要望書を基に検討を行ない, 別紙のと通りの成案を得た。

以上で(1)~(4)の各要望書の成案が得られたので, これを本委員会の要望書として理事会に諮り, その上で総会に提出することとした。

最後に委員長より, 本日の議題はこれで終わったが, これまで本委員会から提出した各種の要望は着々実ってそれぞれ実現に向っているの

で、本委員会では今後何か検討し調査するような事項があれば、そのことをお考えおき願いたいと述べられた。

これに関連して①学寮問題、②奨学生の選考基準(家庭収入の制限の矛盾点)、③奨学制度における「優秀な人材確保」の建前と差別問題との関係、などの話題が提起され懇談が行なわれた。

(12) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和49年6月19日(水) 10.00~12.00

場所 九段会館 桔梗の間

出席者 池田委員長

村尾, 金森, 白淵, 清水, 福原, 福井林, 吉利, 三上, 岸田, 増尾, 山岡, 中塚各委員,

池田委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶があり、続いて新たに委員に就任された吉利浜松医科大学長の紹介があった。

議事

1. 第4常置委員会関係要望書の提出について

初めに委員長より、第4常置委員会において前回までにまとめた下記の4つの要望書は昨日(6月18日)の総会において承認をえたので、これを文部省に提出することとなった旨報告があり、要望書の主旨、および要望書提出の経過説明があった。

(1) 正課中における学生の災害事故対策についての要望書

(2) 大学保健管理施設の増設、充実についての要望書

(3) 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書

(4) 大学および大学院の奨学制度の拡充につい

ての要望書

2. 上記要望書のうち、(1)および(2)の関連で今後文部省と具体的に作業を進めていくうえで予想される方向、問題点について、次のような問題の提起があり、意見の交換が行なわれた。

(1) 正課中における学生の災害事故対策についての問題点。

○ 「正課中」といった場合、通常大学のキャンパス内に限定して考えられているが、学外での実習や、課外活動の中にも、正課の意味に近いものがあると考えられるが、正課の適用範囲をもっと広げる必要はないか。例えば水泳、登山といったようなクラブ活動中の事故をも含めて考えられないか。

○ この問題についての対象学生として例えば、研究生、聴講生などについても学生として認めるかどうか、また、どの範囲まで広げて考えるべきか。

○ 学生の範囲を広げることは容易であるが「正課」の範囲を拡大することは大学の実情からみて種々雑多な事例が出てくることが予想され、むずかしい。

○ 最近クラブ活動中の事故が多発しており、一旦、事故が起れば、管理責任をきびしく問われる時勢であり、正課の適用範囲の拡大については慎重に検討する必要があるのではないか。

(2) 大学保健管理施設の実情と問題点

○ 各大学の保健管理センターの教授、カウンセラーなどの定員をどこから出すか、また、どこで委任すべきか。

○ 保健管理センター長の選任についても、医学部を持つ大学と持たない大学があり、医学部を持つ大学においては、医学部教授の中から選任しているが、医学部を持たな

い大学においては、その人選に苦慮している。

- 大学が幾つかのキャンパスに分かれているところでは、保健管理業務の運営がむずかしい。
- 本来、学生診療所は学生の保健管理の目的で出発したものであるが、その後、教職員の保健の仕事も取扱うようになってきたため、業務量が増大し、一つの問題となっている。
- 学生診療所と医学部附属病院とを併せ持つ大学で教職員の保健業務は学生診療所の本務の中に入っていないところもあり、教職員の保健管理業務をどちらで行なうか必ずしも明確ではない。
- 保健管理センター等のカウンセラーは、ほとんどが男子であるため、異性である女子学生が近寄りにくいという問題がある。

3. 委員会の審議事項について

委員長より今後新たに第4常置委員会として、取り上げ、討議を進めていく審議事項があれば、ご提案いただきたい旨が述べられた。

これについて、①学寮の問題、②クラブ活動の部室の問題が取り上げられ、「学寮の経費負担」、「学生の厚生経費」、「クラブ・サークルの問題」等について懇談が行なわれた。

結局、この問題については、第3常置委員会との関連があるので、今後この問題の進め方、問題点、また進める時期が現在きているかどうかというような点について、第3常置委員会と話し合いながら討議を進めていくこととなった。

(13) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和49年5月27日(月) 13.00~15.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

玉山、鐘ヶ江、佐々木、水戸部、桜場
芦田(淳)、牧、井上、芦田(謙)、西
沢、日高、太田各委員
白倉専門委員

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、次のとおり述べられた。

本日は、前回に中間報告をしてもらった<外国人教師、在外研究員、留学生等に関するアンケート>の回答につき、その後白倉専門委員に取りまとめをお願いしておいたので、その集計結果の報告を伺い、このアンケートの今後の取り扱いにつき協議をお願いしたい。つぎにその他の事項で、西ドイツ連邦共和国のコンスタンツ大学のパイゼルト博士が訪日された際の、東京ドイツ会館における国際学術機関の件について、その後会長である林東大学長に対し書簡が寄せられ、それに国際学術機関を中心とする諸問題についての議案が述べられ、それに対する意見を求めてきている。これについて去る4月22日の理事会において会長から報告があり、理事会では第5常置委員会においてこれについて検討し、国大協としての意見をまとめるようにということであったので、後刻意見交換を願いたい。

議事

1. 「外国人教師、在外研究員、留学生等に関するアンケート」のとりまとめについて

これにつき白倉専門委員から、本日の配付資料および前回(3月2日)の議事要録に「外国人教師」という字句が用いられているが、これ

は教師と講師の両者を含むのであれば「外国人教員」と現わすのが適切かと思うので、とくにご異議がなければそのように訂正願いたいと発言があり、訂正することにした。

つづいて資料「外国人教員、在外研究員、留学生等に関するアンケートの回答の集計結果」につき概略の説明があった。

これに対し主につぎのような意見交換が行われた。

○ 外国人教員宿舎のことであるが、これは教師と講師を区別して調査したものではないので、数の分布は明かでない。つぎに講師の中には他の大学の教師の身分をもっている者もいるので、実数には若干の違いがあるとみられる。

○ 外国人教員の宿舎の問題の外に、在外研究員の数が余りにも少ないこととその期間が短くなったことの問題がある。いまのような派遣の仕方によどの程度の有効性があるのか疑問の余地がある。最少限長期は1年半、短期にしても6カ月は必要ではないかと思う。

○ この調査結果に基づきどのような報告をするか。つぎにこの委員会として今後如何なる問題点を設定して検討を進めるかのこともあるが、差し当りのこととして6月の総会に、第5常置委員会として早急に関係機関に要望すべきことがあればそれをまとめて報告しなければならないが、その必要があるかどうかの問題がある。

○ 外国人教員の宿舎の増設、在外研究員の定数をふやすこと、つぎに在外研究期間を延長することの3項目は差し当り要求すべきではなからうか。

○ それと外国人教員の増員のことも要求した方がよい。

○ 数字を根拠にして文部省に要望するには、調査項目を絞って再度聞きただし確かな数字をおさえたいと文部省から指摘されるおそれがある。

○ 要望書となるとただ単に抽象的な文書だけでは迫力を欠く。やはりある程度の概数は示すべきではなからうか。

○ このアンケートの調査結果についての報告書は、各大学に送付すべきだと思うが、その際に数字について誤解されないように註記を付するなどの配慮はなすべきだと思う。つぎにこの委員会で新たな事項につき調査することがあればそれなりの調査をすることでこのアンケートの集計結果についての一応のまとめはできるのではなからうか。最終的な報告書の作成まではまだかなりの時間がかかるのであろうから、6月の総会に概略の説明をしなければならぬが、それにどの程度のデータを付けるかのことがある。またその報告概要の中から取りあえず取り出して関係機関に要望すべきことがあれば、要望書を作成して総会に提案しなければならないと思う。概ね以上のようなことについて意見交換が行われたのち、委員長からつぎの提案があり承認した。

(1) 差し当りの要望事項としては①在外研究員の増員と在外留学期間の延長②外国人教員の増員と宿舎の確保③外国人留学生の宿舎の確保の3項目を柱にして、要望書案を委員長のもとで作成し理事会に提出する。

(2) アンケート結果についての理事会、総会への報告は、集計にみられる合計数の傾向くらいの中間報告の形にとどめる。

(3) アンケート結果の整理は、引き続き白倉専門委員のもとでまとめの作業を進めるこ

(14) 第5 常置委員会議事要録

日 時 昭和49年6月19日(水) 10.00~12.00

場 所 九段会館 桔梗の間

出席者 後藤委員長

大原, 玉山, 水戸部, 桜場, 芦田(淳)
牧, 芦田(譲), 西沢, 日高, 太田, 勝
木各委員

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より新たに委員に就任された宮崎医科大学勝木委員の紹介がなされて後、次のとおり挨拶があった。

本日の会議は特に決める問題はなく一般の問題として先般行なわれた「外国人教員, 在外研究員および留学生等に関する実態調査等の結果」について検討し、今後とりあげるべき問題についての意見を伺いたい。

続いて、資料として配付した国大協会長よりパイゼルト教授あて返信(案)の説明がなされた。

議 事

1. 外国人教員の問題について

このことについて、委員長の報告に続いて各委員より意見交換が行なわれた。

まず委員長より次のとおり報告があった。

過般のアンケート調査によると外国人教員の身分上の取扱いとしては現行制度が良いというのが75%であった。これに関する主な意見としては、常勤の教員については教授、助教授として扱うようにとの考え方が出されている。文部省でもこの問題について検討を始めているが、日本人教官と同様に公務員法適用は問題があるとのことであったので、当委員会として更に考えてみる必要がある。公務員法は国に縛られる点に問題があるが、外国人を場合によっては正

教員とするものを残しておいた方が良いと思う。ただ外国でのサラリーより日本の正教授の場合はダウンする。この点で来日するかどうか疑問である。例えばドイツ、フランス、アメリカでは年齢50歳くらいで月給約50万円程度であるが日本ではこの約半分である為、生活水準は落ちること、物価が高いことなど待遇面から優秀な人を呼ぶことは困難であると考えられる。ドイツでは在外外交官との差額に相当するものを支給する措置が取られている。

ついで次のような意見が交された。

- 制度としては国際交流の面からも開いておかなければならない。
- 外国人で勤務している教授の中には、給与問題にこだわらない人もいるので、このような人々のためには制度として開いておく必要がある。
- 日本に長期滞在を希望する人、日本の給与体系の中でも格付けすることの可能な人については、諸外国が行なっていると同じような、日本語、外国語の学生教育をする教授・助教授に進む道を開く方法を検討する必要がある。
- 外国人教員特例法を作り、国家公務員法の一部をはずすような特例をもうける便法を更に検討することが必要である。
- 日本の好きな外国人で家族と一緒に来ている人がいるが、これらの人に共済制度のような面を考慮してほしい。例えば出産、年金などの適用をすべきだ。
- 国民健康保険などは掛金の問題で、あまり加入している人がいない。家族の病気などで帰国する際に、共済貸付のような、貸付を受けることが出来ない。

2. 在外研究員について

このことについて、委員長より、期間延長については要望書にとり上げられているが、留学期間が短い点、今後これをどの程度延長したらよいかとのことに対し、協議したいと述べられ、次のような意見交換がなされた。

- 長期は12カ月が10カ月と短縮になっているが、これは是非12カ月にもどすこと。
- 在外研究期間が長期は事実上10カ月とされているが、その専門の分野においては18カ月に延長する必要がある。
- 在外研究員の人数は絶対へらしてはならないことは当然であるが、今回のアンケートによると、その順番が50年から100年に1回となっており非常に少ない。
- 年齢面から考えてみる必要はないだろうか。
- 工学系の2カ月はあまり意味がなくはないだろうか。一般学生でも自費で1カ月間も出かけている。かえて短期をなくし、長期をさらに多くしてほしい。

3. 留学生の宿舎問題について

このことについて、委員長より次のような説明があった。ブロック別の総合宿舎を大学に作ると良いのだが、予算的に本年は疑問であろう。一応60人くらい収容できるもので予算によっては更に増加させ、また家族も入居できるようなものを考えている。

土地の問題で大学キャンパス内にこれを設けることは無理であろう。各大学で持つことは修士と留学生と併せて考えれば可能性がある。今後も出来るだけ積極的に進めて行きたい。

4. 学生国際相互交流制度について

このことについて次のような各委員の意見交換があった。

- 昨年から文部省でも検討されているようだ

が、研究留学生について、今までは博士課程についての相互交流が開かれてないので、今後こうした学生についても交流の道を開かれるよう努力すべきではないだろうか更に検討してゆく必要があると考える。

5. 学長間の国際交流について

第5常置委員会としての今後とりに上げるべき問題として各委員から次のような意見交換がなされ、この問題について文部省でも検討してもらおうよう委員長へ要望があった。

- 学長と学長との交流を2～3年に1回行なうこと。アメリカ、イギリスでは隔年に行なっている。
- 留学生のアフタケアの問題。
- 日本に留学した者の意見を聞くための学長間での交流。
- 東南アジア留学生が多いので、この方面の交流をまず考える。東南アジアの実情視察によって、留学生のことについて良く知ることができる。

(15) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和49年5月10日(金) 10.00～12.30

場所 国立教育会館第9研修室

出席者 都留委員長

丹羽、和田、渡辺、市村、石原、氏原

佐野、飯島、田中各委員

福田、稲野、手塚、高梨各専門委員

(文部省) 木田大学学術局長、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長外3名

都留委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は ①昭和50年度予算概算編成方針に関すること、②国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)に関すること、の2つの議題に

ついて審議をお願いすることになっているが、①の予算概算の議題については文部省関係官が出席され説明に当たることになっているのでご了承頂きたい。

議 事

1. 昭和50年度予算概算編成方針について

初めに文部省木田大学学術局長より次のとおり挨拶があった。

本日は昭和50年度の予算概算についてのご相談をしたいと思ってお伺いした。50年度の予算概算の編成については、高等教育懇談会とも相談し、また大学設置審議会の大学院等の改善についての答申も受けて、それらの趣旨を取り入れながら新たな大学の体制整備を図る考えのもとにまとめた。更には教員大学院大学、技術科学系大学院および放送大学の創設準備を進めたいと考えている。また、その流れの中で大学の改革意見も取り上げて行きたいと考えている。

大学の経費については、物価上昇の折柄施設関係経費は昨年来難渋しており、50年度にどこまでもって行けるか制約があるが、長期的方向を見失うことのないよう積極的に整備を進めたい。また、国立大学の基準経費の問題については将来の方向に見合い進めて行きたいと考えている。以上簡単であるが課題に取り組む姿勢についてお話した。

ついで大崎大学課長より、本心配付の資料「昭和50年度国立学校特別会計予算の概算要求について」(説明資料)は、各国立大学が概算要求をする際の参考にするための説明資料であって、例年事務局長会議で説明するもので重点事項を示したものであると前置きののち、同資料に基づき逐条的に詳細な説明があった。

以上の説明ののち質疑応答に移り、主に次のような質疑や要望があった。

○ 最近電力等の経費がかさみ経常的経費が年々急増している。それにも拘らず基準経費(教官当積算校費等)の方は毎年10%程度しか増加していない。この異常なインフレの中で文部省は積算校費のあり方について配慮すべきではないか。次に大学改革の問題などに関連し大学間の交流が活発化しているが、教官旅費が少なく不自由しているので、旅費の増額について格別の配慮をしてほしい。

○ 大学の運営費がかさむのでこれに対応する処置を考えてほしい。また、予算配賦後に経費節減を行なわないようにしてほしい。

○ 自民党の文部部会では今後の文教政策として、大学については量より質の充実を図る考えから大学の新設は当分認めないという方針を打出しているが、これは高等教育懇談会の構想と矛盾すると思うが文部省の立場はどうなのか。

○ 国立医科大学の増設によって定員が増加するが、総定員法との関係はどうなのか。文教関係の定員は総定員法の枠からはずすことはできないか。

以上のような質疑、要望に対し文部省側よりそれぞれ答弁があり、本議題の討議を終った。(文部省側退席)

2. 国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)に対する各大学の意見について

初めに委員長より次のとおり経過報告があった。

過般(2月2日)この待遇改善案を各大学に検討資料として回付したが、これに対し約半数の大学(学部、有志等のものも含む)から意見が寄せられた。それで、これを別紙資料のように整理し、これを基に去る4月22日に給与問題小委員会を開き検討を行なった。その結果、今

後の進め方に関して次の2つのことを理事会に提案することになった。

- ① この待遇改善案では助手階層についての現状把握が十分でないとの指摘が多かったので、各大学の助手定員の使われ方の実態を調べるアンケートを行なう。
- ② 制度問題（職階制、任期制等）に関することは第6常置委員会の管轄外ではないかとの意見が相当多く寄せられたので、国大協としての意見を出すには関係委員会等との意見調整を図る必要があると考え、第1常置と第6常置とで合同小委員会をつくり、ここでまず検討を行なう。

以上の2つのことを提案したが、理事会では①は了承されたが、②については、第6常置が昨年6月、委員が半数交代し、この新メンバーでの審議が行なわれていないので、その審議を経た上でということでは了承が得られなかった。

以上がこれまでの経過であるが、本日はこの待遇改善案の今後の扱いについて協議をお願いしたい。本日は十分な時間がないが、小委員会の希望は、各大学の意見を小委員会で検討し、どうするかをつめてそれを委員会に諮りたいということである。それで、まずこの待遇改善案に対する各大学の意見の集約について高梨専門委員より説明をきくことにしたい。

ついで高梨専門委員より、別紙資料「報告書（案）への各大学からの反対および修正意見の集約」に基づいて次のとおり説明があった。

各大学からの意見は賛否いろいろあったが、ここでは主として反対、批判の意見のみを取り上げてまとめた。総体的に厳しい批判がみられたが、それを大別すると次の4点に集約される。①大学の制度改革を前提とし、これとの関連で待遇改善を構想することは反対である。②大学

の制度改革を先議すべきであってそれまでは判断保留または慎重に審議すべきである。③大学間の研究諸条件の格差是正が先決である。この案では地方大学は不利になる。④この案は「大学改革に関する調査研究報告書」（昭和48年12月国大協大学運営協議会）27ページの叙述と矛盾する。これとの関連づけを説明せよ。または第6常置でこの問題を取上げるべきではない。

以上の総括的意見についての説明に続いて各事項別（俸給水準、職階制、任期制、銓衡制度等8項目）に各大学の意見の紹介と説明があった。

以上の説明のあと委員長より次のような提言があった。

この報告書（案）に対して各大学から寄せられた意見の概要は以上のとおりであるが、本委員会としてはこの報告書（案）の内容討議に入る前に、今後の取扱いについての見通しを立てる必要がある。私としては、文部省の「教員等待遇改善研究調査会」より国大協としての意見を問われている関係もあり（当初は本年9月答申の予定だったが、国大協の成案ができないので同調査会の大学部会は休眠状態になっている）、一応の叩き台として次のように取扱ったらどうかと考えている。

①第6常置は昨年6月に委員の交代があったので、新委員会による本報告書（案）の実質的審議を行なうこと、②国大協の中で制度的な問題を担当する委員会等（第1常置委員会、第1、第2研究部会）があるので、そこで本報告書（案）についての検討を依頼する。

なお、第1常置委員会と第1研究部会からは昨年11月下旬にこの報告書（案）に対する文書意見が寄せられたが、これは第6常置からの依頼に基づく回答であって、第1常置としての自

主的な検討はまだ行なわれていない。しかし、制度的な問題の審議が本来第1常置、第1研究部会等の権能であるならば、そういう点から意見を出して貰うよう依頼する。もし、第1常置がこれを引受けるなら、第1常置と第6常置の合同小委員会を設け、そこで検討をすることを重ねて理事会に要望したいと思う。しかし第1常置がこれを引受けず第1常置との合同審議ができなければ、待遇改善の問題を狭い範囲に限りやらざるを得ないが、そこでどのように改善の趣旨を生かして行くか。以上の点についてご意見があれば伺いたい。

この提議に対し主に次のような論議が交された。

- 理事会で第1常置と第6常置の合同小委員会設置のことが、第6常置で具体的審議が行なわれていないので時期尚早という理由で了承が得られなかったとの話だが、それはどうということか。制度問題が第6常置からはずされたということと矛盾しないか。
- 理事会では、この待遇改善案には第1常置で担当する制度的問題が入っているのだから、合同小委員会をつくることは第1常置自体が制度的問題を取り上げた後でなければということであった。
- 第6常置で実質審議しても制度改革について意見を出す権能がないということだということになるのか。給与問題小委員会の待遇改善案は抜本的改革が前提になっている。われわれとしては国大協の意見が分かれているのに抜本的改革を進めるのか。この待遇改善案が出来たのちに小・中学校教員の給与改善が実施されたが、当面はその改善策の線にそって大学教官の待遇改善を推進する方向を立てるようにしてはどうか。第1常置が検討

するまで待たなければならないので、第1常置委員長とよく相談したらどうか。情勢をみながら進めて行かないと動きがとれなくなる。

- 職階制の改定は正に第1常置の担当事項である。この待遇改善案については組織問題の先議が必要であるとの意見が多い。現在の職階のままでは待遇改善は不可能なのか。第6常置の権能の範囲内での待遇改善案はできないのか。また、この待遇改善案にみられる新しい職階は国際的感覚に適合するであろうか。
- 抜本的改善ということになると引換え条件が必要となってくる。単なるベースアップでは無意味である。職階制に関しては賛成意見が相当ある。しかし、これに任期制を絡めると反対が強い。
- 通し号俸制や昇給曲線の中ぶくらみ化の考えについては理事会でも了承している。アップ率を高めようとする職階制の問題に絡んでくる。その職階制は制度問題で第1常置の担当となるということだと、第1常置としてもこれを検討せざるを得ないのではないか。
- 給与の抜本的改正ということになると人事院の勧告体制からはずれてくる。その改正の中味をどういうものにするかが第6常置の任務と考える。そして、この抜本的改正に対しての間一般の批判に対して反論できる思想的統一を第6常置としても、国大協としても用意しなければならない。条件付で給与引上げを考えるよりも大幅値上げについての弁明の準備をしなければならないと思う。しかし、これは第1常置が検討してくれないとやりにくい。
- 各大学からの意見を参考にしてこの案を組み直し、残すべき課題は残して第1常置に検

討を依頼するようにはどうか。各大学の意見を取り入れたものを国大協内の意見として、理事会で制度問題の管轄権ある委員会に依頼するという方法はどうか。

- 第1常置に職階制、任期制等についての検討を依頼し、第1常置としてアンケートを求めるとなると各大学の反応は変わってくる。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より次のとおり提議がなされた。

各大学の意見を考慮に入れて小委員会で第6常置の権能を超えないように練り直し、第1常置の管轄に属する事項はオープンエンドにしてこの案を国大協内の意見として理事会に提出し、第1常置の検討を依頼するようを進めることはどうか。

これに対し次のような意見が述べられたのち、この提案を了承した。

今回の待遇改善案が誤解された根底は、給与を上げるためには職階制、任期制が必要であるという論法にある。それでラジカルな印象だけが強くなった。今度はオープンエンドにしてまとめるということだが、そのオープンの範囲はかなり広いものにするよう考慮した方がよい。

以上で報告書(案)の取扱いについての協議を終り、本日決定の方針に基づき給与問題小委員会を5月31日(金)午後4時より開いて検討を行ない、その上でこれを理事会に提案することとした。

(16) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和49年6月19日(水) 10.00~12.00
場所 九段会館 皐の間
出席者 都留委員長
丹羽、和田、渡辺、市村、石原、氏原
太田、井上、佐野、釜洞、飯島(代萩

野)、中村、田中各委員
高梨専門委員

都留委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日の委員会の議題として①国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)の今後の取扱いについての要望、②国立大学教官等の待遇改善に関する要望書、③物価高騰に伴う補正予算に関する要望、の3件を予定しているが、本日の総会に提案する関係からまず④の補正予算に関する要望の問題から先議することにしたのでよろしく了承願いたい、と述べられた。

議事

1. 物価高騰に伴う補正予算に関する要望について

このことについて委員長より次のとおり説明があった。

この要望書を出すことは去る6月10日の理事会で決ったことで、最近における狂乱物価のため大学財政が危機にさらされている現状に鑑み、緊急にその対応措置を文部省が講ずるよう要望することになったものである。そして、その要望書の作成を本委員会に付託されたので、一応私のもとで原案を作成したが、これについてご審議をお願いしたい。

以上の説明ののち委員長より原案の朗読があり、協議の結果、一部字句修正が行われ承認されたので、早速これを印刷に付し午後の総会に提出することとした。

2. 「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」の今後の取扱いについての要望について

このことについて委員長より次のとおり説明があった。

前回(5月10日)の委員会の議事要録にもあ

るように、この報告書（案）の今後の取扱いについては「この報告書（案）に対する各大学の意見を考慮に入れて小委員会で第6常置の権能を超えないように練り直し、第1常置委員会の管轄に属する事項はオープンエンドにしてこの案を国大協内の意見として理事会に提出し、第1常置の検討を依頼するように進める」ということになった。この方針に基づいて去る5月31日開催の給与問題小委員会で別紙のような「報告書（案）の今後の取扱いについての要望」の文書をまとめたので、これについてご審議をお願いしたい。

以上の説明ののち委員長よりこの文書の朗読があり、更に次のように付言された。

この文書中のⅡの<この「報告書（案）」作成の経緯について>の部分は、これまでの事実経過を述べたもので、いわば附属文書性格のものである。また、Ⅲの<職階制の簡素化を提案するに至った根拠と理由>以下Ⅴまでの部分は、小委員会が検討したものであって、これは小委員会附属文書とした方が適切かとも思われる。なお、この要望書が本日の委員会で承認が得られれば、これを本日正午から開催される理事会に提出し、関係委員会等の検討を依頼することにしたいので、よろしくご審議をお願いしたい。

以上の説明に対し概ね次のような意見が交換された。

○ これまでの経緯がよく分らないが、Ⅲ～Ⅴの「根拠と理由」を述べた部分を附属文書として出すとなると、第6常置委員会としてこれを認めたことになる。この報告書（案）にある職階制の一本化は新奇な構想だと思いが、理科系の場合はチームワークで研究を行う関係から何らかの身分の差がないと研究上

支障を来たすことになる。ここでは給与改善のために職階制の簡素化が考え出されたわけだが、この簡素化は研究上からするとその機能に支障をもたらすことになる。

○ 本委員会の内部では事情が分っているからよいが、外部に対してはこの附属文書がどう受取られるかの心配がある。これをそのまま出すと第6常置がこの案を採用したものと受取られる心配がある。

○ この「根拠と理由」を述べた部分は、この待遇改善案作成の経緯を示したもので、関係委員会がこの案を検討する際の参考資料となるものである。これは給与問題小委員会が作成したものであるから、第6常置としては責任がないということをはっきりさせればよいのではないか。

○ この待遇改善案の着想は面白いと思うが、これでよいとの自信が持てない点があるので、第6常置で決ったものであるとの印象を与えることは困る。

○ この待遇改善案の内容については第6常置でも十分審議していない。それで前回の委員会では、第6常置で更に審議するという事になっているので内部的には誤解はない。外部に対して誤解のないような配慮を要するが、そのためにはこの解説的な附属文書があった方が却ってよいのではないかと思われる。この附属文書は給与問題小委員会が作成したものであって、第6常置として審議したものではないと断わって出せばよいのではないか。そのためにⅢ以下を構成し直し、その冒頭に上述のような趣旨を前書きにつけるようにしてはどうか。

○ 小委員会でこの報告書（案）作成の作業をしてきた趣旨を理解して貰う意味で、そのよ

うな前書きをつけて附属文書として出すことは一般の理解に役立つことと思う。

- 職階制の改正は必要だと思うが、この改善案では余りはっきりし過ぎている。改正にはいろいろな方法があると思うので、内容については多くの点を残して、第6常置としては検討中ということにしてはどうか。
- この報告書(案)を再修正することは委員会で既に決っている。各大学からの意見を取り入れ、オープンエンドのものとして練り直し、制度関係の問題は関係委員会の検討に委ねるということになっている。この「根拠と理由」を述べた部分はこの報告書(案)ができるに至った経緯の解説書である。これは給与問題小委員会で作成したものであるが、第6常置から報告書(案)作成の根拠と理由を問われたので作ったものであるということにしてはどうか。
- この報告書(案)には種々批判があるが、この案で構想されている以外のパターンは仲々考えられない。この改善案に対して逡巡を感じられる理由は、制度の改革が給与改善に結びつけられるという点にあると思われるが、その間の事情を説明したのがこの附属文書である。
- この「根拠と理由」の文中に「職階制の簡素化は、更に俸給決定の面からのみ構想されたものではなく、研究・教育体制の改善案としても発案されたものである」とあるのは、研究・教育の改善案のような印象があり、ひっかかる。
- この改善案の考えの根拠には、給与は職務と責任に見合うものであるという第一原理がある。国大協の大学運営協議会の大学改革案にも、また各大学の大学改革案にもそのよう

な考え方が出ている。最大公約数的にはその点は一致していると思われる。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より次のような提議があり、了承された。

この教官待遇改善案を作成するについては、大学運営協議会ならびに各大学の大学改革案等も十分調査した。また、通し号俸制の意味については理事会にも説明し、第1常置委員会等にも審議をお願いした。他によい意見があればこれからの修正作業で取り入れられるが、そのためにはこの案についての理解が必要である。この要望書の中の「根拠と理由」を記した部分は、いろいろな資料を検討してこの改善案が出来上るに至った経過を記したもので、この案を関係委員会で検討して貰う際の参考に供するものである。この資料は給与問題小委員会で作成したものであるから、その責任によるものであることをはっきりさせたい。要望書の附属文書として添付することとしたのでご了承を得たい。

以上で本議題の審議を終り、その結論に従って要望書の原案の構成を変え、Ⅲ～Ⅴの部分は附属文書として区別し、その冒頭に上述の趣旨の前書きを附加する修正を施し、これを理事会に提案することとした。

3. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

このことについて委員長より次のとおり提案があり、了承された。

昨年提出した要望書には、その要望の第1項に「国立大学教官等の待遇改善に関する調査会における調査・研究を促進すること」を挙げているが、この調査会の審議が遅れているのは専ら国大協側の責任——待遇改善案が未だにまもらないため——であるので、この調査研究の促進を国大協として要望するのはおかしなこと

になる。それで、この点は今回は省いたらどうかと思うがいかがであろうか。なお、第2項の「緊急に待遇改善を要する事項」に掲げられている3項目——①中堅および若手教官の待遇を大幅に改善すること、②指定職の範囲を拡大し、その定数を大幅に増加させること、③研究教育補助職員の給与を大幅に改善すること、の3点については、これを今回もそのまま要望することにしたい。ただ、②の指定職の範囲に関する要望は、この度この範囲が一部拡大されたこともあるので、その辺の事情を考慮し表現を適宜改めることにしたい。以上のようなことで文章の整理を行い、これを本日午後の総会に諮ることにしたいがよろしいか。

4. 大学財政小委員会の設置について

このことについて委員長より次のとおり提案があった。

本委員会として給与問題の次の大きなテーマとして大学財政に関する問題がある。この大学財政のあり方を具体的に検討することが一つの宿題となっているが、このために小委員会を設け大学財政問題の具体化を図りたいが、いかがであろうか。

この提案は異議なく承認され、ついで委員長よりその小委員会の構成について次のとおり諮られた。

この大学財政小委員会の構成は給与問題小委員会のメンバーでよいか、或いはもっと幅を拡げて異なったタイプの大学からも入って貰った方がよいか。また、人数は大体10名程度が適当と思うがどうであろうか。

これに対し、小委員会が叩き台になる案を作るのであれば小人数でもよいのではないかとの意見があり、このあと委員長より、本日突然の提案であったので直ぐに決めることも無理と思

われるので、何か希望があれば申し出て頂くことにし、あとは委員長と会長、副会長の方に一任して頂きたい、と述べられた。

以上のことが了承されたあと、委員長より次のような報告があった。

第6常置の委員長である私の方に国立大学の或る病院長から次のような陳情があった。最近国立医科大学が次々新設されつつあるが、医科系の教官、特に基礎部門の教官が不足している現状で安易にこれを作られることは大学の質的低下につながるので困る。また、これの新設のために多額の予算がその方に回され、そのしわよせが他の大学に及ぼされるのも問題である、というものである。このような問題は第6常置委員長の権限の範囲の問題ではないので、医学教育に関する特別委員会の清水委員長の方に伝え善処方を要望しておいた。そのような事もあったので一応ここでご報告しておきたい。

(17) 医学教育に関する特別委員会 議事要録

日 時 昭和49年6月17日(月) 13.00~16.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 清水委員長

加藤(代諏訪)、相磯、北村(四)、豊田、北村(義)、中塚、中村各委員
尾島、中川各専門委員

清水委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のとおり経過説明があった。

これまでこの特別委員会において、医学教育に関する改革についての問題点をとりあげ検討を重ねてきたところ、それについての報告書を出すについてまずアンケート調査をするかあるいは一応の原案を作りそれに対する各大学の

意見を伺うことにするかが協議された。その結果、後者の形をとることに意見がまとまったので、昨年10月配布資料〈医学教育改革に関する調査報告書案に対するご意見について(依頼)〉のように一応の原案をもって各国立大学医学部長の意見を伺ったところ多くの意見が寄せられた。これらの意見を中川専門委員と私とで資料〈医学教育改革に関する調査報告書(素案)〉に対するご意見〉のように整理してみた。本日はこれを基に意見交換をお願いしたい。

以上の説明ののち、委員長よりつぎのとおり代理出席および新委員の紹介があった。

| | | |
|------|------------|-----|
| 委 員 | (加藤) 代諏訪教授 | 東北大 |
| 〃 | 北村四郎学長 | 新潟大 |
| 〃 | 豊田文一学長 | 金沢大 |
| 専門委員 | 尾島昭次教授 | 岐阜大 |

議 事

◎ 医学教育改革に関する調査報告書(要項素案)に対する各大学意見について

まず委員長および中川専門委員から資料〈医学教育改革に関する調査報告書(素案)〉に対するご意見〉につき概略の説明があった。これに対しつぎのような論点につき意見交換が行われた。

- 医の倫理性についての批判の要因は、医学教育に入る前の教育にあるのではなからうか。
- 今日では、医療技術の急速な進歩のために、医師が患者と接触する時間が少なくなったので、技術的なサイドだけから患者を考えるようになった。患者自体の問題には、全人間的な側面のあることが忘れられている。そこに倫理性の問題がある。
- 医師の使命は病気を治療するということがあるが、治療するにはまず疾病の本体を究明

しそれを治療することだということであれば、医学教育の目的が治療のための従属という考えはなくなる。教育と医療が互角の位置づけに置かれることになれば、医学教育ひいては医の倫理性に対する批判にもこたえることができるようになる。

- 医学と医学教育の目的は、戦後の大学教育の理念に照らして検討してみる必要がある。戦後の大学教育は人間性の涵養にあり、その上に職業教育があるというように理解されている。
- 国立大学に限定して大学制度の改革を論ずる場合に、医学教育は複雑で特殊性があるということから、常に別扱いにされ遅れる形になっている。その特殊性はなにか、ということはこの委員会でも、他の学部にも分り易く説明しなければならぬ。医学部にはこのような特殊性があるから他学部とは異なる教育制度を設けなければならない必要がある、という理念を体系的に確立しないと、医学教育の特殊性ということが、他に意図があるのではないかと誤解されるおそれがある。
- 医学部の特殊性は一概には決められないものがあるが、医学部という大学の組織そのものが、実際面で地域医療と密接な関係をもっている。このことは他学部に見られない特色の一つである。
- この委員会では結論は急がない建前で、取り敢えず全般的な意見を伺うことにする。医療そのものが時々刻々と変りつつあり、他方においては設置審議会基準分科会における審議も進みつつあるので、それとの振り合いからしてもいまの時点ではっきりした目的を立てることは難しい。
- この委員会がスタートした当初、国大協と

しての見解を出す目標が、現在の大学のあり方の改革にあったのか、それとも新設医科大学ができるようになったので、それを指向し、そこに焦点を合せて論議すべきなのか、それによって内容に違いがあると思う。

- 大学紛争が起きてから、大学に対する批判・反省が起り各大学で改革が論議されるようになった。国大協としても大学全般につき再検討することになり、その際に、医学部は特殊だからこの特別委員会で検討することになった。大学改革の他の部分については一応の方針がまとまり、＜大学改革に関する調査研究報告書＞として発表された。その他の部分は、研究所に関しては今度の総会に答申されることになったが、残りの教員養成、図書館、医学教育については進行中である。新設医科大学のことは当初の考えにはなかった。また医学教育の直接の審議範囲は大学卒業生であるが、大学院問題との関連で生涯教育も論点にはなっている。
- ここでの論点および報告書は、国立大学という枠の中で医学部は如何にあべきかということであるので、文部省あるいは医学部長会議の立場とは異なるものがある。最近単科の医科大学ができつつあるが、これは国大協の方針に変更があつたということではない。
- 論点としては、卒業時までの医師像はどうあるべきかが第一の論点で、それが中心になる。つぎに研修医、卒後の医師のイメージを考え、その係わりはどうあるべきかが、つぎの論点になろう。
- 全く白紙の状態で論ずるのではなく、現在の教育制度と相対の中で、医学教育のあるべき姿を論じ改革の必要性を考えなければならぬ。

- 若いうちには医療技術の教育に重きを置くより、臨床家になってからの医師のあり方の根本となる基礎教育に重点を置いて、今後の医学と医学教育の目的のあり方を捉え、そこに現在は安らいで研究に専心できない制度の欠陥があるから、改革すべきであると論ずるべきではなからうか。倫理性的問題は医学教育に特有の問題ではない、医師は人間の生命を預かるから無責任なことをするなということが強調されるに過ぎない。
- 医学部レベルの教育は、卒業して医師国家試験に合格することを到達度とするという目標がある。国家試験の中に医師の使命の判定を課することができればよいが、それが不可能であるからそこにもう一つの基礎的教育の必要性がある。これも医学教育の特殊性といえる。しかしこれを延長して考える場合に、学校教育として解決される問題であろうか。
- 現在の医学教育は、医師免許状をとらせることに第一義の目的がある。そこに医学教育の目的自体との食い違いがある。理想論と現実論を一致させることは難しい。ここでの論点は医学と医学教育の理想像を抽象的に述べることで目的は果せると思う。
- 倫理性的問題は大事であるが、今一つの面として増大する医学情報に対し、その対応の仕方としてセルフスタディーの習慣の教育はとり入れられないものであろうか。医学の学習には知識、技術、態度の三つがあり、態度の中にはいわゆる倫理性とともにセルフスタディーの習慣、研究的な形で対応する姿勢の問題が考えられる。基礎的なことを自ら考える医師の養成は、現在の教育制度のあり方で果せるかどうか疑問である。
- 教員定員を増員することですべての問題が

解決するというのではないが、いまや戦前の定員原理で対応することは無理である。国大協は理想と現実をはっきり捉え、単に抽象的にだけでなく差し当りの現実面もとり入れて要求すべきではなからうか。

- 医学教育の改革ということは、そのような側面だけでは果せない。教育の方法論、教官自身の姿勢の問題もあると思う。
- 予算要求のことであるが、現状肯定論で要求するとすれば、いまの医学部の講義はいろんなことを採り込む以外に方法はない。この形での予算要求には限りがない。現状における医科大学、医学部が志向する守備範囲はどこか、それをはっきりさせる必要がある。
- 設置形態の問題であるが、文部省はこれから単科大学構想をふやしてくると思うが、そのメリットはどこにあるのであろうか。既設大学の事情もあろうが、地域医療との結びつきから単科大学がやりやすいということであらうか。
- 文部省は地域医療の側面から考えるから単科大学にメリットがあるということであらう。国大協は大学サイドから考えてメリット、デメリットを考えるべきであらう。
- 医学部については、独立論と総合大学論がある。大学の理想としては総合であるが、他学部で医学部の予算が食われるという現実からすれば単科大学ということにならざるをえない。本質論と現実論が混交することになって難しい問題である。
- この問題の本質は、医学部6年制の一貫教育と教養部のあり方の問題に根差している。その根源を解明してから医学部独立は論ずべきであらう。
- 教師の教授方法についての問題であるが、

教師は単に経験と専門知識だけをバックにして、教師サイドだけから教えるということではなく、教育心理学的、教育方法論的な知識から教えるということも重要な要素になる。ここに日本の教育のあり方に反省すべきところがあると思う。また教師の教育方法を学生から評価させ、つぎの教育への改善の資にするというように、教師自身が教育方法を改めていくという習慣ないし姿勢が教師に欠けていることが無形の問題として考えられる。

- 教養部の問題であるが、これには教養部内部の問題の他に専門学部の責任問題もあといえる。講座を増設し学生定数をふやすたびに教養部の条件は悪くなっていく。
- 教養部の学生数が余りにも多くなった。これにはたとえば学科制度などの機能的なものを取り入れないと、管理体制としてすでに学生の面倒をみることは無理な現況になっている。
- 医学教育と他学部の関係であるが、医学教育には他学部の知識とくに物理、化学、数学などとの提携も必要ではないかと思う。
- 総合大学のメリットは十分に活かされていない。学際的研究の発展のためにもプロジェクトを設けるなどして相互に協力すべきである。
- 講座制のことであるが、大学紛争後に幾らか改革されたとはいえる。しかしなお講座制の封建性は改められなければならない。
- 医学教育の改革は教育方法論の改革だけではない。教師自身の意識の問題が底流にあって、それが講座制との係わりをもっている。そのようなことからいまの講座制の壁を取り除くためのティチャートレーニングの必要性が主張されることになる。

- 医学部の講座制は他学部の講座制とは異なる。教師の意識だけで講座制の壁を取り除くことは難しい。たとえば医局のバックにすでに同窓会、関連病院などの強力な組織ができている。それらを全面的に変えないことには講座制の改革はできないという特色がある。
- 医学教育の6年制一貫教育のことであるが、この課題は、とにかく教養部のカリキュラムの組み方、単位の問題を改正しないかぎりはいま実現することは容易でない。教養部の権威を侵さない限度で、文部省と交渉の余地はあると思う。
- 6年制一貫教育は、実施している経験からすれば、学生には学習の目標が立てられるからよいという向きもあるが、現実には、この制度も運用の如何によって良くも悪くもなる。
- 基礎医学は将来どうあるべきかのことであるが、これも難しい課題である。この問題の検討は医学者だけの論議でその改革が容認されるかどうか疑問の余地がある。他の学問領域の者も交えて議論すべき課題ではないかと思う。
- 基礎医学の人材確保の方策であるが、医師に不適當な学生も少なくないので、これらの学生を基礎医学に誘導ということも考えられる。しかしこれらの学生に修士の学位を与えたにしてもやはり医師ではないところに問題がある。
- 報告書作成の方針であるが、国大協の報告書であるから、大学教育の全般から考えての医学教育はどうあるべきか、という見地から述べることになる。たとえば厚生省の立場から考える医学教育はおのずから異なることになる。
- 国立大学の医学教育に関する改革の参考になるような形での、ある種の提案として述べるということであろうか。
- 報告書は国大協としての見解を述べることであるから、あくまで大学教育の立場から医学の教育研究に主体性をおき地域医療や卒後教育などの問題は附随的なことがらとして述べるのが適當ではなからうか。
- 医学部独立論は慎重でなければならない。単科の医科大学や教員養成大学は技術教育に重きをおきやすく、初めの論議にもあったように倫理性ないしは人間性の豊かさに欠ける教育になる危険性がある。
概ね以上のような論点につき意見が交されたのち、委員長から次回にもう一度検討をお願いすることにして、来年6月の総会を目標に今後の作業を進めることにしてはいかがと提言があり了承した。
次回は8月19日(月)13.30~16.30まで。

(18) 研究所特別委員会議事要録

日 時 昭和49年5月7日(火)13.30~17.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

戸田委員

鈴木、荒、積田、河田、山田各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、研究所に関する調査研究は、おそらく国大協はじまって以来これがはじめての作業であったと思う。専門委員会においては広い視点から数回におよんで熱心に検討を重ねられ、本日配付のとおり内容の充実した報告書案をまとめていただくことができた。ここにお礼を申し述べたい。これにより本日の特別

委員会において、報告書の成案が了承されるならば、来る6月10日の理事会に提出し承認を得たのち、つぎの総会に提議し採択を得て各大学に配付する予定にしているのでよろしく願いますとあいさつがあった。

議 事

◎ 報告書の決定について

これについて鈴木専門委員から、これまでの経過につきつぎのように説明があったのち、本日の議事の進め方につき提言があった。

昨年の8月に国大協の運営協議会から<大学改革に関する調査研究報告書(案)>が各大学に送付された。それと同じ時期に<大学における「研究所問題」に関する調査研究報告書(案)>が出されたが、これは大学改革に関する調査研究報告書の中に、研究所問題が欠落しているという事情もあり、たまたまこの特別委員会において研究所問題の調査研究が進行していたので、大学改革に関する調査研究報告書の別冊として、大学における研究所問題に関する調査研究報告書を発表するという動きがあった。そうしてそのような形でこの報告書案が各大学に送付され意見を求めたのであるが、そのことは大学運営協議会の希望には即したが、この特別委員会の当初の方針とは異なる形になった。そのあと元に復し、この大学における研究所問題に関する調査研究報告書は、大学改革に関する調査研究報告書とは別の報告書として発表することになり本来の性格に戻ったことになる。そのような経緯から専門委員会においては、昨年9月に各大学から寄せられた意見を詳細に検討し、その中から幾つかの共通意見を汲み上げそれを織り込んで報告書案を修正した結果、別冊のとおり報告書の修正案ができたので、委員長長の校閲を経たのち各委員に送付し検討を願

いしておいた。本日ここで各委員のご意見を伺う予定になっている。

そのようなことから本日の議事は、とくにご異議がなければ各大学から寄せられた意見の要約をさきに説明し、つぎに専門委員会がとってきた方針を報告し、その後で報告書案の修正の審議をお願いするという順序で進めていただくことはいかがであらうか。

以上のような経緯の説明と提言につき異議なく了承した。

つぎに丁子事務局次長から、本日欠席の各委員には電話で意見のあるなしを問合せたところ、いずれの委員もとくに申し述べる程の意見はないということであった旨の報告が述べられた。

つづいて河田専門委員から、別紙資料1に基づき各大学の意見分布の状況につき詳細な説明があった。これにつづいて鈴木専門委員から、資料2<「研究所問題」に関する調査報告書の今後の修正方針に関するメモ>を読みながら、専門委員会がとってきた修正の方向につき説明があった。

以上のような報告があったのち、修正意見の交換が行われた。その主な事項はつぎのとおりであった。

- ① 表題を「研究所問題」に関する調査研究報告書とすると誤解を招くおそれがあるから、これを単に<大学における研究所に関する調査研究報告書>とする。
- ② 目次のつぎにこの特別委員会の名簿を入れる。
- ③ 本日の意見を考慮に入れ、専門委員会において5月18日まで、字句を整えたい事務局に送付する。
- ④ 事務局は6月の理事会、総会に提出の準備

を進める。

⑥ 総会には、とくに要請があれば鈴木専門委員が専門委員会の主査として出席し、この報告書（案）の作成経過と内容の概略につき説明する。

以上をもって閉会し、この研究所特別委員会はしばらく休会することにした。

(19) 教職員の厚生等に関する特別委員会議事要録

日 時 昭和49年5月29日（水）13.00～15.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 池田委員長

田辺、手塚各専門委員

池田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のとおり挨拶があった。

この特別委員会はこれまで保育所問題につき検討を重ねて要望書も提出し文部省とも交渉した。文部省は管理局を窓口にして検討するという事になった。いずれ文部省の見解がまとも次第通達があるものと期待している。本日は、国立大学事務局長会議において〈国家公務員共済組合年金の給付について〉の要望が決議されたが、この要望書は事務局長会議の要望として関係機関に提出するのではなく、国大協の要望として検討されたいと提出されたいと国大協会長に要請があった。そこでこの案件の形式的な取り扱いをどうするかということ、国大協として提出することであればその内容を検討することの二つの事柄について協議願いたい。なおこの案件は来る6月10日の理事会に提出しなければならないことでもあり、またすでに国会において審議中の部分も含まれているなどの事情もあるので、早急にまとめなければならない議案であるから、よろしく協議をお願いしたい。

議 事

◎ 国家公務員共済組合年金について

これについてこれを提案するに至るまでの経過について次のとおり説明があった。田辺専門委員から、この案件は昨年12月13日に開催された全国国立大学事務局長会議において九州地区の事務局長会議から提案があり、それにより協議の結果、この案件は国立大学教職員の全体に係わる問題であるので、事務局長会議の要望として直接関係方面に提出するのではなく、国立大学全体の振興に寄与することを目的として、それに必要な事業を行う団体である国大協から要望すべき問題であるとの全会一致の意見にまとまったので、全国国立大学事務局長会議議長から国大協会長に提出されたものである。その内容は

- (1) 年金額の改定は、給与法の改正若しくは、物価の変動等にあわせるスライド制とすること。
- (2) 年金額の算定基準とする退職時の平均俸給額の算出は、算定時の給与ベースに置き換えて行うこと。

の二つの事柄からなっている。ご審議をよろしく願いたい。

これに対し主につきのような事項につき意見交換が行われた。

○ 国大協はこれまでいろいろな要望書を出してきた。しかしいずれも現在の国立大学の構成員に関係のある要望であった。この問題は国立大学に関係のない者に関する要望であるので若干の疑念がないではない。

○ 現在は国立大学の構成員ではない。それは確かであるが、現在の構成員もいずれは国立大学を離れて、国家公務員共済組合年金の対象になっていくことも確かである。そのよう

に密接な関連があるとともに、国立大学に優秀な人材を確保し、それらの者が安心して業務に専念できるようにするには、退職後の生活保障の確立は欠くことのできない重要な課題である。

○ この特別委員会の検討事項のうちのその他の事項とすれば、とくに論議するまでもなく取り扱うことができる案件だと思う。

概ね以上のようなことについて意見交換が行われたのち、委員長から、取りあえずこの案件の内容を検討してみることにしたい。については事務局長会議から会長に提出された要望書を、手塚専門委員のもとで国大協の要望書のスタイルに整理してもらったので、別紙資料をたたき台にしてまとめの作業をお願いすると提言があって、早速作業の作業に入り、別紙<国家公務員共済組合年金について(要望)>のとおりので案を得た。これを来る6月10日の理事会に提案し、承認が得られるなら総会に提出することにした。

(20) 教員養成制度特別委員会議事要録

日時 昭和49年5月21日(火) 10.00~13.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 飯島委員長

船山、玉山、岩下、林、大田、岡本、
新谷、井上、小林、戸田、岸田、山本
各委員

末吉臨時委員

池田専門委員

飯島委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

本特別委員会は昨年8月以降長らく開かれなかったが、その間小委員会を2回開いて既に

承を得た3つの課題について作業を進め、その中の「教育系大学・学部における大学院の問題」については報告原案がまとまった。本日はこれの内容について検討し、併せてその取扱いについても協議したい。ところで、ご承知のように昨日文部省の<新構想の教員養成大学等に関する調査会>の「教員のための新しい大学・大学院の構想について」の報告が公表されたので、報告原案との関連もありこの調査会報告についても検討を行いたい。

以上の挨拶ののち、前委員会以後新たに委員に就任された玉山(福島大)岡本(埼玉大)の両学長の紹介があり、前回の議事要録の朗読は省略して議事に入った。

議事

1. 教育系大学・学部における大学院の問題について

協議に先だち委員長より次のとおり経過報告があつた。

本委員会で教員養成制度に関する当面の問題として小委員会に検討を一任された課題は次の3つであった。

- ① 教育系大学・学部における大学院の問題
- ② 教育系大学・学部における設置基準
- ③ 総合大学の中における教員養成の問題点

以上の3つの問題につき小委員会ではそれぞれ主査を定め(①=末吉臨時委員, ②=岩下委員, ③=大田委員)調査研究を進めているが、①の大学院の問題はこのほど原案がまとまった。②の設置基準の問題は関係資料を集めて検討し構想をまとめつつある段階であり、③の総合大学における教員養成の問題は資料を整えつつある段階である。今回原案がまとまった①の大学院の問題は末吉臨時委員に原案を作成して貰い、それを小委員会で論議し、最後に委員

長のもとで整理したもので、これのコピーを過日私から委員各位にお送りして閲覧に供した。以上が今日までの経過の概略であるが、本日はこの大学院問題の原案についてご意見を伺い、修正すべき点があれば修正を行ないたい。その上でこれを理事会に提出して承認を得てから各大学にこれを送って意見を求め、その意見に基づいて補正を加えたい。本特別委員会の調査研究報告として公表したいと考えている。

本日はこれからこの報告原案について検討いただくわけであるが、この原案が作成される段階では上述の文部省の調査会の意見は出ていなかった。昨日公表されたこの調査会報告「教員のための新しい大学・大学院の構想について」をみると、既存の教員養成大学・学部の大学院設置のことに言及している部分があり、これはやや新しい問題を含んでいるので、これを検討したうえで必要な点はこの報告原案に書き加える必要があると考えられる。

(ここで委員長より、文部省の調査会の報告の要旨の説明と、この報告の末尾にある「既設の教員養成大学・学部等との連携の下に設置する大学院についての考え方」の部分の朗読があった。)

ついで委員長より、以上のような次第であるので、この報告原案の内容討議と同時にこれらの新しい事態に関連して報告原案に加えるべき点などあれば自由に討議をお願いしたい、と述べられた。

このあと意見交換が行なわれ、初めは主として文部省の調査会の新構想について次のような意見が述べられた。

○ 文部省の調査会の大学院の新構想は、基軸になる学問についての問題点が意識されておらず古い体質のまま研修的色彩を強め、待

遇改善を目途しているという感があるので、これに対する意見を報告原案に盛り込む必要がある。

- この調査会報告は現職教育に重点が置かれ、資質向上が前面に出ていて学問研究の面が稀薄である。
- この報告では既存の大学院との関係が明瞭でない。新構想の大学・大学院は将来全国的に配置する計画のようだが、既存の大学・大学院については整備するとはいつているが内容がはっきりしていない。
- 新構想の大学院大学では初等教育課程を強調しているがどのような意図があるのか。
- 問題意識を持った学生を入学させ学問体系のもとで教育することが大事である。現職教育重視は現場教員の再構成の意図があるのではないか。
- 附属学校重視とあるが、附属学校がどのような性格のものかについては少しも論じられていない。
- 現職教育として2年間教育を受けさせることは現実に可能であろうか。
- 大学院卒の者が小学校教員になると奨学金免除資格がないのは現行制度の欠陥である。新構想大学院大学の場合これらの制度的な問題を洗い直す必要がある。
- 大学院をつくるといっても、予算はつくとしても教官の問題をどうするのか。教育の臨床的学問は未だ幼稚な状況である。ただ大学院をつくれればよいというのではなく、その研究体制をつくることが重要である。
- 現行では大学院の教官定員はない。新構想大学院で専任教官の定員をつけることになるとアンバランスの事態が生ずる。
- この新構想の大学院修士課程は学問研究よ

り社会的要請という面が強い。目的性を離れて論じられている点に疑問がある。現職教員の再教育は研修所のようなものでこれを大学院とよぶことは果たして適当であろうか。

○ この新構想大学院大学は既設の大学院批判から出発したものではなく、教育に関する研究を高めることと教員の資質向上、それに教員の数を確保することなどが意図されているようである。

○ 既存の教員養成大学は新構想のものとは違ったものを考える必要がある。この場合、両者の中間的なもの、すなわち現在の研究教育的なものと同様の現場に密着というものと双方のよい点を統合するのがよいのではないか。

○ 研究教育を高めることが何故既設の大学ではできないのか。大学院をつくりたい大学が多くあるにも拘らず別に新しいもの考えるのは現職教育のためであり、研究教育を高めるといふことはついたりではないのか。

概ね以上のような意見交換が行なわれたのち、この「新構想の教員養成大学等に関する調査会」の「教員のための新しい大学・大学院の構想について」の報告についての意見を委員長が次のようにまとめられた。

この調査会の新構想は中教審答申の路線を踏むもので既存の大学を否定するという思想が暗黙のうちにあり、それが新しい大学づくりの強調につながっている。ここで取り上げられている現職教育の強調は現場対策上のものと思われる。従ってこの新構想大学・大学院の問題を総括するとおおよそ次のようなものになるかと思われる。

① 一体なぜ新構想の必要があるのか。

② 必要がある場合の既存の大学・学部との関

係

③ 現職教育の目的

④ 大学自体の体制

⑤ それが保障されるのにどういう問題があるか。

⑥ 附属学校の考え方に新味がない。

⑦ なぜこのような内容（現職教育重点のもの）のものを「大学院」とよばなければならないか。

以上のようにこの調査会報告の問題点を整理したのち、更に委員長から、このような意見を今回の小委員会報告原案に適宜組み入れるか、あるいはこれを報告原案の最後に付記したほうがよいか、その取扱いを含めてその他報告原案についてご意見があれば承りたい、と述べられた。

これに対して ①課程学科目制、②設置基準等の問題に関する論議があり、この設置基準の問題についてこれの調査研究を担当している岩下委員より次のような意見が述べられた。

教育系大学・学部の設置基準の問題について今さしあたって考えているのは小学校教員養成についてどうあるべきかという問題で、これはまとめるには若干時間を要する。今までやってきたのは教員養成の基本構造のことで、これを考えないで単なる対応のことだけになってしまっていて中味のないものになる。それで今、戦後の教育改革でどういうことが考えられるかについて資料を調べているが、教育内容に関しては教大協の資料があるのみで、他のものは国の施策に対しての批判が主となっている。これらのものを材料として整理してある。

最近教大協の方で教育系学部の設置基準がまとめられた。まだ最終的なものではないが出ている。この案については多くの方々の意見が必

要である。この教大協の要項（案）で落ちている点は「一般大学の教員養成」のことで「教職課程の認定基準」のことで、これはわれわれの方でやらなければならない。

（ここで教大協作成の「教育関係学部設置基準要項（案）及び教育関係学部附属学校設置基準要項（案）」を教大協より取り寄せ、これを各委員に送付することとした）。

ついで報告原案の内容に関して各員委より概ね次のような意見が述べられた。

- 報告原案で新構想大学院を批判した部分は、既に調査会の報告も出されて内容が分ってきたので、単に職能訓練所的というようなきめつけ方でなく具体的内容の批判にした方がよいのではないか。
- 具体的な問題としては、附属学校が具体的に機能するにはどうするかという問題がある。
- 「省令カリキュラムに基づく教育内容の画一性打破」という表現があるが、実際に教育上束縛されているのは大学設置基準と免許法だけであるので、この文章は変えたほうがよいのではないか。
- 附属学校の性格には「教育の理論および実際を研究する学校」という以外の性格もある点を考慮されたい。
- 附属学校を教育実験の場というように考えることは問題がある。
- 大学院固有の教員を置くことに消極的意見が示されているが専任教官があってもよいのではないか。
- 既存の教育系博士課程大学院をどう位置づけるのか。

以上のほか報告原案の内容や表現について若干の質疑が行なわれたあと、委員長より次のと

おり述べられ、これを了承し閉会した。

この報告原案について本日のご意見を取り入れるということでご承認が得られれば、委員長のもとで適宜修正を施し、6月10日の理事会までのなるべく早い時期に成案をつくり、これをコピーして各位に送付し了承を求めることにしたい。これが理事会で承認されたら各大学に送り意見を求めることにしたいのでよろしくご承頂きたい。なお、理事会の承認を求めることは私が説明メモを作るので、戸田委員（監事）より説明をお願いしたい。

(21) 実施方法等調査専門委員会・ コンピューター専門委員会・科 目別研究専門委員会委員長の合 同会議議事要録

日 時 昭和49年5月1日（水）10.00～13.00

場 所 学士会分館6号室

出席者 （入試改善調査委員会）

岡本委員長、谷田副委員長

（実施方法等調査専門委員会）

松永、湊、川村、丸井、三上、秋田、

細川、菅、上垣内、長瀬各委員

（コンピューター専門委員会）

小野委員長、土方、安井、湊（兼）各委員

（科目別研究専門委員会）

松村（明）、勝部、本間、木村、山田

（代広実）、浮田、柘植、松村（温）、

中村、永野、橋本、榊井各委員長

岡本入試改善調査委員会委員長主宰のもとに開会。

初めに岡本委員長より次のように挨拶があった。

本日は49年度最初の合同会議である。昨年度中は各位にはご多忙のところ熱心にご討議頂き、お蔭で48年度調査研究の中間報告が出来上がった。この中間報告書を去る4月22日報道関係方面に公表したが、大きな反響と期待が寄せられた。本年は残された問題を更に検討し、この共通第一次試験についての結論を出したいと考えている。

本日は49年度の入試改善調査研究の事業計画の中の「試験問題実地研究」の実施についてご協議頂きたいと思い、各専門委員会の関係の方々のご出席を煩わした。よろしくご審議の程をお願いしたい。

以上の挨拶に続いて科目別委員会の「物理」の渋谷委員長の後任として松村委員長が新たに就任された旨の紹介があった。

ついで丁子事務局次長より配付資料の説明があったのち、前回（4月22日）の入試改善調査委員会の議事要録のうち本日の議事に関する部分の朗読があった。

議 事

1. 入試改善調査委員会の状況報告について

去る4月22日開催の入試改善調査委員会の議事に関して、委員長より次のとおり報告があった。

今回、48年度入試改善調査研究の中間報告書が出来たので、これについての各大学の意見を8月末までに求めることになったが、この共通第一次試験の問題については各大学の協力が必要なので、単なるアンケートでなく、できるだけきめ細かくその趣旨、内容を伝えて意見を徴したいと考え、説明会を開くこととした。

この説明会は一応ブロック別に開くことを考えており、入試改善調査委員会の委員が出席して説明に当たり、十分手を尽して公正な意見が得

られるようにし、その結果に基づいて入試改善調査委員会の判断を決めたいと考えている。

なお、今回の報告書の配布について、「附属報告書」はこの調査研究に関係ある方面だけに配布し、一般には公表しないことにしているのでその点ご了承頂きたい。

ついで鶴田事務局次長より次の3点についてそれぞれ配付資料（3、4、5）に基づき報告があった。

① 昭和48年度入試改善調査費の決算について

② 昭和49年度入試改善調査実施計画について

③ 昭和49年度入試改善調査予算について

以上の報告に関連し、次のような意見や質疑が出された。

○ 49年度実施計画の標準問題作成の項では、「国語」を現代国語と古典を合わせて1科目扱いにして5教科12科目としているが、「国語」の中の現代国語と古典とはそれぞれ1科目と定められており、正式には「国語」は2科目扱いになっている。受験生は「国語」を受験する際にはこの2科目両方を受験することになっているが、この計画書にあるように「現代国語・古典」として1科目扱いにすると、そのどちらかを選べばよいというように受取られる心配がある。「国語」は2科目である点をこの際明確に了解して頂きたい。

○ 今の科目の問題に関連することだが、49年度の調査研究に地理A、Bや基礎理科等を取り上げるのかどうか。そのことを早く決めてほしい。

○ 「実地研究調査」は全国7地区で実施することになっているが、各地区で全科目を実施するのか。

○ 「実地研究」の時期がまだ決っていないようだが、科目別委員会の研究報告書は実地研究の結果も含めて作るのか。

○ 「実地研究」に関する予算書に試験場監督者謝金が1日分しか計上されていないが、1日分でよいのか。

概ね以上のような発言があったが、これらはいずれも本年度の実地研究調査に関連のある事項なので次の議題の際に検討することにした。

2. 昭和49年度における「試験問題実地研究調査」の実施について

このことについて、委員長より次のとおり述べられた。

この実地研究の実施については、本日細目の点までの検討はできないので、小委員会を設け後日十分検討したいと考えている。本日配付の資料6は本問題検討のための素案として事務局が作成したもので、まずこれについて事務局より説明を伺い、その上で各位よりお気付きの点を指摘して頂き、その意見を基に小委員会で更に細かい検討をして実施計画をまとめたいと考えている。

ついで事務局長より、この素案は討議のための叩き台として作ったものであり、問題点と思われる点にも触れながら説明するので、そのあと逐条審議をお願いしたいと述べたのち、実施要項(案)全文にわたって説明があった。

ついで逐条審議に移り、主に次のような意見が述べられた。

(1) 実施担当委員会

格別の意見なし。

(2) 実地研究の教科・科目

○ 「国語」については先にも述べたように現代国語と古典はそれぞれ1科目扱いであり、2科目を受験することになっているの

でご承知を願いたい。

○ 実地研究において実施する科目は大幅に間引きしないとむりなのではないか。

○ 理科、社会はそれぞれ2科目選択で、選択しない科目については答案用紙をその場で回収する措置を考えているが、いろいろむずかしい点がある。しかし、実地研究では本番で行なう場合と変らない条件でやりたいと考えている。

○ 48年度では「数学」は数学一般と数Ⅰの範囲で調査研究を行なったが、数学の学力をみる場合、適当な問題を出すには数学ⅡA、B、の範囲まで出すようにしたい。

概ね以上のような意見が述べられ、これに対し委員長より、実施科目の点については正確にしておく必要がある旨述べられた。

(3) 実地研究の試験期日

○ 素案にあるように試験期日を8月とするには、その3カ月前の5月終り頃までに答案原稿を提出して貰わなければならない。しかし、それは物理的に不可能なことである。もし、試験期日を冬休中(12月25日頃)とすると、その結果を整理するのは1月20日前後になる。

○ 11月末の連休(11月23~24日)は一つの可能な時期と考えられる。その時期を利用できるとやりやすくなる。

○ 11月末の連休を利用して実施するとなると、答案原稿の提出期限は8月末頃となる。

○ もし、12月の冬休みを利用するとなると、大学受験間近なので高校3年生を受験対象とすることはむずかしくなる。3年生に代って2年生を対象とすると実施科目を変えなければならない。その辺をどう考えたらよいか。

- 昨年のモニター調査の経験からすると、高校教員は旧課程の化学A、Bについては興味がないように見受けられた。
- 高校2年生を対象にすると、もし共通第一次試験が51年度から実施される場合、実地研究を受験した者は事前に練習をしたことになり有利になる恐れがある。その他特定地区の者だけ受験させるなど、実地研究の実施が一部の者に有利になるようなことのないよう配慮の必要がある。
- 2年生が対象になると出題範囲が限定されることになる。
- 政治・経済は3年次になってから履修する学校がある。もし、2年生を対象とすると出題しても政治・経済は受験しない恐れがある。

概ね以上のような論議のあと、委員長より、

- ① 公正な実施を期することと、科目を正確に定めることは実地研究実施の上で大事なことである。
- ② 確定ではないが、試験期日は11月末、試験問題の作成は8月末、を目標ということになる。

旨述べられた。

(4) 実地研究の実施地区と受験者数

- 受験生は実施地区に居住の高校生か、全地区の高校生に応募権利を与えるのか。(これについては原則は居住地の考えである旨回答。)
- 1地区500人と限定されているので、機械的に決めるより仕方がない。
- 居住地の範囲は何を基準にして決めるのか。(これについては郵便番号による考えである旨回答。)

(5) 実地研究の地区担当大学

- 実地研究の試験業務は大学が担当するか、科目別委員会が行なうかの問題であるが、大学が担当することには無理がある。
- たとえば九州で実施する場合、その地区の範囲は福岡県だけか、それとも九州全域か。或いは科目別委員会の委員が出ている地区を含むのか。1地区500人を科目別委員が出ている大学に分散すれば、特定大学に負担が集中しないですむ。
- 科目別委員会が試験業務の主体となるといっても、科目別委員会の委員は問題作成の仕事もあり、また自校の入学試験の仕事もある。それを全部一緒にやることは大変である。
- 科目別委員会はそれぞれ1科目についての研究をしているのだが、実地研究では全部の科目を引受けてやるのか。
- 大学が主体ではなく委員会が主体だとすると、実施方法等調査専門委員会が担当することになるのではないか。
- 実施方法等調査専門委員会やコンピューター専門委員会は、いわばセンター的な機関であって現場の仕事を受持つことは不可能である。入試改善調査委員会が何らかの別個の委員を委嘱しないと無理なのではないか。
- 基本的に考えて、問題を作成する人が実務にはたずさわれない。実施方法等調査専門委員会の委員を委員長として別個の委員会を編成したらどうか。
- 「担当大学」ということでなく「世話大学」ということにしたらどうか。
- 各地区に共通第一次試験のことをよく理解した人が入らなければならない。また、実施の際はブロック1個所でないと面倒で

ある。

- スケジュールの点から考えてもブロック内で分散してやるのは無理がある。
- この問題については入試事務担当者からの意見もきくようにしてほしい。

概ね以上のような論議ののち、委員長より、実地研究は実施方法等調査専門委員会が主体となつて行ない、地区の大学はその世話をする。どの地区はどの大学という細目は追って検討することにしたい旨述べられた。

(6) 受験者の募集

- 募集して集めると学力に自信のある者が応募する懸念があるので、アットランダムでやる必要がある。作業の流れだけの実験なら受験者がどうであってもよいが、試験の結果も知ろうとするなら受験者に偏りがあるのはまずい。また、地区毎の学力競争を誘発することのないよう配慮の要がある。

以上の意見に対し委員長より、実地研究は公正にやる必要がある。将来に問題を残すようなことがあってはならない旨述べられた。

(7) 受験願書の提出

- この素案に書かれているもののほかに受験生に受験票を送付する実験もしなければならぬ。この項については細かい点はあとで直させて貰う。(小野コンピューター委員長)

(8) 教育委員会又は高等学校に依頼

前項に関連して小野コンピューター委員長より、実施要項はいつまでに作成するのか、この要項中のコンピューターに関連した部分の成案は5月一杯かかるがそれで差支えないかとの質問があり、もしそれでよければ6月には教育委員会との折衝もできるのではないかと意見が

述べられた。また、答案用紙作成までには受験者番号を決定する必要がある旨述べられた。

そのほか、昨年モニター委嘱の場合は当該地区で適宜な方法で依頼したが、今回の実地研究の場合は事情が違うので受験生に影響のないよう全国共通の基準が必要と思うとの意見が述べられた。

以上の意見に対して委員長より、教育委員会又は高校に対する依頼はできるだけ統一するようにしたい。また、実施要項の作成は5月一杯にまとめることにしたい旨述べられた。

(9) 地区試験実施委員

このことについて委員長より、地区実施委員は素案では「当該大学の科目別研究専門委員会の委員のうちより地区担当大学において選考し」となっているが、この委員は世話大学から出して貰うことにし、上記の引用の箇所は削除する旨述べられた。

(10) 試験実施委員長会議

格別の意見なし。

(11) 試験問題の原稿作成および送達

この問題については(3)について協議の際、8月末日を目標とすることに内定した。

(12) 試験問題の校正・印刷

小野コンピューター委員長より、校正は出題者でないが無理な点があること、また、印刷のことは今回は事務局の方で処置してほしい旨意見が述べられた。

なお、この校正のことについては、各科目別委員会のコンピューター委員に依頼してはどうかとの意見があった。

(13) 受験者の手引・試験実施解説書の作成

- 実地研究の実施が11月末だとすると印刷完了は10月末頃でなければならない。
- 印刷物は二つに分れる。受験者の手引は

試験場で配布するが、試験実施解説書の方は予め送っておかなければならない。

以上のような意見が述べられたが、この手引および解説書の内容については小委員会で検討することとした。

(14) 試験問題等の分封・送達

- 試験問題と答案用紙は別々に処理する必要がある。答案用紙の方は番号順に機械的に処理してよいが、試験問題の方は間違いないように慎重に扱わなければならない。
- 監督者にも受験者の手引を渡す必要がある。
- 問題の正解を作って提出して貰うことが素案には落ちているので、これをどこかに書き加えなければならない。正解の提出は試験実施の1カ月前、10月末頃にして貰う必要がある。
- 分封作業は前回の予備実験の際のように科目別委員会のコンピューター委員が集まってやったらどうか。
- 試験問題の送達の期日は試験実施の2週間くらい前、11月15日頃に受取れるようにするのがよい。手引と解説書とは別個にして送る方がよい。

(15) 試験場

格別の意見なし。

(16) 試験監督者

- 前回の予備実験の際には受験者100人に対し監督者4人でよかったが、50人に対して2人でよいかどうかは検討の要がある。

(17) 解答マークシートの送達

(18) 解答マークシートのコンピューター処理と通知

これについては、小委員会で検討することと

した。

(19) 試験結果の報告会議

(20) 最終報告書

- 試験結果の整理完了は12月末頃になるう。

以上で実施要項(案)の逐条審議を終り、このあと次のような質疑応答が行なわれた。(○印=質問、△印=回答)

- 出題は新教育課程で行なうのか。
- △ 3年生を対象とし旧課程で行なう。
- このあと委員長連絡会議が又開かれるか。本日の会議ですぐ問題作成にかかるのか。
- △ 小委員会の構成を決め、そこで実施案を煮つめてから又集まって貰う。
- △ 本日は、試験実施は11月23~24日、問題作成は8月末、問題正解提出は10月末の3点を了解して頂き、それで準備を進めてほしい。
- 旧課程だと数学一般はなくなることになる。
- 1科目の試験問題数、時間、配点等は決まっているのか。
- 選択科目のことはどうなるのか。
- 国語は現代国語と古典乙Iで実施したい。
- △ 科目等のことは小委員会で煮つめてから、もう一度集まって審議する。
- △ 1教科の試験時間は2時間以内と考えている。

このあと小委員会の構成について協議し、次のとおり決定のうえ来たる5月11日(土)午前10時より開催することとした。

◎ 小委員会メンバー

入試改善調査委員会(委員長、副委員長)
実施方法等調査専門委員会(全員)
コンピューター専門委員会(専任委員5

名)

なお、実地研究実施のための世話大学を設ける方針となったので、このことについて当該大学の学長と入試事務担当責任者（入学主幹）に集まって貰い、協力方についての依頼をすることにした。

最後に事務局より次の事項を依頼した。

- ① 科目別委員会の委員名簿未提出の向は至急提出してほしい。
- ② 科目別委員会のコンピューター委員を改めて報告してほしい。
- ③ 科目別委員会の事務担当責任者の変更があったら、その旨連絡してほしい。

(22) 入試改善調査委員会・実施方法等調査専門委員会・コンピューター専門委員会・科目別研究委員会委員長の合同会議議事要録

日時 昭和49年5月23日(木) 13.00~16.00

場所 学生会分館6号室

出席者 (入試改善調査委員会)

加藤、谷田各副委員長

相磯、湊、川村、桜場、丸井、三上、

細川、菅、円藤、長瀬、中村各委員

(実施方法等調査専門委員会)

加藤委員長(再掲)

湊、丸井、三上、細川、菅、長瀬(以上再掲)、

清水、秋田、上垣内各委員

(コンピューター専門委員会)

湊、清水(以上再掲)、土方、安井各委員

(科目別研究専門委員会)

松村(明)、勝部、碧海、木村(代上

横手)、山田、浮田、柘植(代森本)、

松村(温)、中村、永野(代柳田)、橋

本、梶井各委員長

岡本入試改善調査委員会委員長が欠席のため谷田副委員長が議長を代行した。

初めに谷田副委員長より、「政治・経済」の科目別委員会の担当大学が変わり、横浜国立大学から東京大学に引継がれることになった旨の報告があり、東京大学の碧海新委員長の紹介があった。

ついで丁子事務局次長より配付資料の説明があり、そのあと谷田副委員長より、報告事項として資料6、7に基づき今回の入試改善調査研究報告書の送付と、これに関するアンケート調査並びにこれのための説明会開催のことについて説明があった。

議事

1. 試験問題実地研究実施要項について

去る5月11日開催の小委員会でもとめた実施要項(案)(資料8)について鶴田事務局長より項目毎に説明があり、更にこれの日程表について説明があった。

これに引続いて概ね次のようなことが論議された。

- (1) 1人の受験生が何科目受験するかは別個に決めるのか。
- (2) 社会、理科については1教科のうち2科目選択になるのか。
- (3) 教育委員会又は高等学校に受験者の募集を依頼することは7月末日以降でなく、もっと早い時期に世話大学で予め話し合いをしておくことがよいであろう。この場合、高校はどの範囲でやるのか、などについても打合わせるべきではないか。(このことについては、6月10日開催の世話大学の打合会の際にこの

ことを伝達し、適切な準備をお願いすることにした。)

- (4) 項目10(受験願書の提出)、11(受験者に受験票の送付)の中の「受験願書」という字句は「受験申込書」と訂正する。
- (5) 今回の実地研究では旧課程によって出題するが、理科、社会などの出題の範囲などについては科目別委員会委員長連絡会議で検討、調整を行なうこととする。
- (6) また、試験問題の難易度についても科目別委員会委員長連絡会議で調整して貰うことにする。
- (7) 今回の実地研究の実施は1地区1大学ということでやってほしい。
- (8) 項目15(試験問題の採点基準の作成・報告)について次のように訂正した。
「各科目別研究専門委員会は、試験問題の採点基準を作成し、11月10日までにマークシートに記入して国立大学協会内コンピューター専門委員会に報告するものとする。」
- (9) 項目14(試験問題およびマークシートの校正・印刷)の試験問題およびマークシートの校正は、グラ刷りを科目別委員長に書留便で郵送し、各科目別委員会で校正を実施して貰うことにした。なお、これに伴って項目14の文章を次のとおり訂正した。
「……試験問題およびマークシートの校正と印刷とを各科目別研究専門委員会の協力を得て行なうものとする。」
- (10) なお、上記の項目14に関し次の事項を取決めた。校正は再校まで行なうことにし、更に印刷完了後各科目別委員会にこれを送付する。正誤表を必要とする場合には各科目別委員会は10月10日までに国大協にその旨を通知する。国大協ではこの正誤表を印刷のうえ各

試験場用として11月18日までに世話大学に送付し、各試験場ではこれを黒板に書いて訂正することとする。

以上で実施要項(案)についての審議を終り、そのあとこれに関連して去る5月17日開催のコンピューター専門委員会小委員会の状況について清水委員より報告があり、また同小委員会の議事要録(資料11)の誤記の訂正があった。なお、実地研究に使用する志願票、受験票等は今回の報告書58~59ページ所載のサンプルを適宜修正して使用する旨の説明があった。

そのほか次のような問題が論議された。

- 実地研究の受験生の成績は公表しない。
 - 試験問題の正解は発表するかどうか。
これは本年度の報告書はどのような程度の報告とするかに関係する。また、問題作成をする委員会の方の考えにも関係する。
 - 問題ごとの成績分布まで報告書に盛りられることになろう。
 - 報告書はある程度オープンのもものと委員が吟味するものとの2本建になることもある。
ここで事務局長より、資料4により本年度の予算についての説明があった。
なお、実地研究実施のために作成する「実地研究趣意書」、「受験者の手引」および「試験実施解説書」等は、実施方法等専門委員会小委員会およびコンピューター専門委員会小委員会の合同委員会できりまとめ、この原案を各科目委員長に送付して意見を徴したうえで最終的まとめをすることとした。(実施科目の細目はこの解説書に盛り込む。)
2. 「入試改善調査研究報告書(中間報告)の趣旨および概要」および「同報告書のアンケート」について
谷田副委員長より、このことについては去る

5月17日開催の入試改善調査委員会小委員会で成案をまとめ、資料9,10のとおりのを5月22日付で各国立大学宛発送した旨報告があり、さらに、このアンケートの回答は大学一本を希望することにしたなど若干の補足説明があった。

(23) 試験問題実地研究の地区実施 についての依頼ならびに打合 議事要録

日時 昭和49年6月10日(月) 10.00~12.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 岡本入試改善調査委員会委員長

谷田入試改善調査委員会副委員長(お茶の水女子大学長)

湊入試改善調査委員会委員(東京大学教授)

(北海道大学)

丹羽学長, 出光入学主幹, 吉田入試係長
(東北大学)

加藤学長, 高橋事務局長, 江田入学主幹
(東京大学)

岩田事務局長, 堀津入学主幹
(名古屋大学)

芦田学長, 白取事務局長, 大島入学主幹
(京都大学)

岡本学長(再掲), 大場学生部次長,
大泊入学主幹
(広島大学)

豊松入学主幹
(九州大学)

池田学長, 手塚事務局長, 吉田入学主幹

岡本入試改善調査委員会委員長主宰のもとに開会。

はじめに岡本委員長から次のとおり挨拶があった。

入試改善調査委員会においては、昭和48年度から共通第一次試験のことにつき検討を重ねてきた。その中間報告を去る3月に発表し各大学にも送付した。さらに49年度も引き続きこの調査研究を行うについては、幾つかの検討課題もあるが、ともかく今年度の主眼は、共通第一次試験を実際に実施する際とほぼ同じ方法をもって、小規模ながらも実地研究を行ってみることである。それについては全国を7ブロックに分け、その中心となる大学に世話役をお願いして実施してみることにした。

ご出席の各大学には、取り敢えずさきに文書をもってご依頼申し上げたように、ご多忙のところ恐縮ではあるがここに重ねてよろしくお願いしたい。本日はこの実地研究の実施要項について説明をし質問や希望等を承り、この実地研究を実効あるものにしたいたいと考える次第である。

議 事

1. 昭和49年度国立大学入試改善調査研究の実施委託事業計画について

まず鶴田事務局長より、この事業計画書の朗読があり、ついで岡本委員長よりその概要について次のとおり説明があった。

入試改善調査委員会には(1)実施方法等調査専門委員会(2)科目別研究専門委員会(3)コンピューター専門委員会の三つの専門委員会を設け、48年度は調査研究を行ってきた。49年度もこの三つの専門委員会がさらに調査研究を続けるということであって、これに加えて、試験問題実地研究調査を行うことが、本年度の最も大きな作業である。これには実施方法等調査専門委員会が実施主体となるが、他の二つの

専門委員会との緊密な連携のうえに、実地研究調査を行うという位置づけになっているのでご了承ください。

つづいて、鶴田事務局長から、主な項目により各委員会の役割につきそれぞれ補足的に概略の説明があった。

2. 昭和49年度試験問題実地研究実施要項(案)について

まず事務局より、別紙実施要項(案)を数項目に区分けして朗読し、それについて鶴田事務局長および湊委員から、それぞれ概略の説明があった。

つづいて委員長から逐条的に説明を行いながら意見を求めた。その意見の主なものはつぎのとおりである。

◎ 2 (実地研究の教科・科目), 10 (受験申込書の提出) について

- 受験者の高校は集中する方がよいのか、分散するのがよいのか。
- 分散が理想的ではあるが、実際にはそれができるかどうかのことと遠距離だと交通費・宿泊料の問題がある。そのための経費は用意されていないので、受験者が負担せざるをえなくなる。
- 受験者の募集についての準則を設ける用意があるのか、それとも受験者の募集は世話大学にすべてを任せることになっているのか。
- これは、地区実施委員長が選ばれた後の、協議会において決められることである。
- 受験者は、高校が主体になって選ぶのか、それとも受験者の自主性に任せ、入試改善調査委員会と受験者の直接の関係になるのか。
- これは、各地区の実状に応じ地区毎に異なることになるから統一できない。
- 地区当り 500 名ということであるが、実際

にはそれより多い場合、少ない場合が起りうる。その開きはどの程度まで容認されるのか。

- その疑問点は実施委員長の会議で協議することになる。
- この試験は、コンピューターの処理ができるかどうかをみるための試験であって、いわゆる模擬試験ではないので、試験をする方と受験者の双方がその成績を知るための試験ではない。
- そのことは、募集する際の重要な問題でもある。受験することに何等のメリットもないのであろうか。
- 受験者に何等かのメリットをもたらすことになれば望ましいが、今回の受験によって将来実施されるかどうかは別としても、本試験に有利になって、不公平の問題が起きることになることは避けなければならない。
- 受験科目とその時間はつぎの振り合いで受験してもらうことを考えている。
(今後の協議課題であるが)
国語、数学、外国語は必修。1科目2時間
社会は5科目出題 } いずれも試験場で
理科は4科目出題 }
2科目選択のうえ受験する。時間はそれぞれ2時間であるが、その中で2科目選択であるから選択1科目はほぼ1時間になる。
- ◎ 5 (実地研究各地区の世話大学と実施主体)
委員長から、実地研究の各地区の試験業務は、つぎの各大学(以下世話大学という)のお世話のもとに、当該地区の試験実施委員会が主体となって行うということであるが、これらの各大学にはかねてより内々お願いはしていたが、本日は概況をご理解いただいた

ところで、正式にご承諾をお願いすると述べられた。

これに対し各大学ともとくに異議はなくこの依頼を受諾した。

| | |
|---------|-------|
| 北海道地区 | 北海道大学 |
| 東北地区 | 東北大学 |
| 関東甲信越地区 | 東京大学 |
| 中部地区 | 名古屋大学 |
| 近畿地区 | 京都大学 |
| 中国・四国地区 | 広島大学 |
| 九州地区 | 九州大学 |

◎ 7 (地区試験実施委員会)

- 各地区の世話大学は、地区試験実施委員会委員5名および事務担当責任者1名を選考し、6月25日までにとりあえず国大協事務局に知らせることにした。
- この地区試験実施委員会は教官だけの会議か、事務担当者も含めての会議を予想しているのか。また構成には多くの大学が参加するのがよいのか。これらのことは各地区に任せられるのか。中央部においておおよその統一された構想があるのか。
- これは各地区に科目別専門委員会があるから、これを主にしてまたその委員会を編成した際の経緯を参考に構成できれば適当ではないかと思う。大学の名によって行うことは避ける。なお委員長と事務担当者は世話大学から出すのが適当であろう。各地区の事情が異なるので統一はできないが、結局は企画実施に重点を置き、予算上の制約も考慮に入れ各地区毎に最も実施しやすい編成ができればよい。事務担当責任者は入学主幹をお願いすることを予定している。
- 委員の依頼手続のことであるが、世話大学の学長から直接依頼するにしても、その前に

国大協ないしはそれに相当の機関から、事前の橋渡しがあればスムーズに進めることができると思う。

- これについては6月の国大協総会において一通りの説明をすることになる。地区試験実施委員会の位置づけは、実施方法等調査専門委員会の下部機構ということになる。

◎ 9 (受験者の募集), 12 (教育委員会又は高等学校に依頼) について

- 教育委員会および高等学校にどのような事前の連係をとればよいか、実地研究をスムーズに進めるにはかなり重要な問題である。各地区の事情も異なることであるので、実施委員長会議において一般的なことを協議することにして欲しい。
- このことについては、委員長は委員会の互選によることになるが、その地区の事情もよく詳知している者に依頼することが適当な場合もある。教育委員会、高等学校の協力依頼については、中央では実地研究趣意書を6月20日までに作成する。これには実地研究の内容を分りよく紹介するので、これを資料にして教育委員会、高等学校に協力を依頼することになるが、その主体となる者は各地区の実施委員長である。なおこのことについては7月中旬に実施委員長会議が開かれるので、それまでに各地区は実情を調べておき、その会議において意見を述べてもらえれば実行の可能性がさらに明らかになる。

◎ 10 (受験申込書の提出)

- 大学内における委員会の設置、作業の分担など学内において実施できるかどうかのことは、大学内の問題として処理すべきことであるが、問題は学外の高校の教師にどれ程の労働負担をかけることになるかのことである。

たとえば受験の申込に要する労力はどの程度あるのか。もしこれに職員組合の反対でもあれば実施は不能になる。

- 受験の申込は簡単である。世話大学から申込のカードを受け取り、それを受験者に配付し、回収してもらうことでよい。
- 趣意書は、地区実施委員長が持参して教育委員会、高校長にお願いに行くことであるが、その前に別サイドの国大協ないしは文部省から教育長会議あるいは高校長会議あたりに、世話大学から趣意書を持って依頼に伺うので、その際はよろしく願いますという連係がなされておれば、この事業の重みもあり、先方も予期することになって話もスムーズに運ぶことができると思う。
- これは国大協が研究のために各大学に依頼していることであって、文部省と話し合いのうえでやっているわけではない。幾つかの困難は予想されるが、各地区固有の状況に応じ、ともかく実行してみようということである。
- たとえばこの委員会名義の文書をもって、各地区の教育委員会、あるいは全国高等学校長会議ないしはその中の入試対策委員会あたりに、研究のためにこのようなことをやっているでよろしく願いますというような連絡はできるのではないかと思う。各地区の実地研究がスムーズに行くような準備立てを考えることにしたい。
- この試験の実施について受験者に、受験する意欲を起させる努力がなされているのであろうか。ただコンピューターの処理能力テストのモルモットになるだけのことだろうというのであれば、あるいは遊びの受験生だけが集まって、1日目は受験、2日目は放棄というのが増えて成果が得られない危惧がある。

○ この実地試験のメリットを強調することには問題があるが、趣意書の中にある程度の工夫が凝らされることにはなるろう。

○ この問題は、この試験実施のポイントになると思う。高校にも受験者にも何等のメリットもなく、ただ2日間の実験台に乗るだけでは受験の意欲が沸くかどうか疑問である。本試験なら成績を本人、学校に知らせることは疑義があるが、今回は本試験まではまだかなりの距離があり、影響はないと思う。試験の結果の全体を発表することは避けなければならないが、実力テストの一つにもなるという形で、本人や高校にその部分だけを知らせる程度のことなら問題はないと思う。

○ この問題は苦しいところである。メリットを強調することは問題である。趣意書の焦点はひたすら願いますことだと理解している。しかしこの問題は、今日まで終始発表も知らせもしない建前にたってきたが、先般各地区で行なわれた説明会においても質問があり具体的な意見を出されたことであるから、いずれ説明員の集りの会においての研究テーマとしてお預りすることにする。

◎ 18 (試験場)

○ 試験場は、各室50名が150名になっても差支えはないが、コンピューター処理の関係上どの建物の何番教室は何名ということは知らせてもらいたい。

以上のような質疑応答があったのち委員長から、この実地研究の実施についてはなお幾つかの問題があるが、それらは7月に開かれる実施委員長会議において詳細な協議をお願いすることにして、差し当りは地区委員の選考、高等学校側の事情調査など、事前の準備をよろしく願いたいと述べられた。

3. 昭和49年度試験問題実地研究調査予算について

まず事務局から、別紙資料に基づき概略の説明があった。

これに対し、主につぎのようなことについて意見が交された。

- 事務職員の協力謝金はどのように考慮されているのであろうか。かなりの事務的な作業があることは当然予想されることであり、とくに11月23、24日は休日に当たっている。今日では、仕事と賃金と休暇は労働問題の厳しい争点になっており、各大学とも苦慮しておる問題である。
- このことについては、文部省から注意があり、各大学の経費から出させるようにということであるが、そのことを国大協から各大学に伝えることはできないと断り、文部省の方で適切な措置を講じてもらいたいと申し入れてあるので、今後の課題になっている。
- 北海道地区については、暖房費を用意されたい。
- 外国語の試験にヒヤリングテストをやることであれば、特別の部屋を借用しなければならないので早めに知らせてもらいたい。
- 受験申込が一括であるなら通知の方も個人宛でなく一括としたらどうか。
- 本番の際には受験者は高卒ばかりではないので個人宛にした。その方式で今度も実験する考えである。
- 試験実施のための準備室の設置を検討されたい。
- これは、これからの検討課題として預る。
- 受験者は各地区500名となっているが、その下限は何名か。また試験場は9月末日までに決定するとあるが、この日限の猶予はない

のか。もし絶対的なものであれば準備のためにそれだけの人手を用意しなければならない。

- これはコンピューター処理の準備に直接関係がある問題であるから、コンピューター専門委員会において検討することになるが、受験者の予定数を大きくすることは予算上の問題にもなる。はじめから受験者が減ることを予定することは適当でないので、今の段階では1地区500名として進めることにする。
- もし事務職員の手当が入試改善調査委員会から支給できないことになった場合は、国大協から文部省に対し、何等かの名目で世話大学にそれなりの予算措置が講ぜられるよう強く要請されたい。この事業は、本務外の仕事の負担になることであるから、職員の反対があれば全く不能にならざるをえないことである。

概ね以上の事項について質疑応答が行なわれたのち、委員長から、本日の最も重要な課題は7大学に世話大学をお願いしその承諾を得るということであった。さらに詳細に検討を要する問題については、実施委員長会議において具体的に検討をお願いすることにして、この実地研究の成果が得られるようにご協力をお願いすると述べ、閉会した。

(24) 西独学長招待準備委員会議事要録

日時 昭和49年6月11日(火) 10.00~12.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 林委員長

芦田、井上、後藤各委員

(文部省) 中村国際学術課課長補佐

(日本学術振興会) 岡野常務理事

(東京大学) 但馬外事掛長
林委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、このたび西独学長会議から西独学長来日日程と来訪者の氏名について回答が寄せられたので、本日はこの招待行事の具体的な点について協議を願いたいと述べられた。

議 事

1. 夫人同伴の件について

この件の経緯について丁子事務局次長より次のとおり説明があった。

5月23日付の来信(5月30日着)で来日学長の氏名を知らせてきたが、その信書の末尾に夫人同伴の希望が述べられていた。夫人同伴のことは、昨年西独に招待された際は同伴しないようにとの先方の方針であったので、その前例に倣うということで、既に会長名で松田公使に夫人を同伴しないよう連絡方を頼んでおいた。ところが5月23日付の上記の手紙に夫人同伴の希望が記されていたので、二の委員の方に意見を伺ったところ、断わるべきであるとの意見であった。それで一応断わりの手紙を書きそれを目下翻訳中である。しかし、この件については、昨年の方針は別として、儀礼上慎重に配慮すべきであるとの意見もあり、本日ここで協議して頂くことになった。

以上の説明のあと種々意見交換が行なわれ、次のような結論となった。

① 費用は一切自己負担という条件で来日の希望が出されているのを無下に断わるのも礼を欠くことになる。② しかし同伴する夫人たちのために別個のスケジュールを組むということになると大変な負担になる。③ 以上の2点を勘案し、先方よりぜひ来日したいという希望があるなら招待学長と同一スケジュールで行動し

て貰うという条件で受け入れることにする。

なお、先方との連絡の結果、同伴者の人数が判明した場合は速やかに各委員、関係方面に連絡することとした。また、これにより交通公社とも再打合せをすることとした。

2. 日程の確認について

3. 各地区の計画について

前回(3月1日)の委員会で作成した日程表を基に検討し、次のような確認、変更、追加等が行なわれた。

◎ 確認事項

- 10月1日の日本学術会議のパーティーのことは同会議の内諾を得た。
- 10月4日の慶応大学訪問のことは先方の了解を得た。
- 10月7日の名古屋から京都への移動の時間は名古屋17時発一京都18時30分着とする。
- 10月19日の国大協、学術振興会共催のレセプションは上野の学士院で催す。
- 各地区での宿泊ホテルは別記のとおりとした。
- 9月30日の出迎えと10月20日の見送りは国大協、文部省、学術振興会の三者からそれぞれ適当な人を出すこととした。

◎ 変更事項

- 10月6日の国立劇場の観劇は文部省で切符や弁当を用意する程度とし、「文部省主催」という程のものとはしない。
- 10月19日の広島一東京の交通機関は空路に変更する。

◎ 追加事項

- 10月1日にドイツ大使館主催のレセプションを開くことを同大使館に連絡する。
- 10月2日の東大訪問の際の昼のパーティーは訪問先の各部局毎に行ない、夕刻に懷徳館

でレセプションを開く。

- 10月4日に東海大学主催のレセプションを開くよう折衝する。(後藤委員担当)
- 10月12日の大阪滞在の際、人形浄瑠璃観賞を企画する。
- ◎ 検討事項
- 10月1日の各機関・団体訪問の内訳を検討する。
- 10月3日の東工大・教育大・学芸大等の「分散訪問」については、その訪問先を改めて検討する。

以上の結果に基づき日程表を別紙のとおり修正した。なお、これの独訳を後日作成することとした。

そのほかこれに関連し、特に訪問したい大学、面談したい人などの希望を調べておくこととした。

4. 予算について

学術振興会岡野常務理事より次のとおり説明があった。

学術振興会の予算からは6人の招待学長の西独一東京間の往復航空賃、国内視察旅費、宿泊費(東京、箱根、阿蘇の分)、交通費(箱根滞在中の分)、小遣(21日分、1人1日10,000円)、それに随行者1人の宿泊費・日当・交通費、学術振興会(国大協との共催)のレセプション費等を支出する。地方の大学を訪問するときの宿泊費は関係各大学の方で負担して頂きたい。この件については文部省の方でも種々配慮しているのでご了承願いたい。

また、各大学訪問の際の現地通訳のことも各大学の方でよろしく配慮して頂きたい。

なお、井上委員より、関西地区の案内にケンプ氏の協力を煩わすことの話がついたが、これについては文部省より援助方の依頼状を出すよ

うにしてほしい旨の要望があった。

5. 正式招待の手順について

このことについては既に前回の委員会で審議了承されていたが、改めて次のとおり再確認した。

- まず文部省が局長名で西独学長会議宛に招待学長全員の名前を連記した形で招待状を送る(この招待状の写を日本の外務省にも送る)。これの発送時期は6月18日の文部省の機構改革後になるので、今月末頃になる。
- そのあと学術振興会から会長名で招待学長個人宛に招待状を送る。この招待状には「文部省から依頼がなされたこと」および「国大協のあっせんがあったこと」などを前文に記す。また、この招待の費用負担のこと、チケットなどのことにも触れておく。
- 以上のインビテーションのほかインフォメーションの必要もあり、これについては後日更に検討し国大協から通知する。

(25) 特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和49年5月10日(金) 13.00~15.00

場所 国立教育会館第9研修室

出席者 (文部省側)

村山、三角各委員

大崎、佐野各専門委員

安養寺審議官 他10名

(国大協側)

林議長、相磯、都留、岡本、田中各委員

岩田、手塚、鶴田各専門委員

林議長主宰のもとに開会。

議長より、本日は特別会計制度協議会運営方針に基づく予算概算編成前の定例会議であるので、来年度予算概算編成方針に関する事項なら

びに特別会計制度上の問題その他についてご協議をお願いしたいと挨拶があったのち、協議に入った。

協 議

◎ 昭和50年度予算概算編成方針について

初めに、大崎大学課長より別紙「昭和50年度国立学校特別会計予算の概算要求について（説明資料）」に基づき詳細な説明があった。

これに対し、主に次のことについて意見交換が行なわれた。

- 物価の暴騰に伴い相応の基準経費の増額措置を講じてもらいたい。このことは第6常置委員会においても指摘された問題である。
- 基礎医学系の教官養成についての計画を推進されたい。
- 基礎医学系教官の養成については、既存の大学ないしは大学院の設置基準にとらわれることなく、新しい教育計画の発想が必要ではないかと、それを期待している。
- 大学附属病院のあり方を、診療よりも医学の基礎教育の場に、その重点を置き換える方向での再検討をすることも考えられる。
- パラメディカルの養成制度の充実をはかられたい。
- 学部に対応しない、ないしは根をもたない新しい大学院設置の試みも含めて、大学院の拡充整備の検討を進めること。
- 国際交流の促進のため大学に留学生の世話をする組織をさらに整備する必要がある。
- 大学においては、学生保健センターの他に、学生の日頃の悩み事の相談センターが必要になりつつあるという意見が出されているので、これが設置の検討を進めてほしい。
- 諸々の社会的要請、大学の願望が出されているが、これについては交通整理も必要では

ないかと思う。また他方においては定員削減も厳しく行なわれているので、これを取り戻す努力として合理化の要求も進めておる。大学においても近代化を考えるべきときにきているのではないかと思う。

- 大学の機能が、学部教育・大学院教育・研究の他に大学がもっている知識を社会の要請に応じて提供するというあり方、たとえば学生の実習の意味合いも交えての初歩的な法律相談などを、地域社会に生かしていくという機構は考えられないものであろうか。
- 大学開放の趣旨はよいとしても、大学のあり方として問題がないかどうか。
- 共通一次入試のことは、国大協で研究調査が進められているが入試センターは必要なことと思っている。
- 身障者の入試問題には、政府と大学の配慮と受験者の努力とが必要である。
- 学内における汚水処理、環境の改善および安全・防災のことは最近是最もやかましい重要問題になっている。公害問題は騒がれる前に処理対策を考えるべきではなからうか。
- 大学図書館予算のあり方として、独立に予算を計上せよという意見と独立すると「いわゆる皆の図書館」という意識が薄れることになるという反対意見もある。当分は現行のやり方で、まず図書館の充実を図るということである。

概ね以上のような問題点につき意見交換が行なわれたのち、村山事務次官よりつぎの要望が述べられた。

来年度の概算要求は、さきに説明したとおりの方針で進めていくことになるが、予算編成は石油、電力、物価事情が絡んで例年以上に困難な事態になることが予想される。他方、幾つか

の文教政策上の問題に直面することも予測される。その他教員給与の改善や私学助成の拡充も重要な問題である。これらの要素が文教予算の総枠を拡大することになるのなら歓迎すべきことであるが、それが国立大学の予算にしわよせにならないように努力したい。大学においても国立学校特別会計予算が姿よく実現するようご協力を特にお願ひしたい。

2. 諸会合

(昭和49. 5. 1~6. 30)

| 月 | 日 | 曜 | 時刻 | 会 議 名 |
|-------|---|---|--------|--|
| 5. 1 | 水 | | 10時 | 実施方法等調査専門委員会・科目別研究専門委員会委員長およびコンピューター専門委員会合同会議 |
| 5. 2 | 木 | | 10時 | 入試改善調査委員会小委員会 |
| 5. 7 | 火 | | 13時30分 | 研究所特別委員会 |
| 5. 10 | 金 | | 10時 | 第6常置委員会 |
| 5. 10 | 金 | | 13時 | 特別会計制度協議会 |
| 5. 11 | 土 | | 10時 | 試験問題実地研究に関する小委員会 |
| 5. 13 | 月 | | 10時 | 入試改善調査委員会小委員会 |
| 5. 16 | 木 | | 10時 | 科目別研究専門委員会事務担当者会議 |
| 5. 17 | 金 | | 17時 | 入試改善調査委員会小委員会打合会 |
| 5. 17 | 金 | | 17時 | コンピューター専門委員会小委員会 |
| 5. 18 | 土 | | 10時 | 第1常置委員会 |
| 5. 18 | 土 | | 12時 | 医学教育特別委員会打合会 |
| 5. 21 | 火 | | 10時 | 教員養成制度特別委員会 |
| 5. 23 | 木 | | 13時 | 入試改善調査委員会・実施方法等調査専門委員会・コンピューター専門委員会及び科目別研究専門委員会委員長合同会議 |
| 5. 27 | 月 | | 13時 | 第5常置委員会 |
| 5. 29 | 水 | | 13時 | 教職員の厚生等に関する特別委員会 |
| 5. 30 | 木 | | 11時 | 全院協との会見 |
| 5. 30 | 木 | | 13時 | 第4常置委員会 |
| 5. 31 | 金 | | 13時 | 入試改善調査説明会(北海道・東北地区) |
| 5. 31 | 金 | | 13時 | 入試改善調査説明会(中部・近畿地区) |
| 5. 31 | 金 | | 16時 | 第6常置委員会小委員会 |
| 6. 1 | 土 | | 13時 | 入試改善調査説明会(関東甲信越地区) |
| 6. 3 | 月 | | 13時 | 入試改善調査説明会(九州地区) |
| 6. 6 | 木 | | 13時 | 入試改善調査説明会(中国・四国地区) |
| 6. 7 | 金 | | 17時 | 日教組との会見 |
| 6. 10 | 月 | | 10時 | 試験問題実地研究地区世話大学打合会 |
| 6. 10 | 月 | | 13時 | 理事会 |
| 6. 10 | 月 | | 16時 | 第2常置委員会・入試期特別委員会合同会議 |
| 6. 10 | 月 | | 17時 | 実地研究に関する小委員会 |
| 6. 11 | 火 | | 10時 | 西独学長招待準備委 |

- 員会
6. 12 水 10時30分 図書館特別委員会小委員会
6. 14 金 15時 第2常置委員会・入試期特別委員会合同小委員会
6. 17 月 13時 医学教育特別委員会
6. 18 火 10時 第54回総会(第1日)
6. 19 水 10時 第1常置委員会
6. 19 水 10時 第2常置委員会
6. 19 水 10時 第3常置委員会
6. 19 水 10時 第4常置委員会
6. 19 水 10時 第5常置委員会
6. 19 水 10時 第6常置委員会
6. 19 水 12時 理事会
6. 19 水 13時 第54回総会(第2日)
6. 20 木 10時 実施方法等調査専門委員会小委員会
6. 21 金 10時 第21回事務連絡会議

3. 第54回総会

国立大学協会事業報告書

(注)第53回総会より今総会前まで

1. 諸会合(82回)

(1) 第53回総会

48. 12. 12 (水) 第1日

12. 13 (木) 第2日

(2) 事務連絡会議

48. 12. 14 (金) 第20回事務連絡会議

49. 2. 25 (月) 幹事会

(3) 理事会(4回)

48. 12. 12 (水) 理事会

49. 3. 1 (金) 理事会

4. 22 (月) 理事会

6. 10 (月) 理事会

(4) 常置委員会(18回)

(ア) 第1常置委員会

(主要審議事項) 大学設置審議会の「大学院および学位制度の改善について(答申)」を検討した。これに基づく大学院設置基準案要綱および学位規則改正案要綱につき文部当局の説明をきき意見交換を行った。

49. 5. 18 (土) 常置委員会

(イ) 第2常置委員会

(主要審議事項) 入試期特別委員会とともに国立大学入試期一本化の問題を検討して関係の参考資料を整備し、これを添付して各大学にアンケートを行なった。また身障者の大学進学問題について各大学に対し実情調査のためのアンケートを行なった。

49. 1. 26 (土) 常置委員会

2. 14 (木) 小委員会

2. 14 (木) 常置委員会(入試期特別委と合同)

3. 9 (土) 小委員会(入試期特別委と合同)

3. 18 (月) 小委員会(入試期特別委と合同)

4. 4 (木) 常置委員会(入試期特別委と合同)

6. 10 (月) 常置委員会(入試期特別委と合同)

6. 14 (金) 小委員会(入試期特別委と合同)

(ウ) 第3常置委員会

(主要審議事項) 課外活動中における学生の災害事故について各大学から寄せ

られた実態調査をとりまとめるとともに、これに対する対応策を検討した。

- 49. 1.18 (金) 小委員会
- 2.25 (月) 小委員会
- 4.22 (月) 常置委員会

(エ) 第4常置委員会

(主要審議事項) 正課中における学生の災害事故対策, 大学保健管理施設の増加充実, 国立大学共同利用研修施設の設置等について要望書案を審議した。

- 49. 5.30 (木) 常置委員会

(オ) 第5常置委員会

(主要審議事項) 国際交流の促進のための資料として各大学にアンケートした外国人教員, 在外研究員ならびに留学生に関する実態調査の回答を分析検討した。また東京ドイツ会館における国際学術機関の問題について検討した。

- 49. 3. 2 (土) 常置委員会
- 5.27 (月) 常置委員会

(カ) 第6常置委員会

(主要審議事項) 各大学からの意見を参考として国立大学教官等の待遇改善に関する報告書案を再検討した。また昭和50年度予算概算編成方針について文部省側と意見交換, 要望を行なった。

- 49. 4.22 (月) 小委員会
- 5.10 (金) 常置委員会
- 5.31 (金) 小委員会

(5) 特別委員会 (44回)

(ア) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学教育改革に関する調査研究報告書の素案に対する各国立大学の意見について審議した。

- 49. 5.18 (土) 小委員会

6.17 (月) 特別委員会

(イ) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 各国立大学図書館長からの意見ならびに実情調査の回答に基づき, 大学図書館の改革に関する第2次調査研究報告書の作成について審議した。

- 49. 1.31 (木) 小委員会
- 1.31 (木) 小委員会 (図書館短大との懇談)
- 4.22 (月) 小委員会
- 4.23 (火) 特別委員会
- 6.12 (水) 小委員会

(ウ) 研究所特別委員会

(主要審議事項) 大学における研究所に関する調査研究報告書(案)に対する各大学の意見をとり入れて報告書の成案をとりまとめた。

- 49. 5. 7 (火) 特別委員会

(エ) 入試期特別委員会

(主要審議事項) 第2常置委員会とともに国立大学入試期一本化の問題を検討して関係の参考資料を整備しこれを添付して各大学にアンケートを行なった。

- 49. 2.14 (木) 特別委員会 (第2常置と合同)
- 3. 9 (土) 小委員会 (第2常置と合同)
- 3.18 (月) 小委員会 (第2常置と合同)
- 4. 4 (木) 特別委員会 (第2常置と合同)
- 6.10 (月) 特別委員会 (第2常置と合同)
- 6.14 (金) 小委員会 (第2常置と

合同)

(㊦) 入試改善調査委員会

(主要審議事項) 昭和48年度における入試改善調査研究をとりまとめ、国立大学入試改善調査研究報告書(中間報告)同附属報告書を刊行するとともに、各大学に対し中間報告についての意見照会を行ない、趣旨徹底のため各地区毎に説明会を開催した。なお残された問題点について昭和49年度実施事業計画に従いそれぞれ審議を進めた。

48. 12. 17 (月) コンピューター小委員会

12. 20 (木) 実施方法等委員会

49. 1. 21 (月) コンピューター委員会

1. 25 (金) 入試改善調査委員会

1. 25 (金) 入試改善調査委員会と
各科目別委員長との合同
会議

2. 15 (金) 実施方法等委員会

2. 27 (水) コンピューター委員会

3. 7 (木) 入試改善調査小委員会

3. 15 (金) 入試改善調査委員会と
各科目別委員長との合同
会議

3. 15 (金) 入試改善調査委員会

3. 16 (土) 事務担当者会議

3. 28 (木) 入試改善調査小委員会

4. 22 (月) 入試改善調査委員会

5. 1 (水) 実地研究合同会議

5. 2 (木) 入試改善調査小委員会

5. 11 (土) 実地研究小委員会

5. 13 (月) 入試改善調査小委員会

5. 16 (木) 事務担当者会議

5. 17 (金) 入試改善調査小委員会

(在京)

5. 17 (金) コンピューター小委員会

5. 23 (木) 実地研究合同会議

5. 31 (金) 地区説明会(仙台)

5. 31 (金) 地区説明会(京都)

6. 1 (土) 地区説明会(東京)

6. 3 (月) 地区説明会(福岡)

6. 6 (木) 地区説明会(岡山)

6. 10 (月) 実地研究世話大学打合
会

6. 10 (月) 実地研究小委員会

(㊧) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 「教員養成制度改善に関する調査研究」のうち教育系大学・学部における大学院の問題(案)について審議をとりまとめ各大学にアンケートを行なった。

49. 5. 21 (火) 特別委員会

(㊨) 教職員の厚生等に関する特別委員会

(主要審議事項) 国家公務員共済組合年金についての要望書案を審議した。

49. 5. 29 (水) 特別委員会

(注) 今期は科学技術行政、新設大学拡充、教養課程、入試調査各特別委員会の開催はなかった。

(6) 特別会計制度協議会(2回)

(主要審議事項) 昭和49年度国立学校特別会計予算案ならびに同50年度予算概算編成方針案その他特別会計制度上の諸問題について協議した。

49. 1. 31 (木) 第19回協議会

5. 10 (金) 第20回協議会

(7) その他の会合(10回)

49. 1. 11 (金) 西独学長招待準備委員会

- 1. 31 (木) 文部大臣との懇談
- 3. 1 (金) 西独学長招待準備委員会
- 3. 12 (火) 西独学長招待について日本学術振興会との打合せ
- 3. 20 (水) 同上第2回目打合せ
- 3. 20 (水) パイゼルト教授との懇談会
- 4. 26 (金) 自民党文教部会との懇談会
- 5. 30 (木) 全院協との会見
- 6. 7 (金) 日教組との会見
- 6. 11 (火) 西独学長招待準備委員会

2. 要望書その他諸活動 (16件)

(対外的諸活動)

- 48. 12. 18 第53回総会で特に決議された「昭和49年度予算に関する要望書」を持参し、林会長と都留第6常置委員長が文部省村山事務次官ならびに大蔵省相沢事務次官に面談し要望した。
- 48. 12. 19 同じく第53回総会で決定された「国立大学における教育研究に必要な石油、電力等確保に関する要望書」を持参し、相磯副会長と岡本埼玉大学学長事務取扱が同道し、文部省村山事務次官、木田、安嶋両局長に面談し、さらに通産省資源エネルギー庁各関係官を歴訪して懇談要請した。
- 49. 4. 20 入試改善調査委員会から国立大学入試改善調査研究報告書ならびに同附属報告書(中間報告)を文部省に提出した。なおその後公私立大学団体、高等学校諸団体、大学基準協会、日本学術会議等関係方面に送付した。
(各国立大学への意見等照会)
- 49. 2. 2 さきに各大学に送付した第6常置委員会の国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)について、もし意見があれば3月末日までに回付されるよう同委員長から各大学学長宛依頼した。
- 49. 3. 6 第2常置委員会の検討のための内部資料とするため、身体障害者の大学受入れの実情について調査方各大学学長宛依頼した。
- 49. 4. 23 国立大学教官等の待遇改善の資料とするため、助手、教務職員の実態調査について第6常置委員長より各大学学長宛依頼した。
(49. 4. 30様式を定めて再度照会した。)
- 49. 4. 23 国立大学の入試期一本化に関して関係参考資料を添付し、入試期特別委員会と第2常置委員会の両委員長名をもって各大学学長宛再照会を行なった。
- 49. 5. 21 さきに各国立大学に送付した国立大学入試改善調査研究報告書(中間報告)についてその趣旨および概要を添えて実施方法、実施機関、試験の教科、科目、試験の利用その他について各国立大学学長宛入試改善調査委員長よりアンケートを行なった。
- 49. 6. 11 教員養成制度特別委員会において、かねて検討をすすめてきた教育系大学・学部における大学院の問題案について、各大学学長宛同特別委員長からアンケートを依頼した。
(資料・連絡強化等)
- 48. 12. 14 改編した国立大学協会規則集を各国立大学事務局長宛送付した。
- 48. 12. 18 大学運営協議会がとりまとめた大学改革に関する調査研究報告書を各大学学長宛送付した。
- 48. 12. 21 第6常置委員会給与問題小委員会の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」は、協会内の関連委員会でおお検討中のものであるが、広く各国立大学教官の討議の対象とするため、第6常置委員長名をもつ

て各大学長宛送付した。

48. 12. 21 第53回総会決議の要望書の処理として、「昭和49年度予算に関する要望書」と「国立大学における教育研究に必要な石油、電力等確保に関する要望」の提出について会長名をもって各大学長宛通知した。

48. 12. 28 文部省管理局教育施設部指導課と協議し、「石油製品の確保について」を事務局長名をもって各大学事務局長宛に連絡した。

49. 4. 26 スポーツ安全協会傷害保険の趣旨周知方のため、資料を添付し第3常置委員長名をもって各大学学生部長宛連絡した。

49. 5. 7 文部省より放送大学（仮称）等4種の資料の送付を受け各大学の検討の参考として送付した。

（要望書等の受理）

国立大学協会会長宛各種会議等から、下記のとおり要望書等の提出があったので、理事会に報告するとともにそれぞれ関係委員会宛送付した。

| （日付） | （会議等名称） | （事項） |
|------------|--------------|--------------------|
| 48. 12. 11 | 中四国地区国立大学長会議 | 大学院博士課程のあり方について |
| 12. 22 | 全国国立大学事務局長会議 | 国家公務員共済組合年金の給付について |
| 49. 1. 30 | 山形大学長 | 人文社会系学部の財政の改善について |

4. 30 日本教職員組合 大学教職員の賃金・労働時間の基本的考え方について

5. 13 中四国地区国立大学長会議 外国人留学生の受け入れ体制の確立について

5. 30 全国大学院生協議会 研究生生活条件の改善等について

5. 30 東京地区国公立大学厚生補導部課長懇談会 学生部関係職員の待遇改善について

6. 7 日本教職員組合 国大協第54回総会大学部長 に対する要望

6. 12 国立10大学理学部部長会議 博士課程をおく理学部の充実強化その他について

3. 刊 行 物

(1) 48. 12 「大学改革に関する調査研究報告書」大学運営協議会

(2) 49. 3 「国立大学入試改善調査研究報告書」（昭和48年・中間報告）入試改善調査委員会

(3) 49. 3 「国立大学入試改善調査研究附属報告書（昭和48年・中間報告）」同上

(4) 49. 6 「大学における研究所に関する調査研究報告書」研究所特別委員会

(5) 会報発行2回（第63号49年2月、第64号同6月）

外国語学の基盤整備のために

アメリカで出ているアメリカ人用の英文世界旅行案内書で日本の部をみると、言語の項に「旅行者ハナンラ言語上ノ困難ヲモツコトハナイデアロウ。英語ハ広く通用スル。」などとあって、愉快というか意地悪な微笑を禁じえない。こうした案内に勇気づけられて観光客は日本を訪れ、英語でカブキを觀賞し、英語でテンプラを食べ、英語でリョーアンジの庭を悟り、朝の挨拶 (Ohio) とお礼の言葉 (Alligator を Crocodile と取違えるのも御愛嬌) ぐらいを Pick up し、ワニ革の財布の味が怪くなった分だけ日本に堪能して帰るという寸法で、それはそれなりに結構なことである。

ところが、日本の外国語教育にもこれに似たところが多分にありそうだ。むかし対馬から先は一面カラ・モロコシでそのまた先の天竺などは時間・空間を超越していたように、日本語世界の外側は貿易も外交も文化交流も英語ですむといった言語世界像にさほど疑問をもっていないといってよい。もちろん、37億の人間が3,000種近い言語を使っていることなどどうでもいいが、日本語と英語のほかにもどんな言語があるかとなると、十指すらもて余す人も多い。その英語でさえ教育がなっとらんとしばしやお叱りを受けるのは、言語教育の基盤のありように問題があると同時に、一つには英語社会の simulation 過程におけるキメのあらさによるところが大きいと思う。

そのキメのあらさはフランス語・ドイツ語となると増大し、フランス語はフランスの言語、ドイツ語はドイツの言語、ポルトガル語はポルトガルの言語という低い常識にとどまって、カナダやスイスやオーストリアやブラジルがふっ飛んでしまったりする。しかもそれは学習者の側の話だけでなく、研究者・教師の側にも起きるのである。例えば、本年6月スイスのベルン州 (ドイツ語) からジュラ州 (フランス語) の分離独立がきまったことなど、象牙の塔ならぬアンテナ塔を高くしておいても、詳しい情報はなかなか研究室へはいってこない。大学図書館でも、スイスの新聞まで買う余裕はないらしい。

勤続29年目の今年、初めて文部省在外研究員の順番を頂戴することになった私は、短期2ヶ月だが、たぶん一生に一度のこの好機に欣喜雀躍、英語学とその関連の北欧語学でいま惚びった研究調査の細目を練っている。だが考えてみると、外国語学の研究教育に情熱的にたずさわる者にとって、29年間待たないと廻ってこないとすれば、これもキメのあらひ話である。琴座の Vega (織女) は26.5光年だそうだが、それ以上の距たりをおいて外国語を相手にしていると、生きた中国語とは全く別種の漢文訓読学になってしまう。毎年1回の七夕方式とまでいかなくとも、sabbatical year 制度をなんとか考えて頂きたいものである。ことに、語学が単に言語学でなく人文・社会・自然科学にわたる人間交流・文化交流の複合学問領域である以上、遣唐使や天正少年使節の時代とは違って、世界各地域に万遍なくかつ周期的に言語社会実態の現地研究が行われなければ、カリキュラムや教育技術の改善をしてみても、語学を通して国際社会への窓を大きく広げることとはむずかしいと言わなければなるまい。

(東京外国語大学教授 (英語学) 半田一郎)

B 要 望 書 等

1. 「第3次定員削減計画」に関する決議

国立大学は、過去2次にわたる定員削減により、すでにその運営に著しく支障をきたしている実情にある。今回、国家公務員に対する第3次定員削減が計画されているやに聞き及ぶが、政府においては、右の実情にてらし、また、国立大学の研究教育組織の特殊性にかんがみ、大学の教職員については定員削減の措置を講じられないよう強く要請する。

右決議する。

昭和49年6月19日

国立大学協会
第54回 総 会

第3次定員削減について（事務連絡）

各国立大学長殿 国大協総第66号
昭和49年7月13日
国立大学協会

事務局長 鶴田 酒造雄

去る6月開催の第54回総会において決議されました標記のことにつきましては、政府においても諸般の事情により未だ閣議決定の運びにいたっておりませんが、当協会としてもこの機会をとらえて出来得る限り事前の対策を講じるため、取り急ぎ次のような措置を執りましたので、取り敢えずご連絡を申し上げます。

記

- 1) 6月20日林会長、岡本、相磯両副会長、都留第6常置委員会委員長が行政管理庁に赴き

河合事務次官、平井行政管理局長、出口文部担当管理官と面談し、第54回総会の決議を提出して国立大学については第3次定員削減を実施しないよう要望した。

なお当日、岩間文部事務次官を初め各関係官に面接し、決議の趣旨の実現を極力要請した。

- 2) 次いで6月24日林会長より保利行政管理庁長官に対し、国立大学の実情を説明し善処方を要請した。
- 3) 7月4日林会長が川島内閣官房副長官と会見し、国立大学に対しては第3次定員削減を行わないよう格別の尽力方を要請した。
- 4) 7月12日林会長、岡本副会長が総理官邸に赴き、田中総理大臣と会見し、高等教育のあり方および国立大学の特殊性について説明し国立大学に対して第3次定員削減を行わないよう特段の配慮方を強く要請した。

2. 物価高騰に伴う補正予算に関する要望

昭和49年6月19日

国立大学協会
会長 林 健太郎

過去1年間の物価騰貴に加えてこの秋には国鉄運賃等公共料金の値上げも予定されており、平均約8パーセントの拡大であった国立大学の本年度当初の基準的予算は、実質的には昨年度にくらべて2割ないし3割の削減に等しくなることが必至の形勢にある。このままでは、日常的な教育研究活動に支障をきたすことが避けられないと思われるので、政府は、国立大学特別

会計について物価高騰に伴う補正予算を組むための検討を始め適切な措置をとられるよう、ここに要望する。

3. 正課中における学生の災害事故対策について（要望）

昭和49年6月18日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、予てより正課中における学生の災害事故対策についての検討を重ね昭和48年度において要望書を提出いたしました。問題の緊要性にかんがみ、このたび重ねて別紙要望書を提出いたしますので、速かに要望の趣旨が実現いたしますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

要 望 書

正課中における学生の災害事故対策について

大学教育の拡充にともない、体育・実験・実習など正課中における学生の災害事故の増加は、大学運営上の困難な問題となっており、これに対する対策の確立は、教官・学生いずれの側にとっても重大な関心事となりつつある。本来、学問の進歩に即応し、各分野の専門的研究と結びつかなくてはならない大学教育の特殊な性格を考えると、教育実施の過程における不測の事故に対する十分な対策を制度的に確立しておくことは、緊急な必要事であると考えられる。

国立大学協会は、予てよりこの問題に関し、各大学における災害事故の実態を調査し、これに対する対応策を検討してきたが、ここに下記基本方針に沿い、早急にこれが制度化を要請する次第である。

記

- 1 対象を正課中における災害事故に限定する。

- 2 互助精神を基本にしてそのための制度化を進める。
- 3 大学における実験・実習その他教育・研究の特殊性を考慮し国の強力な財政的措置を要請する。
- 4 適用の範囲は学部学生、大学院生、研究生その他これに準ずる者とする。

昭和49年6月18日

国立大学協会

会長 林 健太郎

4. 大学保健管理施設の増設・充実について（要望）

昭和49年6月18日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、かねてより大学保健管理の重要性と保健管理センターの増設・充実整備の必要を認め、これが実現について要望してまいりました。すでに過半数の大学に保健管理センターが設置され、既設センターの一部に教授定員の配置が実現する運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。昭和50年度においては、さらに一層の推進を期するため、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、本要望に対し、特別の措置が講ぜられ、これが実現について格段の配慮をされるようお願いいたします。

要 望 書

大学保健管理施設の増設・充実について

現在保健管理センターにおいては、一般的な保健管理業務すなわち健康診断、健康相談、各種検査、予防接種、救急処置などのほかに、現在最も学内の関心事である精神衛生、災害保障、

公害防止などの諸問題に直接関与する必要がある
じ、その業務はますます重大性を加えている。

については、このセンターの設立主旨に従って
さらにこれの増設を急ぐとともに、独立的な機
関としてその業務を遂行するため、その長に専
任の教授定員を配置されたく、なお、その施設
の整備拡充とその経常費の増額および要員増員
等あわせてご考慮を払われたく、ここに重ねて
強く要望する次第である。

昭和49年6月18日

国立大学協会

会長 林 健太郎

5. 国立大学共同利用研修施設設 置に関する要望書

昭和49年6月18日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、予てより教員と学生の共同
生活を通じて、教員と学生の融合をはかるとと
もに、各学部間ならびに、各大学間の研究と教育
の交流をはかる目的をもって共同利用研修施設
の設置を要望してきましたが、昭和47年度以降
その一部が実施の運びとなりましたことは、わ
れわれのひとしく感謝するところであります。

つきましては、別紙「共同利用研修施設設置
計画」の趣旨をとくと考慮され、さらにその推
進方につき特段の配慮をされるようここに要望
いたします。

共同利用研修施設設置計画

社会の発展に対応すべき大学の役割は、日と
ともに重要となりつつあり、大学もまたこの使
命を果たすため、あらたな態勢をととのえるべ
く改革問題を取りあげて、研究ならびに教育の
成果をあげようと努力している。このためには

従来の講義形式のみならず教員ならびに学生
が、すぐれた自然環境のなかで共同生活を通じ
て一体となって相互の研磨に努め、学部の自主
性の上に立ちながらも学部間の壁を取り除くと
ともに国内外の大学間の交流をはかり、相互の
融合接触を密にし、研究ならびに教育のあらた
な態勢をととのえる必要があることはいうまで
もない。

以上の目的を達成するため、ここに共同利用
研修施設の設置を計画するものである。

なお、この施設は、以上の目的に使用する余
裕を見て教職員の福利厚生施設にも利用する。

その設置要領は、つぎのとおりである。

共同利用研修施設設置要領

1. 事業

この施設は、つぎの目的に使用する。

- (1) 学生と教員の合宿研修
- (2) 大学が必要と認める学外の実習・演習・
体育実技等
- (3) 大学が認める課外活動
- (4) 教員と学生の交歓行事
- (5) その他大学が研究・教育上必要と認める
事業

2. 施設・設備

- (1) おおよそ200名が同時に宿泊できる施設
と設備
- (2) 建物面積は、すべてを含め約3,000m²
- (3) 敷地は、右の目的を達成するために充分
な用地

3. 管理

- (1) 管理は、この施設を利用する大学のう
ち、特定の大学がこれに当たり、これに必
要な管理要員を増員する。
- (2) 管理の責任者は、管理にあたる大学の学
長または学生部長とする。

4. 設置場所

各地区に少なくとも2ヵ所を設置する。

6. 大学および大学院の奨学制度 の拡充についての要望書

昭和49年6月18日

国立大学協会

会長 林 健太郎

大学および大学院の学生に対する奨学制度は優秀な人材を確保して、これに高等教育の機会を保障することによって、わが国の学術文化の発展に不可欠な役割を果たしてきました。しかしながら、最近における物価水準の異常な上昇に比べて、貸与金額の改善が著しい立ち遅れを示している現状は甚だ憂慮に堪えないところであります。

下宿料・食費・図書費・交通費等の必要経費の急激な増大に伴い、奨学生の生活費にしめる奨学金の比率はますます低下し、アルバイトによってその不足額を補わざるを得ない学生がますます増加している実情であります。このため一部には学業に支障を来たし、勉学を中断せざるを得ない者さえ生じていることは甚だ遺憾であります。

よって、このような事情に鑑み、現行の奨学金制度について以下の諸点を改善・拡充されるよう、特段の配慮を要望いたします。

- (1) 大学および大学院の学生に対する貸与額を、最近の物価上昇に対応して大幅に増額されたい。
- (2) 優秀な資質の学生を確保できるよう、奨学生採用者の増員を図られたい。

7. 在外研究員・外国人教員および 外国人留学生に関する要望書

について

昭和49年6月18日

国立大学協会

会長 林 健太郎

当協会においては、予てより国立大学における国際交流の諸問題について調査研究を行なって参りましたが、本年6月18日開催の第54回総会において別紙の要望書が決議されました。

つきましては、別紙要望の趣旨をご賢察の上これが実現方につき特段のご配慮をお願いいたします。

在外研究員・外国人教員および 外国人留学生に関する要望書

当協会はかねてより在外研究員・外国人教員および外国人留学生について調査研究を行ない、関係方面に対してその改善の要望を行ってきたが、昨年10月にこれらの事項についてアンケート調査を実施した。

ここに、とりあえず多数の大学の望むところを集約して、次の諸事項についてその実現方を要望する。

1. 在外研究員の増員と在外留学期間の延長について

在外研究員の増員に関しては、関係方面のご努力により若干の改善がなされたが、現在なお教官総数から見れば在外研究の機会は、数十年に一度の割合にすぎず、しかも在外研究の期間は、長期在外研究員、短期在外研究員とも充分な研究成果を期待するには短期間に過ぎると考えられる。

ついては、在外研究員の増員と在外研究期間の延長についてその実現をはかられるよう努力されたい。

2. 外国人教員の増員と宿舎の確保について

外国人教員については常勤の外国人教師、非常勤の外国人講師とも現在の人員は大学の希望する員数に比し著しく過少であり、かつ、常勤の教師の宿舍の確保について予算および制度上から十分な措置が講ぜられていない。

については、外国人教員について倍増を目標として増員を図られるとともに宿舍の確保を可能にするよう必要な措置を講ぜられたい。

3. 外国人留学生の宿舍の確保について

外国人国費留学生の給与については、過去において数次にわたって増額され、その改善がなされている。しかし乍ら、他方その宿舍については、公的施設を利用できる者はほぼ全体の四分の一に過ぎず、西欧諸国の留学生受け入れ施設に比し甚だしく貧弱であるといわざるをえない。

については、外国人留学生の宿舍について公的施設を更に整備するほか、宿舍確保のための措置を緊急に講ぜられたい。

昭和49年6月18日

国立大学協会

会長 林 健太郎

8. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

昭和49年6月19日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、国立大学教官等の待遇改善に関し、この度当協会第54回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、国立大学教官等の待遇の現状とその改善の緊要性にかんがみ、右要望書の趣

旨が実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

国立大学教官の待遇は、その責務の重要性と特殊性にもかかわらず、公務員の給与体系の一環として甚だしく低い状態におかれていることは、社会の各方面において広く認められているところである。殊に現在、高等教育の機会拡大の要請に対処するため、高等教育機関の計画的拡充が必要となっている状態のもとでは、有為の人材を大学にますます多く供給することが急務であり、そのためにも、大学教官の待遇改善をはかることが緊急の課題であると思われる。当協会においても、具体的な改善案を鋭意検討中であるが、当面の措置として、ここにつぎの諸点の実現方をとくに要望する。

1. 中堅および若手教官の待遇を大幅に改善すること

一般公務員および民間の研究職員と比較して、国立大学教官の給与は、中堅および若手層でとくに低い。これらの人々こそ、研究と教育の中心的な担い手であることにかんがみ、初任給の大幅引上げをはかるとともに、昇給曲線を「中だるみ」から「中ぶくらみ」に是正するよう措置されたい。

また、定員制の関係などから上級職への格上げができないため給与が頭打ちをしている現行俸給表を改訂し、研究助手以上の教官の給与体系を一本建てに近いものにするのをあわせて考慮されたい。

2. 指定職の範囲を拡大し、その定数を大幅に増加させること

教官の給与を引上げるために指定職甲乙の制度が昭和48年度より一本化されたが、未だその定数は少なく、一部の部局長に適用され

ているのにとどまる。国立大学教官の中には、国際的な学者・研究者が少なくなく、わが国の学術進歩発展につくす重責を担っているが、現行制度では、その職責に見合う待遇を与えることは困難である。また、近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある事態も考慮されなければならない。

よって、このさい、指定職全体の適用範囲と定数を更に大幅に拡充するよう配慮されたい。

具体的には、

(イ) 大学の部局長の職にあるものについては、現行の管理職手当適用をやめて指定職を全部局長にその在職期間中適用するように定数を増加させる。

(ロ) 研究上教育上特に著しい功績をあげた教官については指定職適用の道を拡大する。

(ハ) 他方、管理職手当の制度はそのまま残して、これを全学段階の学生委員、補導委員等、学内教育行政の激職にあるものに適用することを検討する。

等のことが考えられる。

3. 研究教育補助職員の給与を大幅に改善すること

大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員および司書等の果たす役割りは大きく、とりわけ近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどからこれら職員の重要性がとみにましてきた。にもかかわらず、これらの職員の待遇ははなはだ低く、しかも給与に頭打ちがあることから、有為の人材確保が困難な状況にあ

る。こうした問題を抜本的に改善するために別建ての俸給表を新設することを強く要望する。

昭和49年6月19日

国立大学協会

会長 林 健太郎

9. 国家公務員共済組合年金について（要望）

昭和49年6月19日

文 部 大 臣

殿

国家公務員共済組合連合会長

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、現下の経済事情にかんがみ、国立大学教職員の人材確保と退職後の生活の安定のため、国家公務員共済組合年金の改善について別紙要望書を提出いたしますので、趣旨実現のため特段のご配慮を煩わしくお願いいたします。

国家公務員共済組合年金に関する要望書

国立大学の教職員は、昨今の急激な物価の上昇に対し退職後の生活に著しい不安を感じるとともに教職員の人材確保に懸念をもつにいたり、ひいては研究教育の能率的運営に支障をきたすおそれがあるので、国家公務員共済組合年金額について下記の改善を早急にはかる必要がある。

記

I. 年金額の改定について

国家公務員共済組合年金額は、一般職の国家公務員給与法の改正に従って直ちにそのペースを改正すること。

（説 明）

国家公務員共済組合法第一条の二に規定す

る年金額の改定措置は改善されつつあるも、未だ激変する物価に対し生活の不安は大きいので、一般職の国家公務員給与法の改正によるペースアップと同時に年金額の改定を実施し、退職者およびその遺族の生活安定をはかる措置を講ずる必要がある。

II. 年金額の算定基準となるべき俸給について
国家公務員共済組合年金額の算定基準となるべき俸給は、過去1年間における掛金の標準となった俸給の平均月額とすることについて、既に国会においても審議されたが、早急にこれが実施されるよう措置を講ずること。

10. 要望書の処理について

国大協総第55号

昭和49年6月25日

各 国 立 大 学 長 殿

国立大学協会

会長 林 健太郎

去る6月18日同19日開催の第54回総会において決議された下記決議ならびに要望書については、それぞれ関係方面に要望いたしましたので取敢えずご報告いたします。なおそのうち特に文部省に対しては、去る6月20日岩間事務次官（井内大学局長、木田学術国際局長、清水官房長その他関係官同席）に会長、両副会長、第4、第5、第6各常置委員会委員長が、また行政管理庁に対しては、同じく6月20日河合事務次官（平井行政管理局長、出口管理官同席）に会長、両副会長、第6常置委員会委員長が面談し、詳細な事情を説明の上趣旨達成につき特段の配慮方を要請いたしましたので申し添えます。

記

（決議ならびに要望書）（宛 先）

1. 「第3次定員削減計画」に関する決議

文部大臣ほか文部省各関係官、行政管理庁長官ほか行政管理庁各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

2. 物価高騰に伴う補正予算に関する要望

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

3. 正課中における学生の災害事故対策について（要望）

文部大臣ほか文部省各関係官

4. 大学保健管理施設の増設・充実について（要望）

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

5. 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

6. 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官、日本育英会会長

7. 在外研究員、外国人教員および外国人留学生に関する要望書について

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

8. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官、人事院総裁ほか人事院各関係官

9. 国家公務員共済組合年金について（要望）

文部大臣ほか文部省各関係官、国家公務員共済組合連合会会長

C 資 料

1. 浜松医科大学および宮崎医科大学の国立大学協会加入に伴い理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部改正について

昭和49・6・18

第 54 回 総 会

浜松医科大学および宮崎医科大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部を次のとおり改正する。

第 1 条 理事及び監事総会互選要領第 1 項に定める（別表）理事地区別定員表のうち中部地区の項、所属大学の欄中「静岡、」の次に「浜松医科、」を加え、同表のうち九州地区の項、所属大学の欄中「宮崎、」の次に「宮崎医科、」を加える。

第 2 条 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領第 4 項に定める各常置委員会委員定数表中「第 4 12」を「第 4 13」に、「第 5 12」を「第 5 13」に、「計 75」を「計 77」に改める。

（注） 浜松医科大学は第 4 常置委員会の所属とし、宮崎医科大学は第 5 常置委員会所属とする。

第 3 条 大学運営協議会規程第 7 条第 3 項に定める（別表）のうち中部地区の項、所属国立大学名の欄中「静岡、」の次に「浜松医科、」を加え、同表のうち九州地区の項、所属国立大学名の欄中「宮崎、」の次に「宮崎医科、」を加える。

附 則

この改正は、昭和49年6月18日から施行し、昭和49年6月7日から適用する。

理 由

昭和49年6月7日浜松医科大学および宮崎医科大学が創設され、創設の日をもって当協会に加入のため、これに伴い関係諸規則を改正する必要があるによる。

2. 入試改善調査研究報告書（中間報告）に関する趣旨および概要

I. 趣 旨

大学入試制度の根本的な改革は本質的にはわが国の教育制度そのものの改革と相俟って考慮されなければならない。しかし教育制度や大学そのものの改革は相当に時日を要し一朝一夕にできるものではないが、入学試験の改革は今日現実の問題として社会からも強い要望がある。

わが国の大学志願者は年とともにその数を増し、収容能力に限りのある大学では従来から選抜試験によってこれに対処しているが、この競争が過熱化し、高等学校がしだいに受験予備校化し、生徒は、いたずらに入試対策に追われ、このために本来の高校教育そのものが強い歪を受けつつあることはまことに憂慮にたえない。そもそも高校教育は広い識見と将来本人の希望する分野で発展するための素地を作るもので、大学の入学試験は客観的にその学習の達成度を評価し、さらに当該大学の教育への生徒の適否を判定するものであるべきである。

最近、高等学校は自らの持つ教育の本旨を生

かす目的で、大幅にカリキュラムを改変し、選択制を取り入れ、51年度からは新カリキュラムで履修した生徒も卒業してくるが、大学における入学試験制度が従来そのままでは、せっかくの改変の趣旨も生かされない。この意味もあって国立大学協会が入試改善調査委員会を設けて、かねてより懸案であった入学試験の問題の検討を行ない、ようやく昨年度末に共通第一次試験（全国国立大学が共通で第一次試験を行なうこと）を行なうことが、多少でも高校教育の正常化、受験生に対する客観的判定、出題の適正化および一発勝負の防止などに資するであろうという結論に達し、本中間報告を出すに至った。

高校が新カリキュラムで大幅に選択制を取り入れ、それぞれの生徒の履修する教科、科目が異なった場合、各受験生の選択科目に応じた選択的な入学試験を行なうとなれば高校側の立場からすれば合理的と考えられるであろうが、単なる高校卒業認定の試験では大学教育を受ける立場からみると必ずしも十分でないため、従来と変らない入学試験を各大学で再度行なわざるを得ないであろう。従って共通第一次試験は、極度に受験に重点をおいた高校教育の弊害を最低限におさえた国立大学入学のための実力試験で、各大学で行なう第二次試験と一組となる性質のものである。例年各大学とも入試の出題にはたいへん頭をなやましてるのが実情であるが、毎年衆知を集めて交替で出題できるとなれば、従来より良い問題の生れる可能性も高く、かつ個々の大学のこの種の負担もたいへん軽くなる。また各大学で行なう第二次試験はその学部、その学科に是非必要なものに限られ、また生徒の素質判定の意味から記述式なもの、面接などを加えることも可能である。さらに場合によっては第一次試験である程度まで第二次試験

受験者をしぼる、いわゆる予備選抜も不可能ではない。また受験生の立場からすると従来の一発勝負ではなく、基礎的な学力試験と専門分野にふさわしい選抜試験と二本建てになっているため、従来より、より明確に大学における教育適性が評価される可能性が高いと思われる。以上のような理由から、各大学ともに積極的に本委員会の今後の研究のために協力されることをお願いするものである。

II. 実施方法についての概要

共通第一次試験の実施にあたっては、大学附置の、または独立の国立大学共同利用施設として「入試センター」（仮称）を設け、そこにおいて各大学の協力のもとに共通第一次試験の業務全般をつかさどる。なお、業務内容の流れは中間報告15ページ掲載のとおりであって、その業務内容および手続などを大学、入試センター、受験生に分けて整理すると次のようである。

- (1) 共通第一次試験における各大学の業務
 - a 共通第一次試験実施に先立つ第二次試験の願書の受付。受験者名簿の入試センターへの送付。
 - b 共通第一次試験の監督等の業務。回収された答案用紙の入試センターへの送付。
 - c 共通第一次試験、第二次試験による合否の決定。
- (2) 入試センターの業務
 - a 試験問題の作成および選定、採点基準の決定。（出題および採点の委員会）
 - b 試験問題、答案用紙の印刷。
 - c 共通第一次試験の願書受付および受験票の交付。
 - d 試験場の決定。

- e 試験問題、答案用紙の各試験場への送付。
 - f 回収された答案用紙の整理、採点、集計。
 - g 各大学への試験結果の報告。
 - h 試験問題に関する研究、追跡調査等。
- (3) 受験生の手続と受験
- a 共通第一次試験受験願書の入試センターへの提出。
 - b 第二次試験受験願書の志望大学への提出。
 - c 共通第一次試験の受験。(指定された試験場)
 - d 第二次試験の受験。(志望大学)

昭和48年度に検討を行なった結果の概要は上記のようであるが、なお実施にあたってはいくつかの問題点が残されている。それらについては昭和49年度に引き続き研究を行なう予定であるが、その主要な点を挙げれば中間報告13ページに示すようなものである。

III. 標準問題作成についての概要

共通第一次試験の実施を考察するにあたり、重要な問題点の一つは、どのような形式でどのような内容の試験問題が作成されるかということである。またこの共通第一次試験は全国国立大学受験生が受験する場合は30万人を越えることも考えなければならない。このためその採点に始まる各種の作業にはコンピューターを使用することが前提とならざるを得ない。さらに趣旨の項にも述べられているように、この試験は各大学において行なわれる独自の第二次試験と合せて、一貫した大学の入学試験の一部をなすものである。このような多くの条件を考慮した

上で昭和48年度は中間報告の17ページに示す5教科12科目について標準問題を作成して実地の出題研究が行なわれた(各科目の問題については附属報告書参照)。

問題作成にあたっては、各科目ともそれぞれコンピューター形式の採点を行なうについての設問形式、出題範囲、受験生の学力を試験し得る限度などの諸問題に関し検討を行ない、その結果は中間報告21ページ以下に述べられている。さらに作成された問題に関しては高校教諭より選ばれたモニターの参加のもとに検討を行なった(中間報告31ページ参照)。またコンピューター専門委員会においても今回作成の問題を用い実地テストを行なった。その結果を中間報告42ページ以下に示した。

今回作成の問題は、以上のような手順で作られたものであるが、この種の出題としては始めてのことでもあり且つその作業時間も必ずしも十分であったとは言えないが、ほぼ中間報告31ページ後半に述べるような趣旨に近いものであろう。なお、残された問題については、昭和49年度にさらに検討を続ける予定である。

3. 国立大学入試改善調査研究報告書(中間報告)についてのアンケート(照会)

入試改 第18号

昭和49年5月21日

各国立大学長 殿

国立大学協会
入試改善調査委員会
委員長 岡本道雄

昭和45年12月国立大学協会第2常置委員会は、国立大学共通第一次試験について調査検討することを全国国立大学にアンケートし、その

結果圧倒の多数の賛成を得ましたので、昭和46年2月19日の理事会の決定により、同年3月入試調査特別委員会が発足いたしました。

その後入試調査特別委員会は、設置以来18回の委員会・小委員会を開き、鋭意その具体像につき審議いたしました。そして、その基本構想・利用方法・共通第一次試験の成績を用いることの利点・今後の方策などについて、昭和47年9月14日「全国共通第一次試験に関するまとめ」を中間的に作成し、その段階で、各大学・学部からのご意見を承ることが適当と考え、同年9月20日上記「まとめ」に関連してアンケートをお願いしました結果、賛成および更に詳細を求めるものが大部分でありました。

上記アンケートの結果に基づき、共通第一次試験実施の細部にわたり更に検討を行なうため、昭和48年度に新たに本入試改善調査委員会が発足し、そのもとに、

- 1 実施方法等調査専門委員会
- 2 科目別研究専門委員会
- 3 コンピューター専門委員会

の3専門委員会を設け、鋭意その検討を重ねてまいりました結果、過般おとどけしました国立大学入試改善調査研究報告書—中間報告・昭和48年度—を発表いたしました。

この報告書には今後研究を要する点を多々ふくんでおり、なお検討を継続する必要がありますが、この段階で三たび各大学からのご意見を承ることが適当と考えました。ここに昭和48年度中間報告の趣旨および概要とともに別紙アンケートをご送付申しますので貴学のご意見をご回答いただきたく、ご多用中とは存じますが来たる8月31日までにご回答10部をご送付下さるようお願い申し上げます。

(別紙)

国立大学入試改善調査研究報告書(中間報告)に関するアンケートについて

国立大学の共通第一次試験は元来、高校の大学受験準備過熱化を出来るだけ押えて、しかも受験生の本来持つ実力ならびにその大学への適性を的確に判断したいという配慮から出発したものであります。しかして、この試験を併用することによって、入学試験そのものが持つ一発勝負的な性格を多少ともやわらげ、また各大学で毎年頭をなやます出題の負担を軽減し、かたよりの少ない出題の出来るなどというメリットも考えられます。さらにまた間接的には、現在その存否が論議されている国立大学入学試験の一期校、二期校の問題を再考することにもつながる可能性の高いものであります。

以上の趣旨に基づいて中間報告を作成いたしました。ついてはその内容をご検討のうえ以下の項目についてご意見をお寄せ頂きたいと思えます。

アンケート

注 (下記様式により)
ご回答下さい。

(貴大学名) _____ 大学

A 実施方法、実施機関等についてのご意見

B 共通第一次試験の教科、科目についてのご意見

C 共通第一次試験の利用についてのご意見

D その他お気づきの問題点

4. 昭和49年度国立大学入試改善 調査研究の実施委託事業計画 書

昭和49年度においては、昭和48年度に設けた委員会および専門委員会をそのまま存置し、昭和48年度に引き続きそれぞれの担当事項について更に検討を進める。

とくに、昭和49年度においては、「試験問題実地研究調査」を行なうこととし、具体的試験問題につき実地に試験を行ない、更に研究を進めることに重点を置く。

1. 国立大学共通第1次試験の実施に関する調査研究

- (1) 入試改善調査委員会を設け、各専門委員会の調査研究と緊密な連携のもとに国立大学共通第1次試験実施に関する総括的調査

研究を行なう。

入試改善調査委員会は、委員23人をもって構成する。

- (2) 実施方法等調査専門委員会を設け、国立大学共通第1次試験を実施する場合の実施方法等具体的諸問題について調査研究を行なう。

実施方法等調査専門委員会は、委員15人をもって構成する。

2. 標準問題の作成等に関する調査研究

- (1) 国語、社会、数学、理科および外国語の5教科12科目について、科目別に科目別研究専門委員会を設け、標準問題の作成、問題の妥当性について分析、研究を行なうとともに、電子計算機により処理可能な新問題形式等の調査研究を行なう。

科目別研究専門委員会は、12科目につき次の大学に置く。

[12科目の科目名および設置大学]

(国 語) 現代国語・古典(東京大)

(社 会) 倫理・社会(お茶の水大)、

政治・経済(東京大)、日本史

(奈良教育大)、

世界史(大阪大)、地理(京都市大)

(数 学) 数学一般・数学 I(名古屋大)

(理 科) 物理(九州大)、化学(九州大)、
生物(東北大)、地学(北海道大)、

(外国語) 英語(広島大)

各科目別研究専門委員会は、委員10人をもって構成する。

科目別研究専門委員会の委員長は、当該専門

委員会を置く大学の教官をもって充てる。

科目別研究専門委員会は、必要に応じ高等学校教員等の出席を求めることができる。

科目別研究専門委員会の委員長に、当該専門委員会の所要経費を交付する。

- (2) 科目別研究専門委員会連絡会議を設け、標準問題の形式、内容、程度等について全科目共通の基本方針を検討するとともに、科目間の調整等を行なう。

科目別研究専門委員会連絡会議は、科目別研究専門委員会の委員長12人をもって構成する。

- (3) コンピューター専門委員会を設け、科目別研究専門委員会その他の委員会と連携をとり、国立大学共通第1次試験の試験問題について電子計算機を試験的に使用し、大量処理方式等の検討を行なう。

コンピューター専門委員会は、委員20人（内12人は各科目別研究専門委員会の委員1人をもって充てる。）をもって構成する。

3. 試験問題実地研究調査

実施方法等調査専門委員会が実施主体となり、全国7地区（北海道・東北・関東甲信越・中部・近畿・中国四国・九州）において、1地区当り500名の高校生につき、科目別研究専門委員会作成の試験問題につき実地試験を行ない、その結果にもとづき、各専門委員会はそれぞれの担当事項について更に検討を進める。

4. 報告書の作成等

国立大学共通第1次試験の実施に関する調査研究および標準問題の作成等に関する

調査研究の結果について報告書を作成し、関係方面に配布する。

5. 事業は昭和49年4月から昭和50年3月までの間に実施する。

5. 昭和49年度試験問題実地研究 実施要項

昭和49・5・23

入試改善調査委員会

昭和49年度における入試改善調査研究に関する試験問題実地研究は、本要項の定めるところによりこれを実施する。

1. (実施担当委員会)

入試問題実地研究（以下「実地研究」という。）の実施は、実施方法等調査専門委員会が主体となり、各科目別研究専門委員会およびコンピューター専門委員会と協同のもとに行なう。

2. (実地研究の教科・科目)

実地研究は、昭和49年度の現高校3年生を対象とし、5教科12科目につき行ない、各科目別研究専門委員会の作成した試験問題を用いる。

試験は、1教科2時間以内とする。

3. (実地研究の試験期日)

実地研究の試験実施の期日は、昭和49年11月23日および24日の2日間において行なう。

4. (実地研究の実施地区と受験者数)

実地研究の試験は、全国を7地区（北海道・東北・関東甲信越・中部・近畿・中国四国

・九州)に分ち、原則として1地区当り500名、総員3,500名の高校生について行なう。

5. (実地研究各地区の世話大学と実施主体)

実地研究の各地区の試験業務は、次に掲げる各大学(以下世話大学という)の斡旋のもとに当該地区の試験実施委員会が主体となって行なう。

| | |
|---------|-------|
| 北海道地区 | 北海道大学 |
| 東北地区 | 東北大学 |
| 関東甲信越地区 | 東京大学 |
| 中部地区 | 名古屋大学 |
| 近畿地区 | 京都大学 |
| 中国四国地区 | 広島大学 |
| 九州地区 | 九州大学 |

6. (世話大学の依頼と協議)

入試改善調査委員会は、6月10日に世話大学の学長・事務局長および入学主幹の会議を開き、世話大学の依頼および試験実施委員会の設置その他実地研究の試験業務について打合わせを行なうものとする。

7. (地区試験実施委員会)

各地区に、その地区において行なう試験の企画・実施等の主務を担当する試験実施委員会を置く。試験実施委員会の構成は、委員5名(うち1名は試験実施委員長)および事務担当責任者1名とし、地区世話大学において選考し、6月30日付をもって実施方法等調査専門委員会の委員長がこれを委嘱する。

8. (試験実施委員長会議)

実施方法等調査専門委員会は、コンピューター専門委員会と共催のもとに、7月中旬に

第1回の各地区の試験実施委員長会議を開催し、試験業務の実施その他について協議打合わせを行なう。

9. (受験者の募集)

実地研究の試験を受験する高校生は、各地区の試験実施委員会が当該地区の教育委員会および高等学校の協力を得て9月20日までに募集する。

10. (受験申込書の提出)

各地区の試験実施委員会は、受験予定者が確定したときは、受験者の在学する高等学校を経由し所定の受験申込書を9月20日までに提出させ、これを在学高等学校別に取りまとめ、9月25日までに国立大学協会内コンピューター専門委員会に送付するものとする。

11. (受験者に受験票の送付)

コンピューター専門委員会は、コンピューター専門業者に依頼し、提出された受験申込書を処理して受験票等を11月上旬に各受験者に送付するものとする。

12. (教育委員会又は高等学校に依頼)

各地区試験実施委員会は、前項9および10について、教育委員会又は高等学校に依頼する場合は「実地研究趣意書」を添えて7月末日以降速やかにそれぞれ依頼するものとする。

前項の「実地研究趣意書」は、6月20日までに原稿を作成し、7月10日までに印刷を完了するものとする。

13. (試験問題およびマークシートの原稿作成

と送達)

各科目別研究専門委員会は、実地研究の試験問題およびマークシートの原稿を作成し、8月31日までに委員(1名)が出張し国立大学協会内コンピューター専門委員会にこれを送達するものとする。

14. (試験問題およびマークシートの校正・印刷)

コンピューター専門委員会は、前項により送達を受けた試験問題およびマークシートの校正と印刷とを各科目別研究専門委員会の協力を得て行なうものとする。この場合試験問題等は秘扱いとし、それぞれ確実な業者に印刷を依頼し10月末日までに印刷を完了するものとする。

15. (試験問題の採点基準の作成・報告)

各科目別研究専門委員会は、試験問題の採点基準を作成し、11月10日までにマークシートに記入して国立大学協会内コンピューター専門委員会に報告するものとする。

16. (受験者の手引・試験実施解説書の作成・送達)

実施方法等調査専門委員会は、コンピューター専門委員会と協議し、受験者の手引きおよび試験実施解説書を9月末日までに作成し、所要部数を10月末日までに印刷の上、地区試験実施委員会に送達するものとする。

17. (試験問題、マークシートの分封・送達)

コンピューター専門委員会および実施方法等調査専門委員会は、印刷した試験問題およびマークシートをそれぞれ一定の数に分封

し、各地区の試験実施委員長宛に運送便をもって11月15日までに送達するものとする。

前項の分封委員は、コンピューター専門委員会および実施方法等調査専門委員会の委員がこれにあたる。

18. (試験場)

実地研究の試験場は、各地区世話大学にその斡旋を依頼し、9月末日までに決定するものとする。

19. (試験監督者)

試験監督者は、原則として受験者50名当たり2名とし、11月中旬までに地区試験実施委員会がこれを委嘱する。

20. (解答マークシートの送達)

各地区の試験実施委員長は、実地研究の試験を完了したときは、直ちに解答マークシートを厳封し、これを国立大学協会内のコンピューター専門委員会宛に運送便をもって11月25日に発送するものとする。

21. (解答マークシートのコンピューター処理)

コンピューター専門委員会は、前項により送達された解答マークシートについてコンピューター専門業者に依頼しコンピューター処理を行ない、12月20日までに受験者別・科目別等に採点を整理し、更に必要事項毎に結果を整理するものとする。

22. (最終報告書)

実施方法等調査専門委員会は、コンピューター専門委員会・各科目別研究専門委員会および地区試験実施委員会の報告にもとづき

「試験問題実地研究報告書」を取りまとめ、
12月末日までに入試改善調査委員会にこれを
報告するものとする。

試験問題実地研究の日程

昭和49・5・11

1. 地区世話大学の依頼 6月10日
2. 地区試験実施委員の委嘱の時期
6月30日
3. 「実地研究趣意書」原稿締切 6月20日
4. 同上 印刷完了 7月10日
5. 地区試験実施委員長会議第1回開催
7月中旬
6. 教育委員会・高校に受験者募集依頼の時期
7月末日以降
7. 試験問題・マークシートの原稿作成送達の
時期 8月31日
8. 受験者募集の時期 9月20日まで
9. 受験申込書を地区試験実施委員会に提出の
期限 9月20日
10. 受験申込書を国大協に送付する期限
9月25日
11. 受験者に受験票送付の時期 11月上旬
12. 試験場決定の期限 9月末日まで
13. 採点基準（科目別委作成）送達の時期
11月10日
14. 受験者の手引・試験実施解説書作成の時期
9月末日
15. 同上 印刷完了の時期 10月末日
16. 試験問題・マークシートの印刷完了の時期
10月末日
17. 試験問題・マークシートの分封送達期限
11月15日
18. 試験監督者委嘱の時期 11月中旬まで
19. 試験期日 11月23日・24日
20. 解答マークシートの返送時期

11月25日（発送）

21. 解答のコンピューター処理の期限 12月20日
22. 報告書作成期限 12月末日

6. 大学院設置基準

昭和49年6月20日

大学院設置基準要綱

1. 大学院は、学校教育法その他の規定による
ほか、この省令の定めるところにより設置す
るものとする。
2. 大学院における課程は、修士課程及び博士
課程とするとともに、それらの目的及び修業
年限等を定めること。
3. 大学院に置く研究科及び専攻について定め
ること。
4. 大学院の教員組織について定めること。
5. 大学院の学生定員について定めること。
6. 大学院の教育方法等について定めること。
7. 修士課程及び博士課程の修了要件を定める
こと。
8. 大学院の施設及び設備について定めるこ
と。
9. その他所要の規定を置くこと。
10. この省令は、昭和50年4月1日から施行す
ること。

○文部省令第28号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条、
第8条、第68条第1項及び第88条の規定に基づ
き、大学院設置基準を次のように定める。

昭和49年6月20日

文部大臣 奥野誠亮

大学院設置基準

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

- 第2章 研究科（第5条—第7条）
 - 第3章 教員組織（第8条・第9条）
 - 第4章 学生定員（第10条）
 - 第5章 教育方法等（第11条—第15条）
 - 第6章 課程の修了要件等（第16条—第18条）
 - 第7章 施設及び設備（第19条—第22条）
 - 第8章 雑則（第23条・第24条）
- 附則

第1章 総則
（趣旨）

第1条 大学院は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

（大学院の課程）

第2条 大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 大学院には、修士課程及び博士課程を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。

（修士課程）

第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 修士課程の修業年限は、2年とする。

（博士課程）

第4条 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。

4 前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程においては、その前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第2章 研究科
（研究科）

第5条 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであって、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。

（専攻）

第6条 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、1個の専攻のみを置くことができる。

（研究科と学部等の関係）

第7条 研究科を組織するに当たっては、学部、大学附置の研究所等と適切な連携を図る等の措置により、当該研究科の組織が、その目的にふさわしいものとなるよう配慮するものとする。

第3章 教員組織
（教員組織）

第8条 大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育研究上必要な教員を置くものとする。

2 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員がこれを兼ねることができる。

第9条 大学院には、前条第1項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、必要数置くものとする。

1 修士課程を担当する教員にあっては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に

関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者

2 博士課程を担当する教員にあっては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

第4章 学生定員

(学生定員)

第10条 学生定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。

第5章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第11条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目)

第12条 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

(研究指導)

第13条 研究指導は、第9条の規定により置かれる教員が行うものとする。

2 大学院は、教育上有益と認めるときは、博士課程の学生が他の大学院又は研究所等にお

いて必要な研究指導を受けることを認めることができる。

(修士課程の教育方法の特例)

第14条 修士課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(大学設置基準の準用)

第15条 大学院の各授業科目の単位数、単位の計算方法、授業日数、授業の方法及び単位の授与並びに他の大学院における授業科目の履修等については、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第25条から第27条まで、第28条の2、第30条、第31条並びに第31条の2第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定を準用する。この場合において、第31条の2第2項中「30単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。

第6章 課程の修了要件等

(修士課程の修了要件)

第16条 修士課程の修了の要件は、大学院は2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

第17条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在

学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第18条 修士課程又は博士課程を修了した者は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところにより、学位を授与されるものとする。

第7章 施設及び設備

（講義室等）

第19条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。

（機械、器具等）

第20条 大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

（図書及び学術雑誌）

第21条 大学院には、研究科及び専攻の種類に応じて必要な種類及び冊数の図書及び学術雑誌（マイクロフィルムによるものを含む。）を系統的に整理して整えるものとする。

（学部等の施設及び設備の共用）

第22条 大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

第8章 雑則

（事務組織）

第23条 大学院を置く大学には、大学院の事務を処理するため、適当な事務組織を設けるも

のとする。

（医学及び歯学の研究科に関する特例）

第24条 医学及び歯学の研究科に関する基準は、別に定める。

附 則

- 1 この省令は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和50年度に開設しようとする大学院の設置認可の申請に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとする。
- 3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を次のように改正する。
第66条中「大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）」の下に「及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）」を加える。

7. 学位規則の一部を改正する省令

昭和49年6月20日

学位規則の一部を改正する省令要綱

- 1 博士の種類については、新たに総括的な博士の種類として「学術博士」を設け、大学院の定めるところにより「学術博士」又は既存の種類の中の博士のいずれかを授与することができるものとする。 （第2条関係）
- 2 博士及び修士の学位の意義をそれぞれ次のように改めること。 （第3条及び第4条関係）
 - (1) 博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。
 - (2) 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高

度の能力を有する者に授与する。

3 博士及び修士の学位の授与要件を次のように改めること。(第5条及び第6条関係)

(1) 博士の学位は、博士課程を修了した者に授与するとともに、従来どおり大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することができるものとする。

(2) 修士の学位は、修士課程を修了した者に授与するとともに、博士課程において修士課程を修了するのに必要な要件を満たした者についても授与することができるものとする。

4 前2条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができるものとする。

(第7条関係)

5 博士の学位を授与された者の学位論文の印刷公表についてやむを得ない事由がある場合には、当該大学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表すれば足りるものとし、この場合には当該大学はその論文を求めに応じて閲覧に供するものとする。 (第9条関係)

6 博士の学位を授与した際の文部大臣への報告書類等を簡素化すること。(第11条関係)

○文部省令第29号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条第1項の規定に基づき、学位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和49年6月20日

文部大臣 奥野誠亮

学位規則の一部を改正する省令

学位規則(昭和28年文部省令第9号)の一部

を次のように改正する。第3条から第6条までを次のように改める。

(博士)

第3条 博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。

(修士)

第4条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与するものとする。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学の定めるところにより、大学院の博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(修士の学位授与の要件)

第6条 修士の学位は、大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第4条第3項の規定により前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第16条に規定する修士課程の修了要件を満たした者にも授与することができる。第8条を削り、第7条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(学位論文の審査の協力)

第7条 前2条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第10条を削り、第9条中「学位の授与を受けた者」を「学位を授与された者」に、「附記」を「付記」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

第9条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該大学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、当該大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

第11条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(学位授与の報告)

第11条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、別記様式による学位授与報告書を文部大臣に提出するものとする。

別表第1中「文学博士」を「^{「學術博士」}に改め
文学博士」

る。

別表第2の次に別記様式として次のように加える。

(別紙)

附則

この省令は、昭和50年4月1日から施行する。

(表)

別記様式 (用紙の大きさは、日本工業規格B5)

| 学位授与報告書 | | | | 学位授与年度 | | |
|-----------|-------------------------------------|------------|----------------|----------------|----------|--|
| | | | | 昭和 | 年度 | |
| 学位の種類 | | 報告番号 | | 大学大学院 | | |
| 博士 | | 甲 乙 第 号 | | | | |
| 学位を授与された者 | 氏 名 | | 性 別 | 生 年 月 日 | | |
| | (ふりがな) | | 男・女 | 明治 大正 昭和 | 年 月 日 | |
| | 本 籍 | | 現 住 所 | | | |
| | 都道府県 | 都道府県 | 市(区) 町 村 | 丁目 番 号 | | |
| | 学 歴 | | | | | |
| 大 学 | 大学 | 学部 | 明治 大正 昭和 | 年 月 | 卒業 中退 | |
| 大 学 院 | 大学大学院修士課程 研究科 専攻 (入学 修了 (中退)) | | | 年 月 日 | 日 | |
| | 大学大学院博士課程 研究科 専攻 (入学 修了 (中退)) | | | 年 月 日 | 日 | |
| 博士論文名 | | | | | | |
| 学位授与年月日 | | 博士論文受理年月日 | | 論文審査終了年月日 | | |
| 昭和 | 年 月 日 | 昭和 | 年 月 日 | 昭和 | 年 月 日 | |
| 博士論文の印刷公表 | 公表(予定)年月日 | | 出版物の種類及び名称 | | | |
| | 昭和 年 月 日 | | | | | |
| | 公 表 内 容 | | | | | |
| 全 文 ・ 要 約 | | | | | | |

(募)

(記入上の注意)

1. この報告書は、博士の学位を授与された者ごとに個別に作成すること。
2. 報告番号は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により授与された博士の一連番号とし、第5条第1項の規定によるものについては「甲第 号」、同条第2項の規定によるものについては「乙第 号」とすること。
3. 博士論文の題名が外国語で表示されている場合は、日本語訳を（ ）を付して記入すること。
4. 「出版物の種類及び名称」の欄には、学会誌、学内誌、単行本等の種類及び名称を記入し、出版社等の名称を付記すること。

窓

離島教育とデータ通信

私の所属している教育学部に、米文学担当の外人教師がいる。時々、物理の私の研究室で、私は彼に茶を入れながら「Teacher (tea 茶) は茶が好きだ」「余り茶化すな(茶粕な)」などといって駄じゃ落の応酬をするが、話がたまたま NIGHT システムにふれた。

彼が「NIGHT システムとは何か？」と訊ねたので私は「N：長崎市にある長崎大学の教育学センターの離島教育情報総合処理装置(140KB)と、長崎県の主な離島 I：壱岐、G：五島、H：平戸、T：対馬を夜間あいた長崎県防災行政無線で結ぶ、広域教育学総合システム(文部省 特定研究：科学教育の計画研究)で、長崎県の市部と離島およびへき地の教育の格差解消を研究するためのものだ」と説明した。

このデータ通信システムについて彼は大層関心を示した。そして、彼は私達の書いた NIGHT システムの文中の

Even those having some teaching experience tend to feel lonely while they are living and teaching in remote areas, because of the solitary life, insufficient information and equipment. をとり上げて、「私はこの feel lonely がよくわからない。だから This should be expanded to explain why the teacher can not fully integrate into the local community and has few people of like interests to talk to. というのは、離島やへき地でも今は、ラジオやテレビが普及しているし、またガールフレンドもボーイフレンドもいるではないか」といった。そこで私は、「The main reason for this reluctance is that the individual teacher's access to advice and educational material becomes extremely limited in remote areas.」と補足したので、彼は「I understand.」といい、そして「初めからそれが書いてあれば、私は別にチャチャ(茶茶)を入れナイト」といいながら、お茶をおいしそうに飲み干した。

日々の一斉授業と個別学習のための教材や学習プログラムを県下の小中学校に提供するとともに、児童・生徒の学力の診断・評価の迅速なコンピュータ処理ならびに無線によるフィードバックをすることによって離島教育格差是正のプロモーターとして、長崎の NIGHT システムが寄与できれば幸いである。

(長崎大学教授 久保為久磨)

D そ の 他

◎ 初代会長の逝去

南原繁先生には5月19日病氣のため逝去されたので当協会から弔意を表した。

1. 学長の異動について

○ 学長の交替

| 大学名 | 旧 | 新 |
|--------|-------|-----------------|
| 宇都宮大学 | 奥野 俊 | 大崎 六郎 (事務取扱) |
| 浜松医科大学 | | 吉利 和 |
| 滋賀大学 | 砂崎 宏 | 桑原 正信 |
| 宮崎大学 | 中塚 正行 | 保田 正人 (事務取扱) |
| 宮崎医科大学 | | 勝木司馬之助 |

2. 寄贈図書

昭和48年度 大阪教育大学教育研究所報No.9
大阪教育大
大学入試における共通学力テストに関するの
調査報告 昭和48年度
私学教育研究所
教育評論 5, 6月合併号
日本教職員組合

教育関係学部設置基準要項(案)及び教育関係学部附属学校設置基準要項(案)

同 上 の解説

日本教育大学協会

第9回大学教員懇談会記録

大学セミナー・ハウス

図書館・情報学にかかる高等教育機関のあり方について(報告)

図書館短期大学

大学図書館研究 3・4 March 1974

国立大学図書館協議会

総合教育研究室年報 1973

関西学院大学

Universitas vol.16 Aug. E

M. B. H

教育研究全国集会 国民のための大学づくり

——第17分科会——

総定法・定員外職員をめぐる国会審議の状況

——国会闘争の経験——

東京大学職員組合

研究紀要 第6巻

佐賀大学教養部

日本学術会議25年史

日本学術会議

南米でのひとつの思い出

私は昭和48年9月下旬より12月初旬にかけて、千葉大学学術調査隊の一員として、南米ペルーおよびボリビアにかけてのアンデス山地の古生物調査に参加した。

ペルーの首都リマに到着してから、私達は荷物の整理、これから始まる調査の準備など多忙な生活を過していたが、10月上旬、最初の研究地であるペルー側のアンデス山地へ調査に出発した。メンバーは私達のほかに、ペルー地質調査所の技師R氏と運転手V氏で、調査には地質調査所のジープを使用した。なにしろアンデス山地というのは海拔3,000~4,000mの高原地域とその周囲にそびえる雄大な積雪姿の5,000~6,000m級の山々からなりたっているのである。その高原地域および山地の傾斜面に分布する地層を主として調査したのであるが、日本にいるときから「現地の人々は空気の希薄な高地での生活には馴れているが、日本人はたちまち高山病にかかるぞ。」とおどされていたので内心ヒヤヒヤものであったが、しかしみな平生地質調査できたえているのと、リマの日系の人々から高地での備えについて細々と助言を頂いたり、慎重に行動したおかげで、5,000m近くまで調査の足を延ばしたが大した病気もせず無事調査を終了することができた。この経験はその後の調査に大いに役立ち、ボリビアでの高地調査も全員無事にきりぬけられた。

今回の調査はペルーとボリビアの地質調査所との協同研究というかたちをとったので、両国の研究者と共に調査し、生活を共にする機会にめぐまれた訳である。時には言葉の相違からくる誤解や研究面での意見の対立などもあったが、お互い裸になってのつきあいは一生忘れなれない思い出である。たとえばこのようなこともあった。最初のアンデス山地の調査を終了し、ワンカヨという町からリマに戻る途中のアンテコーナーという峠での出来事である。私達は無事調査終了という解放感から、肩の重荷をおろして揺れるジープに身をゆだね、遠く高くそびえる6,000m級の白銀の山々、近くはゴツゴツとした岩肌の山なみなど眺め、今までの苦しかった調査の思い出にふけている時突然キュッという音と共にジープが止ったのである。スワッ・一大事!!運転手のV氏がどうにも困った表情でこちらに故障の合図を送っている。突然夢をさませれ一行は緊張した。附近には人家は一軒としてない。相談の結果、調査所の技師R氏がリマに救助を求めるため峠の向う側まで通りがかりのトラックに便乗して行くことになった。午後2時頃であったように思う。10月といえば南半球ペルーは日本の6月の気候だが、高地では夕方になると冷え込みがひどくなる。だんだん暗くなるに従ってちらついていた雪も本降りとなり、あたり一面銀世界と化した。お互いに強がりはいっているものの非常に心細さを覚える。から元気をだして歌をうたい、とぼしくなった非常食のカンヅメを分ちあい励ましあっていたがすっかり暗くなってしまった。V氏はさかんに「荷物は自分が責任をもって運ぶから君等日本人は通りかかる車に便乗してリマに帰れ」といつてくれる。しかし運転手1人残してどうして帰ることができようか。「イヤイヤ我々もあなたと一緒に救援の車がくるまで頑張るよ。」という訳で、救援遅しとじりじりした気持を押えながらお互いないちえをしぼってはじょうだんをいつて待っていた。あたりはしんしんと冷えこんでくる。もう通る車も途絶えがちだ。どうなることか。窓をたたき音でぎょっとする。R氏が戻ってきたのである。リマとの連絡がとれたそう。もうしばらくの辛棒だ。時計を見ると午後7時。その後、車は全く途絶えた。だんだん不安になると同時に眠くなってきた。「これじゃジープの中で一晚徹夜か。」と腹できめかけていた時突然ジープが近づいて来た。ああ救援ジープが来てくれた。午後10時過ぎであった。その時の感激は生涯忘れることはないであろう。一行がその車でリマの宿舎に戻ったのは翌日の午前2時過ぎであった。

(大阪教育大学助教授 山際延夫)

国立大学協会組織表

(昭和25・7・13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事一会長、副会長を含む21名、各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会 新設大学拡充特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会 図書館特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会 研究所特別委員会
 - 入試期特別委員会 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 入試調査特別委員会 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
その下に、大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)

編集後記

- ご多忙のところをご寄稿いただき、おかげさまで今回の会報を飾ることの出来た特別寄稿の谷口岡山大学長、および窓欄寄稿の久保長崎大教授、半田東京外語大教授、山際大阪教育大助教授の諸先生に厚くお礼を申しあげる。
- なお、会報には例によって諸会議の議事要録がいろいろ載せられているが、例えば国大協の長年の問題である1、2期校のアンケートの記事をとりあげて見ても、アンケートの資料作り、それぞれの大学での意見のとりまとめのご苦勞、全大学からの100%の回答など、そのかげにある関係の方々の深いご配慮のことを考えると、頭の下がる思いがする。 (C)